

第4次大津市地域福祉計画

第6次大津市社会福祉協議会 地域福祉活動計画

2022~2026

はじめに

現在、少子高齢化の進行、個人の価値観やライフスタイルの多様化、人間関係や地域でのつながりが希薄化するなど、地域を取り巻く環境は変化しており、個人や世帯、地域が抱えている課題、ニーズについても、複雑化・複合化してきています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は我々の生活全般に大きな影響を及ぼし、地域福祉活動の人の集い、ふれあい、顔を合わせる交流を進めていくことが、困難な状況におかれまして。このような新たな課題や社会の変化について、未来を見据えながらより良い暮らしの実現のために、市民に寄り添い、市民や事業者、地域等と課題を共有しながら、多角的な視点と知識をもって取り組み、課題解決を図っていく必要があります。



今回、策定しました令和4（2022）年度から令和8（2026）年度の5年間を計画期間とする「第4次大津市地域福祉計画・第6次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画」は、大津市と大津市社会福祉協議会が共通の理念の下に、それぞれの役割を明確にし、取組を定めることで、より連携を強化して本市の地域福祉を推進していくために、一体的な計画として策定しております。

本計画は、これまでの基本理念を引き続き継承しつつ3つの基本目標を掲げ、新たに重層的支援体制の整備や成年後見利用促進計画、再犯防止推進計画を含めた各施策に取り組み、地域共生社会の実現を目指していくものであります。計画の推進にあたっては、市民の皆さまをはじめ、事業者、企業、関係団体、学校など、様々な人々との連携を図り、ともに協働しながら取り組んでいく必要があります。今後とも、皆さまのご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、本計画の策定にあたり、大津市社会福祉審議会地域福祉専門分科会の委員の皆さま、策定プロジェクトチームのメンバーの皆さま、ワークショップやパブリックコメントでは市民や団体の皆さまに、それぞれの立場や視点から貴重なご意見をいただきました。心より感謝申し上げます。

令和4（2022）年3月

大津市長

佐藤健司

はじめに

令和2（2020）年度から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症は、生活のあらゆる場面に大きな打撃を与えました。飲食や観光などの産業は甚大な被害を受け、生活困窮の状態に陥る人が急増しました。また、地域では、様々な活動やイベント・研修会の縮小・中止などが生じており、今日まで築き上げてこられた人と人をつなげる活動の停滞にもつながり、社会的孤立や生活困窮者の増加が深刻になっています。



こうした中、大津市社会福祉協議会では、市民・当事者が主体の福祉のまちづくりの推進に向けて、5年ごとに地域福祉活動計画の見直しを行い、地域に住むすべての人が暮らしやすい地域社会の実現のため、お互いに助けあい、支えあいながら、誰もがその人らしい生活を送れるような福祉のまちづくりの推進に努めてまいりました。具体的には、生活困窮者自立支援事業では経済的に困窮に陥った人や地域や社会から孤立している人への支援や、子どもの貧困対策等に取り組みました。また、子ども・若者総合相談窓口を設置し、ひきこもり等の相談支援を行い、福祉施設との連携就労体験の場づくりによって、社会参加と自立支援を目指しました。地域づくりにおきましては、支えあい活動や移動支援活動のインフォーマルな社会資源の充実とボランティア等の新たな担い手づくりを進めて参りました。

このたび策定いたしました「第6次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画」では、前計画に引き続き、行政計画である「第4次大津市地域福祉計画」と一体的に策定しました。地域共生社会の実現を具体化する事業である重層的支援体制整事業や成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画については、計画の中に方向性を盛り込むことが出来ました。

また、本計画の推進に当たっては、常に社会情勢の変化に伴う福祉的課題の抽出・分析に努め、課題解決型の方向を強化していきます。

本会は、学区社会福祉協議会を基盤に、民生委員児童委員、福祉施設、各種団体やNPOの皆様とともに、今後の地域福祉の推進を目指し、行政の地域福祉計画と連携しながら、本市における地域共生社会の実現に努めてまいりますので、市民の皆様には、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご指導いただきました同朋大学牧村先生、龍谷大学筒井先生はじめ、何度もご議論・ご意見をいただいた策定委員・プロジェクトチーム委員のみなさまを含め、ご参画いただきました関係の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和4（2022）年3月

社会福祉法人大津市社会福祉協議会
会長 竹内 俊彦

目次

| | |
|---|-----------|
| 第1章 計画の策定にあたって | 1 |
| 1 計画策定の趣旨..... | 1 |
| (1) 近年の地域福祉を取り巻く状況..... | 1 |
| (2) 地域福祉計画及び地域福祉活動計画の位置づけ..... | 2 |
| (3) 計画策定の経過..... | 3 |
| (4) 市の関連計画との関係性..... | 5 |
| 2 地域福祉を取り巻く関係法令の動向..... | 6 |
| (1) 社会福祉法の改正（重層的支援体制整備事業）..... | 6 |
| (2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律施行（成年後見制度利用促進計画）..... | 9 |
| (3) 再犯の防止等の推進に関する法律施行（再犯防止推進計画）..... | 10 |
| 3 計画の期間..... | 11 |
| 4 策定体制..... | 12 |
| | |
| 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題 | 13 |
| 1 現状から見た特徴と課題..... | 13 |
| 2 前計画の評価..... | 21 |
| 3 大津市の地域福祉の課題..... | 33 |
| (1) 前計画において設定した課題の整理..... | 33 |
| (2) 地域団体や若者世代によるワークショップにおいての主な意見..... | 38 |
| (3) 現状から見えてきた課題のまとめ..... | 40 |
| | |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 41 |
| 1 計画の基本理念..... | 41 |
| 2 計画の基本目標..... | 42 |
| 3 施策体系..... | 44 |
| | |
| 第4章 施策の展開 | 45 |
| 基本目標1 ネットワークの力で市民のニーズを広く受け止め解決する体制づくり..... | 45 |
| 方向性1-1 情報を必要な人に届ける取組の充実..... | 45 |
| 方向性1-2 大津市に合った包括的な相談窓口..... | 47 |
| 方向性1-3 分野を越えた福祉課題を解決に導く多機関連携のしくみづくり..... | 51 |
| 方向性1-4 権利擁護支援の推進【成年後見制度利用促進計画】..... | 55 |

| | |
|--|----|
| 基本目標 2 多様な参加とつながりを生み出すしくみづくり | 59 |
| 方向性 2-1 ボランティアやNPO活動の推進 | 59 |
| 方向性 2-2 支援が必要な人が参加する場づくり | 62 |
| 方向性 2-3 新しい参加者を巻き込んでいく取組の推進 | 64 |
| 方向性 2-4 地域で活動している人や団体の新しいつながりづくり | 66 |
| 方向性 2-5 地域福祉を協働で進める取組の推進 | 68 |
| 基本目標 3 生きる力を高めあい支えあえる地域づくり | 70 |
| 方向性 3-1 生きる力を育む場づくり | 70 |
| 方向性 3-2 小地域における福祉のまちづくりの基盤強化 | 73 |
| 方向性 3-3 災害時に助け合える体制づくり | 76 |

第5章 施策の推進..... 78

| | |
|-----------------------|----|
| 1 進行管理 | 78 |
| 2 推進体制 | 79 |
| (1) 計画の推進に向けて | 79 |
| (2) 市の関連計画との関係性 | 79 |
| (3) 各主体の役割 | 80 |
| (4) SDGs との関連 | 82 |

資料編 84

| | |
|---------------------------|-----|
| 1 大津市の現状 | 84 |
| (1) 地勢 | 84 |
| (2) 人口 | 86 |
| (3) 地域福祉を考えるための統計数値 | 95 |
| (4) 地域福祉を支える社会資源 | 104 |
| 2 計画の策定経過 | 114 |
| (1) 条例・規則等 | 114 |
| (2) 会議開催記録 | 120 |
| (3) ワークショップ概要 | 125 |
| 3 用語解説 | 127 |



第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 近年の地域福祉を取り巻く状況

近年、少子高齢化や人口減少が進んでいる中で、高齢者世帯や単身世帯の増加により、社会的孤立や、高齢の親がひきこもりの 50 代の子の生活を支えるという問題（8050 問題）、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）、本来大人が担うと想定される家事や家族の世話を未成年者が行う（ヤングケアラー）、世帯全体が孤立している状態（多頭飼育、ごみ屋敷）等人々の暮らしの中での課題は複雑化・多様化しています。

また一方で、共働き世帯の増加や個人の価値観の変化、生活様式の多様化等により、地域における人と人とのつながりが希薄になる中で、地域における様々な活動や支援の担い手の確保が難しくなってきています。さらに、令和元年度末から世界的に流行し始めた新型コロナウイルス感染症により、感染症防止対策のため「新しい生活様式」を行なうことで、人との接触や関わり方が制限されるようになりました。外出自粛等による社会経済への影響により、生活基盤が揺らぎ支援が必要な人々が顕在化した一方で、潜在的に支援の声を出すことが難しい人々もいることが想定され、市民に寄り添いながら、支援を行うことが必要です。

国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。そのような中で、地域の絆はますます重要であり、地域でのコミュニティ活動を通じ、日頃から顔の見える関係づくりを継続して行うことが大切です。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、行政の福祉制度によるサービスだけでなく、地域住民主体の地域福祉活動、地域、専門職、行政が垣根を越えて連携していくことが求められています。

大津市においても、様々な課題に対応するため、一人ひとりがかげがえのない人間として認め合い、地域の中で誰もが役割をもってつながり、支えあうことができる社会の実現を目指し、国の方針や社会動向の変化を踏まえて、包括的な支援体制の整備に重点を置きながら、市民、地域、大津市社会福祉協議会（以下「市社協」と表記します。）、行政（以下「市」と表記します。）の協働による地域共生社会の実現に向けた計画を策定します。

(2) 地域福祉計画及び地域福祉活動計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画であり、地域の将来を見据えた地域福祉のあり方や推進に向けての基本的な方向を定める計画です。

一方、「地域福祉活動計画」は、市町村社会福祉協議会が社会福祉法第109条の規定に基づき策定する、地域住民や社会福祉・保健関係団体や事業者等が主体的に地域で進めていく取組が盛り込まれた民間の行動計画です。

社会福祉法

(社会福祉法第107条)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

社会福祉法

(社会福祉法第109条)

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(3) 計画策定の経過

市では、平成 19（2007）年3月に「一人ひとりを認めあい、支えあう、おおらかなまち“大津”」を基本理念とする「第1次大津市地域福祉計画」を策定しました。その後、平成24（2012）年3月に「第2次大津市地域福祉計画」を策定し、「第1次大津市地域福祉計画」で掲げた基本理念を受け継ぎ、地域福祉の推進を図ってきました。

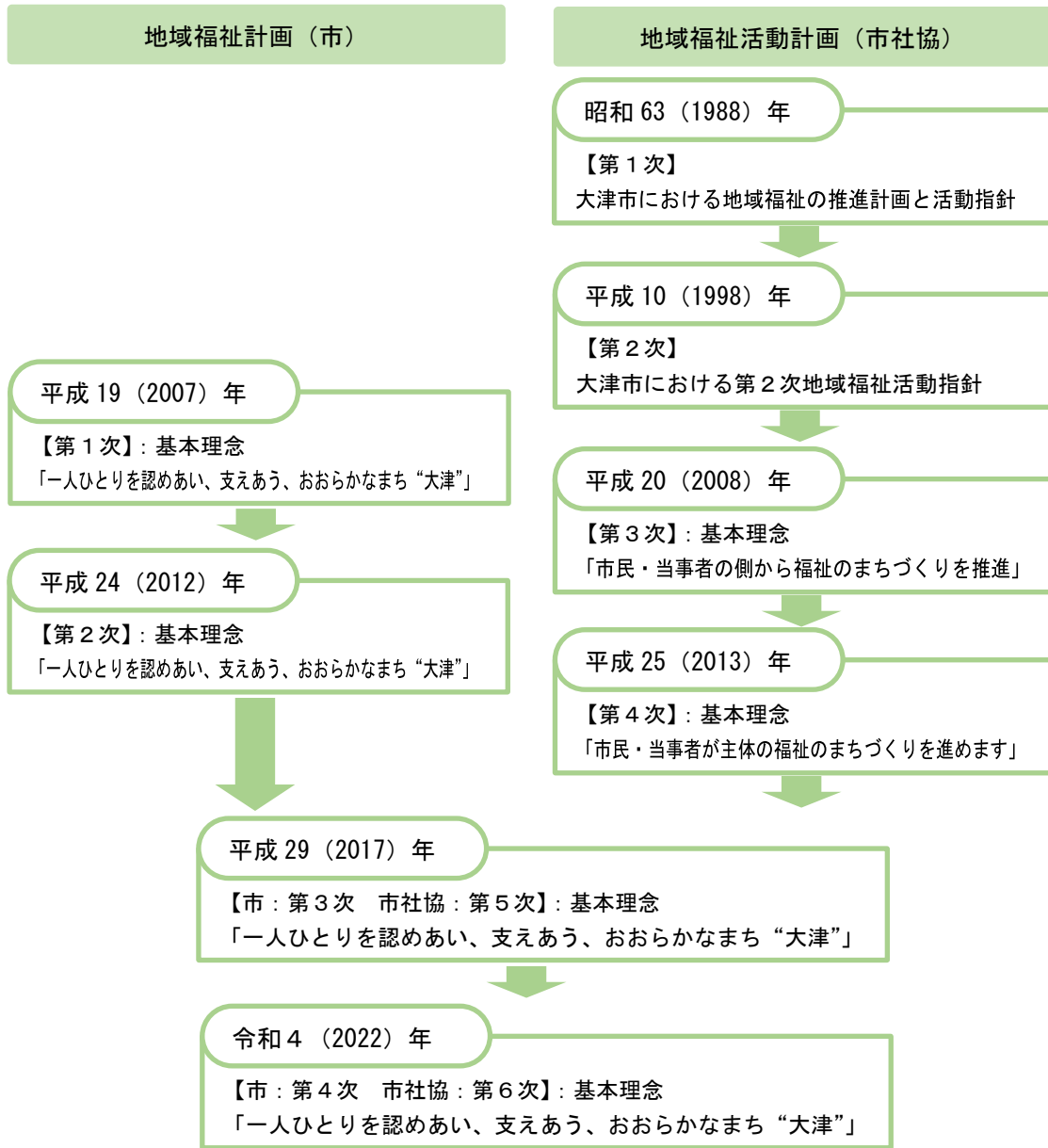
市社協では、昭和 63（1988）年に「大津市における地域福祉の推進計画と活動方針」（大津市社会福祉協議会第1次地域福祉活動計画）を策定し、平成25（2013）年4月には「市民・当事者が主体の福祉のまちづくりを進めます」を基本理念とする「第4次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉活動の推進を図ってきました。

市及び市社協の策定する「大津市地域福祉計画」と「大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画」は、主体こそ相違するものの、ともに地域福祉の推進を目的としてお互いに補完・補強しあう関係にあります。

そのような考え方を基本とし、市及び市社協で地域福祉の目標を共有し、地域福祉の推進を図るため、平成 29（2017）年3月に「第3次大津市地域福祉計画・第5次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画」（以下「前計画」と標記します。）を一体的に策定し、地域福祉の課題に対する行政の役割と市社協の役割を整理しつつ、同じ理念や方向性のもと、市及び市社協が連携して地域福祉を推進しています。

「第4次大津市地域福祉計画・第6次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画」（以下「本計画」と標記します。）においても、前計画を継承し、一体的に策定いたします。

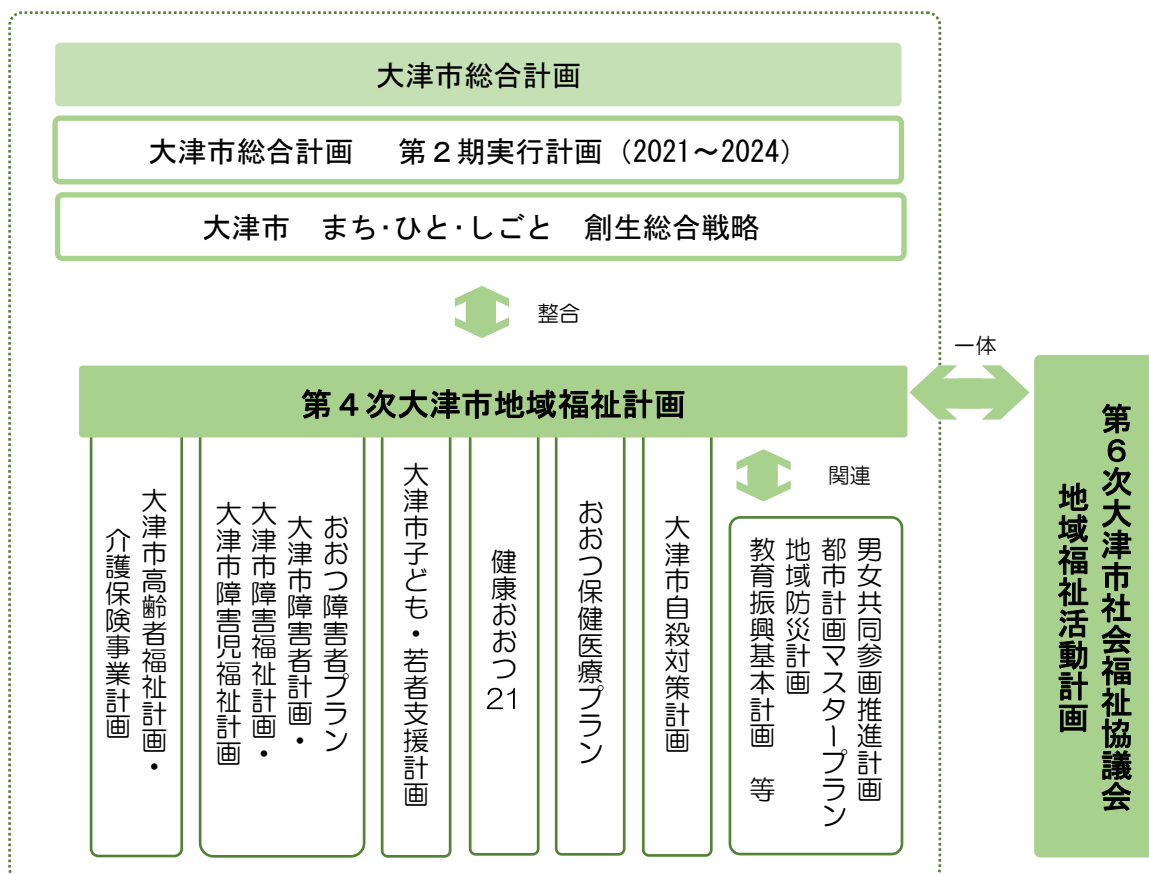
【地域福祉の計画づくりの経過】



(4) 市の関連計画との関係性

本計画は「大津市総合計画」及び「大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」のもと、地域の中でいきいきと自分らしく安心して暮らし続けられるまちを目指す「大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、障害のある人もない人も、一人ひとりが尊重され、誰もが心豊かに暮らせるよう支援する「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」（大津市障害者計画、大津市障害福祉計画、大津市障害児福祉計画の3つで一体的な計画として「おおつ障害者プラン」）（以下「おおつ障害者プラン」と表記します。）、子ども・若者が社会全体とつながり、育ち合い、誇りをもってこころ豊かな人生を送り、自立した個人として次代の担い手になっていけるよう支援する「大津市子ども・若者支援計画」等、その他の分野の個別計画を「地域」や「生活」といった視点で横断的に取りまとめ、総合化することで、市の地域福祉に必要な考え方や方向性、取り組み方法を集約し、地域の福祉力を高めていくものです。

また、各計画の対象とならない部分については、市民や関係団体、事業者、NPO、行政、社会福祉協議会等が協働し地域福祉の取組を充実させていくことが重要と考えています。



2 地域福祉を取り巻く関係法令の動向

(1) 社会福祉法の改正（重層的支援体制整備事業）

近年、地域福祉に関わる様々な関係法令の見直しが行われており、国においては、平成 29（2017）年に社会福祉法の一部が改正され、地域福祉計画は、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられ、包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項についても記載が求められました。（平成 30（2018）年4月1日施行）

社会福祉法の一部改正（平成 29（2017）年）の附則に規定される公布後3年（令和 2（2020）年）の見直し規定に基づく、市町村における包括的な支援体制の全国的な整備を推進する方策について検討を進めるため、有識者による地域共生社会推進検討会において、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築することとされており、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」により、包括的かつ重層的な支援体制の充実を図ることが求められています。

社会福祉法の改正により、令和 3（2021）年4月に、新たに創設された重層的支援体制整備事業が施行され、市町村は包括的な支援体制の充実を図ることが必要となります。

重層的支援体制整備事業は、市が各分野でこれまで取り組んできた既存のしくみや事業等を活かしつつも、現状の制度、組織、支援のしくみ等を整理・統合することで、まとめられる手続きをまとめて事務手続きが簡素化されたり、市民にとって分かりやすい適切な支援や制度につながったり、これまでできなかった支援ができるようになる等、発展的に展開することが求められます。

このような背景のもとに、本計画においても地域共生社会の実現に向け、包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制の整備等の視点を計画全体に反映し、施策の展開を図っていきます。

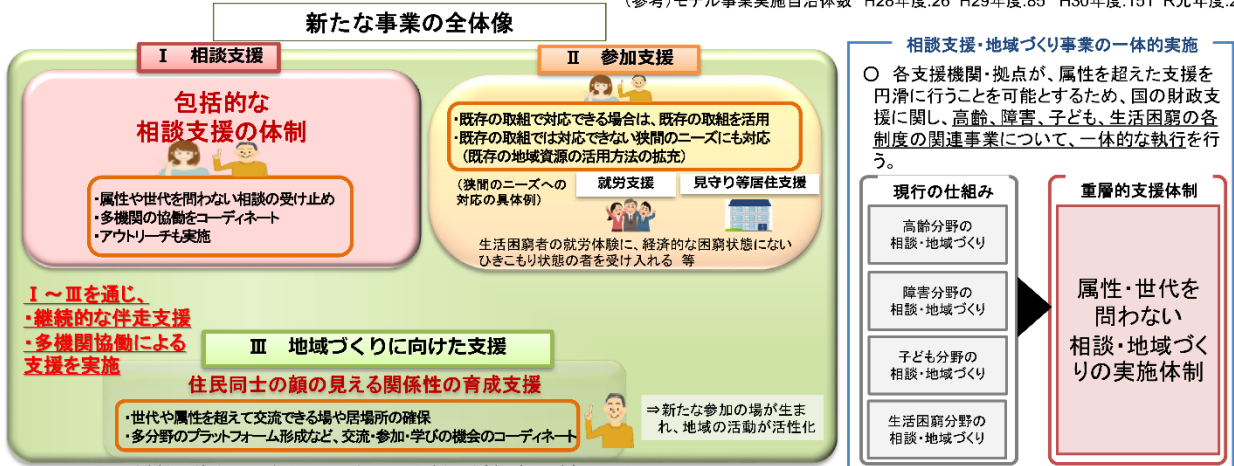
1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
 - ▼ 属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼ 属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外活用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**

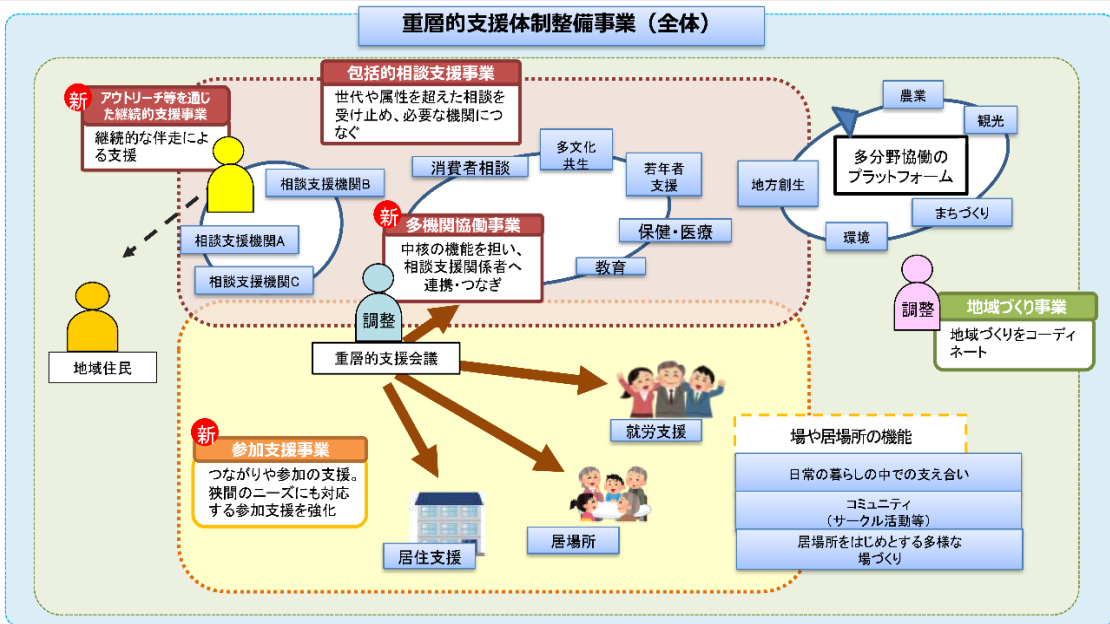
(参考)モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
 (ア)狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
 (イ)地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援へ早期につながる
 (ウ)災害時の円滑な対応にもつながる

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



資料：厚生労働省

【重層的支援体制整備事業の5つの事業の内容】

| 事業名 | 内容 |
|--------------------|--|
| 包括的相談支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ○ 支援機関のネットワークで対応する ○ 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ |
| 多機関協働事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ○ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ○ 支援関係機関の役割分担を図る |
| アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 支援が届いていない人に支援を届ける ○ 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける ○ 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く |
| 参加支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会とのつながりを作るための支援を行う ○ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ○ 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う |
| 地域づくり事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 世代や属性を越えて交流できる場や居場所を整備する ○ 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ○ 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る |



(2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律施行 (成年後見制度利用促進計画)

認知症や知的・精神障害等により判断能力が不十分な人を社会全体で支えあうことが、地域共生社会の実現に資するものであることから、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちの権利擁護を支援する必要があります。

国においては、成年後見制度の利用促進に係る国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、必要となる施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本事項を示した「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「成年後見制度利用促進法」という。)が、平成28(2016)年5月に施行され、市町村においても国の基本計画を踏まえた成年後見制度利用促進基本計画の策定に努めることが規定されています。

「成年後見制度利用促進法」を踏まえ、本計画に成年後見制度の利用促進に係る基本計画を位置づけます。地域福祉計画策定ガイドラインにおける共通して取り組むべき事項の「判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成の在り方」の施策をより具体的・効率的に展開していきます。

成年後見制度利用促進基本計画のポイント

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき策定
- ・計画の対象期間は概ね5年間を念頭(平成29年度～33年度)
- ・工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進 <別紙1参照> ※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定
- ・計画に盛り込まれた施策の進捗状況の把握・評価等

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ・財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視
- ・適切な後見人等の選任、後見開始後の柔軟な後見人等の交代等
- ・診断書の在り方の検討

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ・権利擁護支援が必要な人の発見と早期からの相談
- ・後見人等を含めた「チーム」(注1)による本人の見守り
- ・「協議会」等(注2)によるチームの支援
- ・地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関の必要性

- ・広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)
- ・相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)
- ・利用促進(マッチング)機能
- ・後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)
- ・不正防止効果

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- ・後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討
(預貯金の払戻しについての後見監督人等の関与を可能とする仕組み)

注1: 福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制

注2: 福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組み

資料: 厚生労働省(一部抜粋)

(3) 再犯の防止等の推進に関する法律施行（再犯防止推進計画）

検挙人員に占める再犯者の割合は一貫して上昇し続けていることを踏まえて、平成28（2016）年12月、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が制定され、同月に施行されました。

再犯防止推進法に規定する「地方再犯防止推進計画」において、各施策についての具体的な実施内容、担当部署等を明らかにすることで、犯罪をした者等が地域社会で孤立しないための施策を効果的に推進することが求められています。

「再犯防止推進法」を踏まえ、本計画に再犯防止推進計画を位置づけます。地域福祉計画策定ガイドラインにおける共通して取り組むべき事項の中の犯罪をした者等を含めた高齢者や障害者等をはじめ、保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対する支援の在り方について、誰もが自分の意志を尊重され、尊厳をもって安心した生活を送ることができるよう支援していきます。

再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から令和4年度末までの5年間

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点課題と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

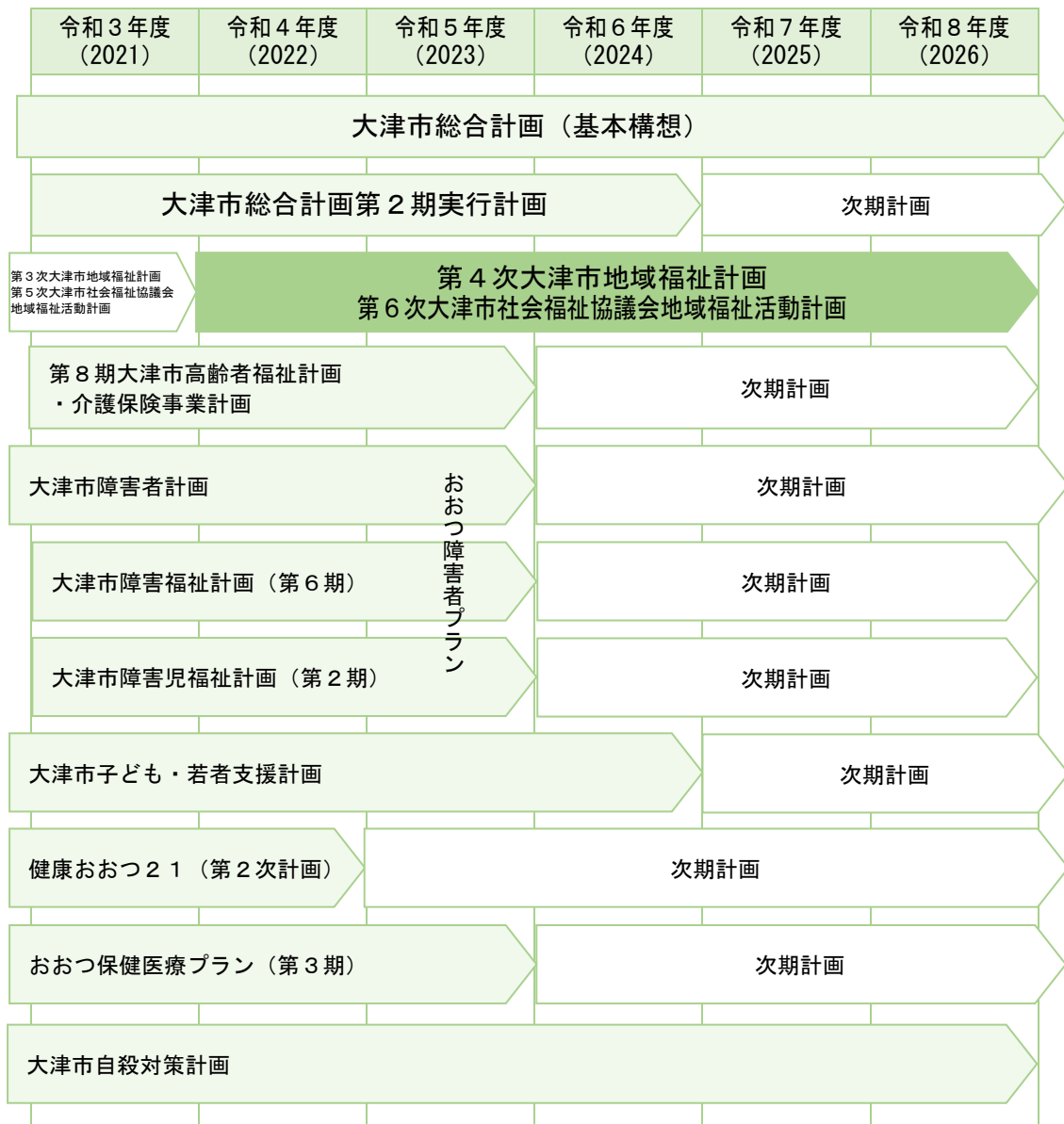
⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



資料：法務省（一部抜粋）

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4（2022）年度を初年度として、令和8（2026）年度までの5年間とします。なお、社会経済情勢の変化や大きな制度の改正、関連する個別計画との整合に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。



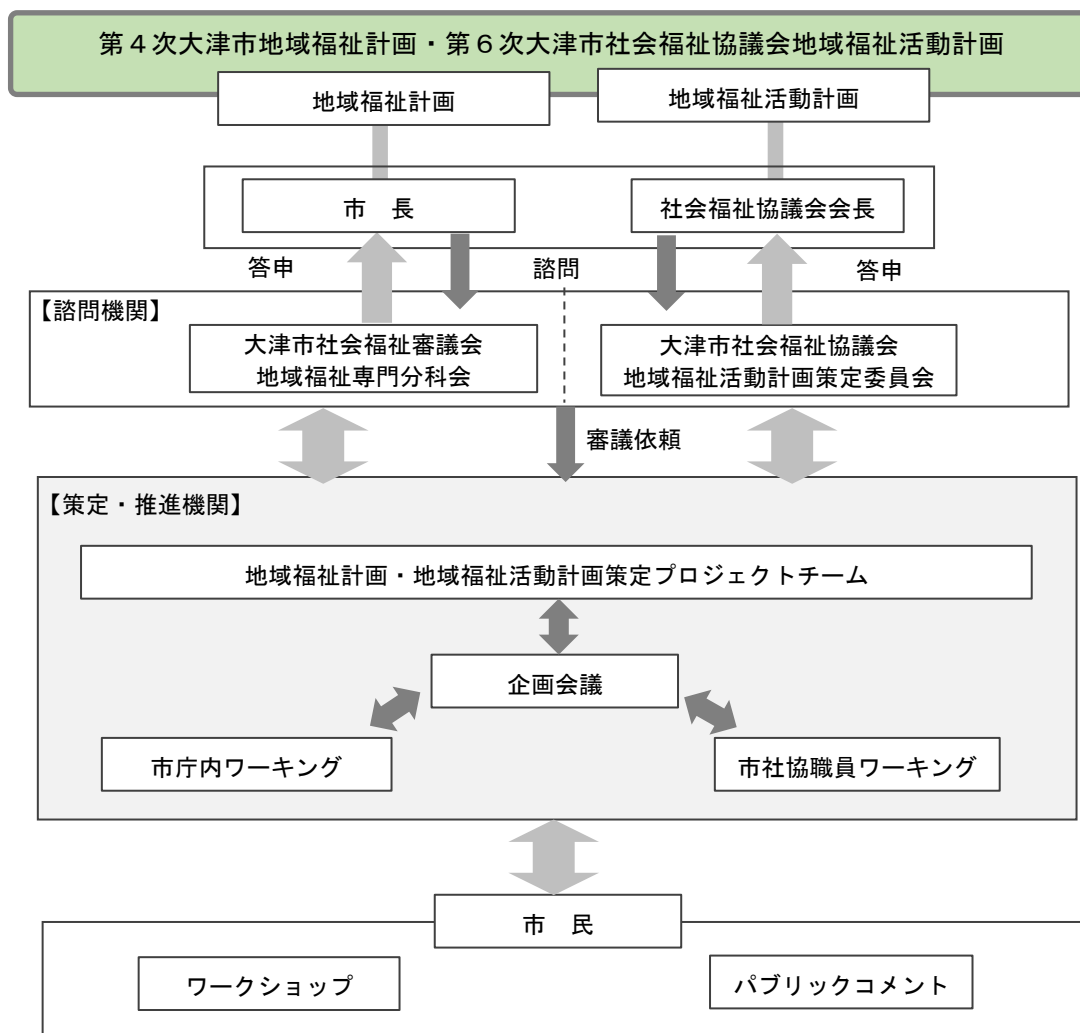
4 策定体制

本計画を策定するにあたっては、地域福祉活動に深く関わっていただいている団体等の参画による「地域福祉計画・地域福祉活動計画策定プロジェクトチーム」を設置し、具体的な課題や施策・取組について幅広く協議検討を行いました。

また、市及び市社協においても、地域福祉に関係する市の部局の職員が参加する「市庁内ワーキング」や市社協の職員で構成する「市社協職員ワーキング」等において協議を行ってきました。

本計画に関して、市は「大津市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」、市社協は「大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会」を諮問機関とし、計画策定にかかる審議を行いました。

【策定体制図】





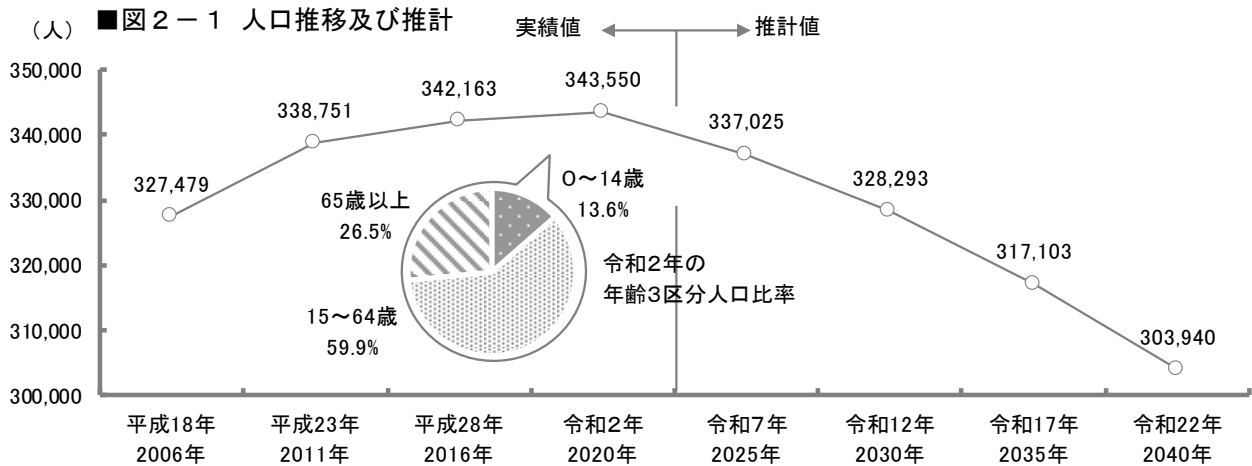
地域福祉を取り巻く現状と課題

1 現状から見た特徴と課題

① 人口等の状況

大津市は令和2（2020）年以降、人口減少傾向へ

人口増加のピークは令和2（2020）年の343,550人となっており、今後減少に転じる見込み。令和22（2040）年には303,940人になることが予測されている。

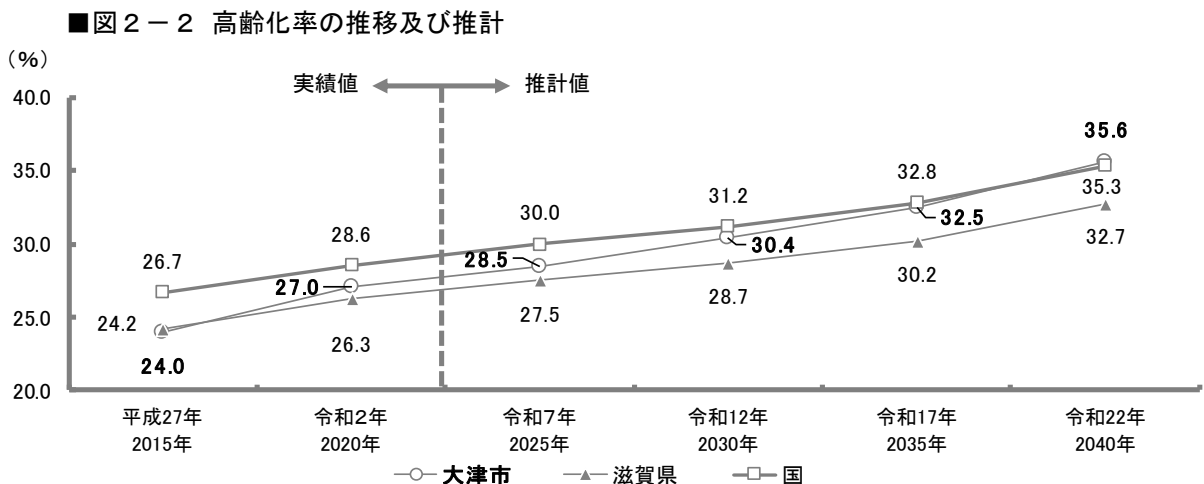


資料：令和2年まで住民基本台帳と外国人登録人口（各年4月1日現在）
令和7～令和22年＝第2期大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略

② 高齢化率の状況

大津市の高齢化率は国、県より高い値で推計される

本市の高齢化率は、令和22（2040）年で35.6%と見込まれ、国、県より高い値で推計されている。



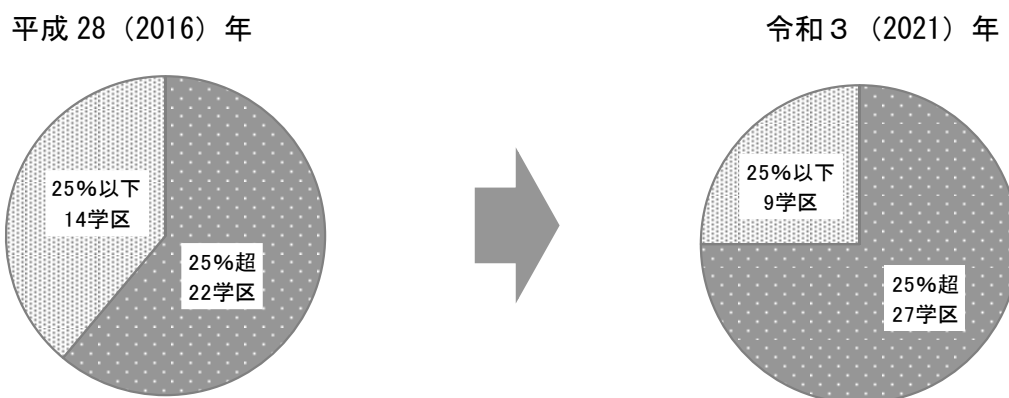
資料：大津市：第2期大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略
国、滋賀県：平成29年推計報告書（国立社会保障・人口問題研究所）

③ 高齢化率が25%を超える学区

高年齢化率が25%を超える学区数は5年間で5学区増加

高齢化率が25%を超える学区は、平成28（2016）年の22学区から、令和3（2021）年では約1.2倍の27学区に増加している。

■ 図2-3 高齢化率が25%を超える学区数



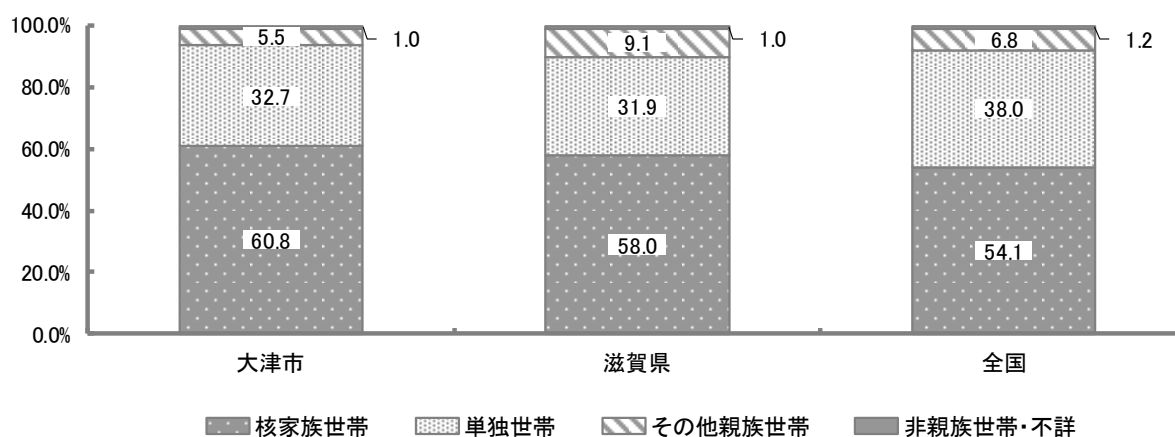
資料：住民基本台帳と外国人登録人口（各年4月1日現在）

④ 家族類型別構成比

大津市の核家族世帯率は、全国、滋賀県より高い

大津市では核家族世帯率が60.8%となっており、全国、滋賀県と比較して高い数値となっている。

■ 図2-4 家族類型別構成比の比較



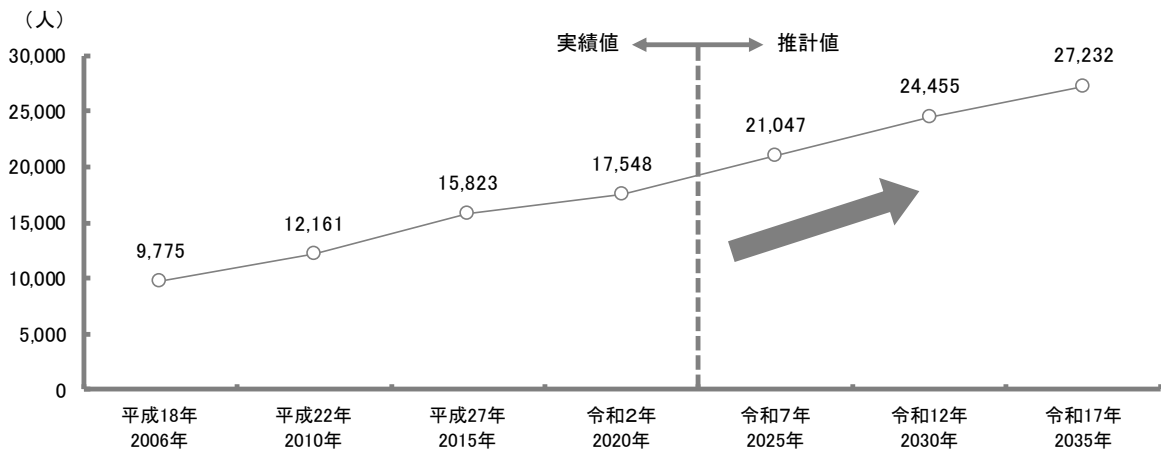
資料：国勢調査（令和2年）
※平成27年より『世帯の家族類型「不詳」が追加』

⑤ 要介護認定者

☑要介護認定者は10年間で約1.4倍増加し、令和17年には2万7千人を超える見込み

要介護認定者は増加し続けており、令和2（2020）年で17,548人となっている。今後も増加が見込まれており、令和17（2035）年では27,232人まで増えることが予測されている。

■図2-5 要介護認定者の推移



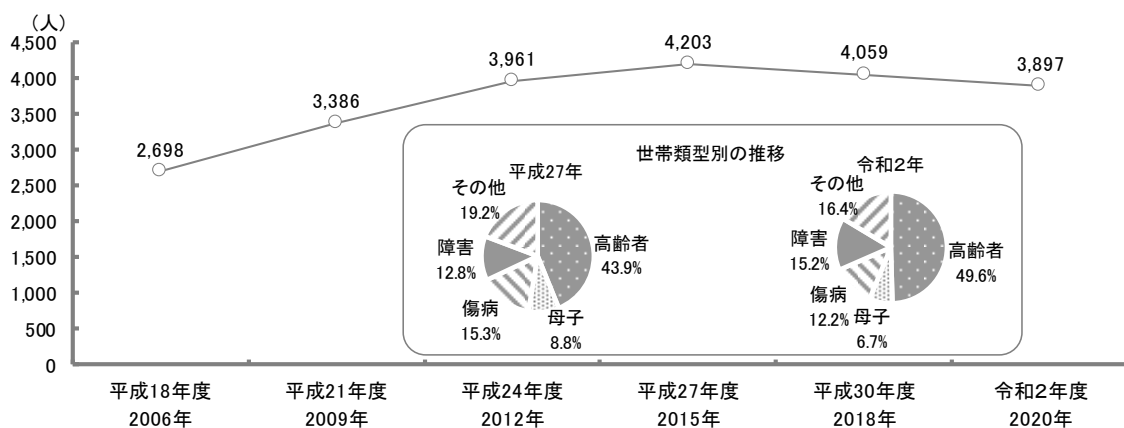
資料：地域包括ケア「見える化」システム

⑥ 平均生活保護人員

☑生活保護人員は5年間で約7.3%減少。高齢者世帯が占める割合は5.7ポイント増加

生活保護の平均人員数は平成27（2015）年の4,203人をピークに年々減少しており、令和2（2020）年度では、3,897人となっている。世帯類型別にみると、平成27（2015）年度から令和2（2020）年度にかけて、高齢者世帯が5.7ポイント、障害者世帯が2.4ポイント増加している。一方、傷病世帯は3.1ポイント減少している。

■図2-6 平均生活保護人員の推移



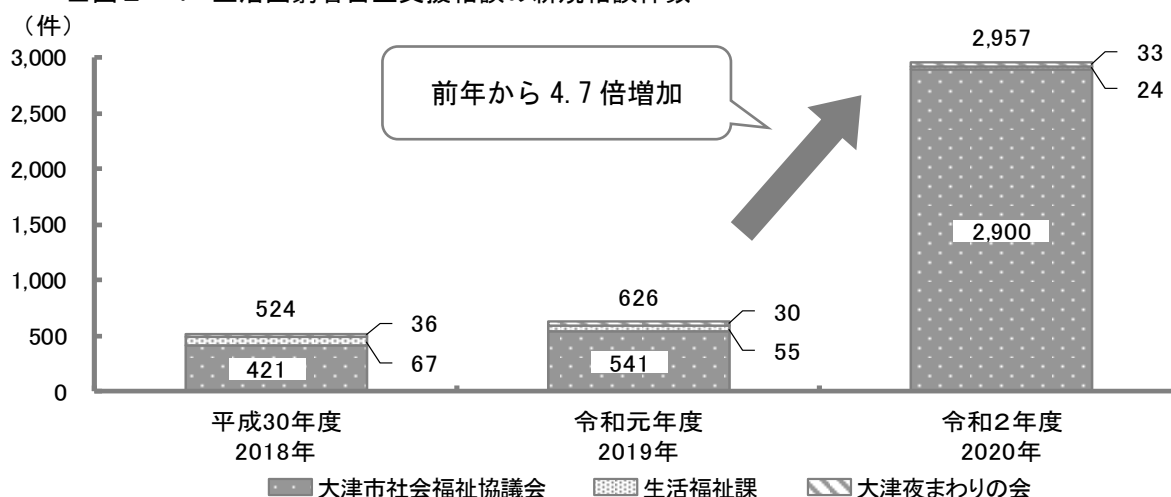
資料：大津市福祉の概要

⑦ 生活困窮者自立支援相談の新規相談件数

☑自立支援相談の新規件数は、新型コロナウイルス感染症の影響で令和元年度から約4.7倍増加

生活困窮者の自立支援相談の新規相談件数は、令和2（2020）年度で2,957件となっており、令和元（2019）年度の626件から、約4.7倍増加している。主に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、生活に困窮した相談が増加している。

■図2-7 生活困窮者自立支援相談の新規相談件数



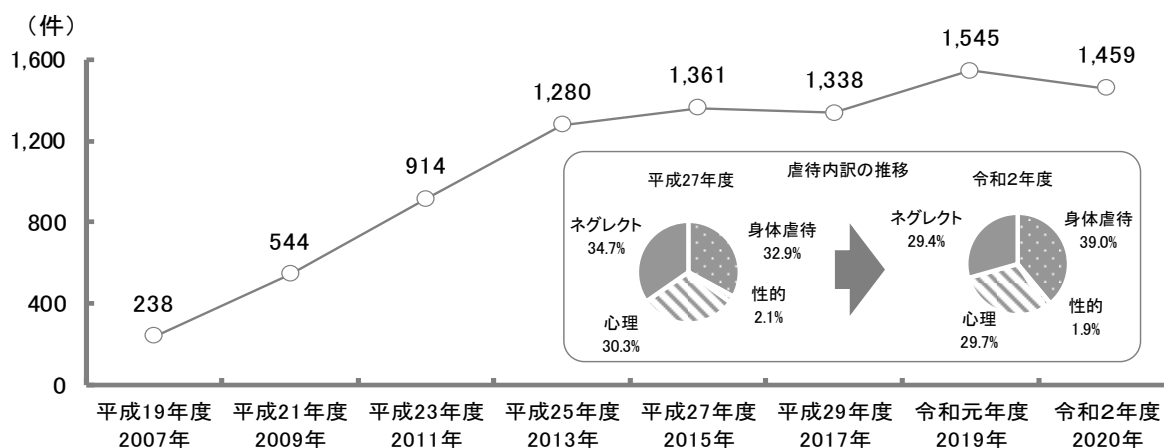
資料：福祉政策課

⑧ 児童虐待相談件数

☑児童虐待相談は過去5年間で増減を繰り返している

児童の虐待の相談件数は、平成27（2015）年度の1,361件から平成29（2017）年度に1,338件へ一旦減少したものの、令和元（2019）年度で1,545件、令和2（2020）年度で1,459件と増減を繰り返している。

■図2-8 児童虐待相談件数の推移



資料：大津市福祉の概要

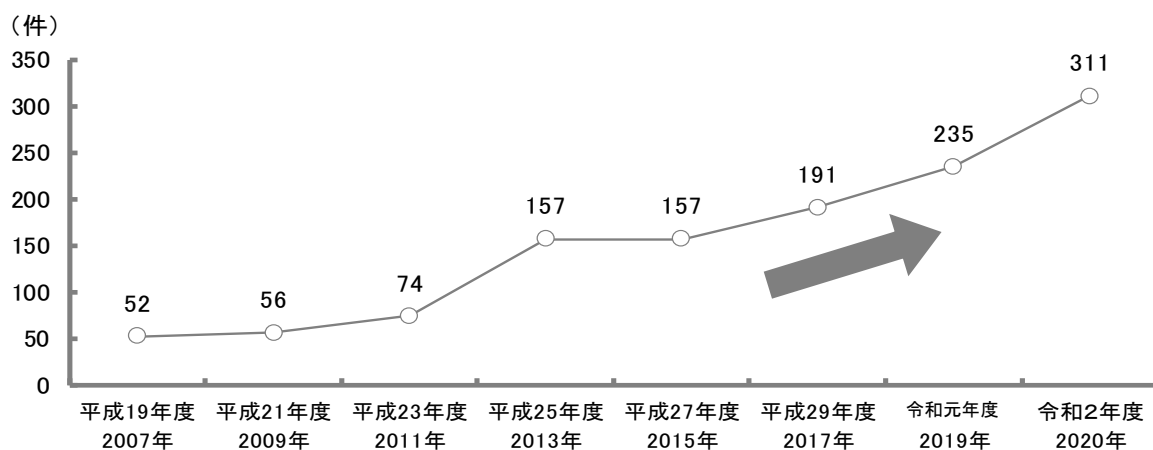
⑨ 高齢者虐待相談件数

☑高齢者虐待相談は5年間で約2倍に増加

高齢者の虐待の相談件数は平成25（2013）年度から平成27（2015）年度にかけて、157件と横ばいを推移していたが、その後年々増加している。

令和2（2020）年度では311件となっており、平成27（2015）年度の約2倍に増加している。

■図2-9 高齢者虐待相談件数の推移



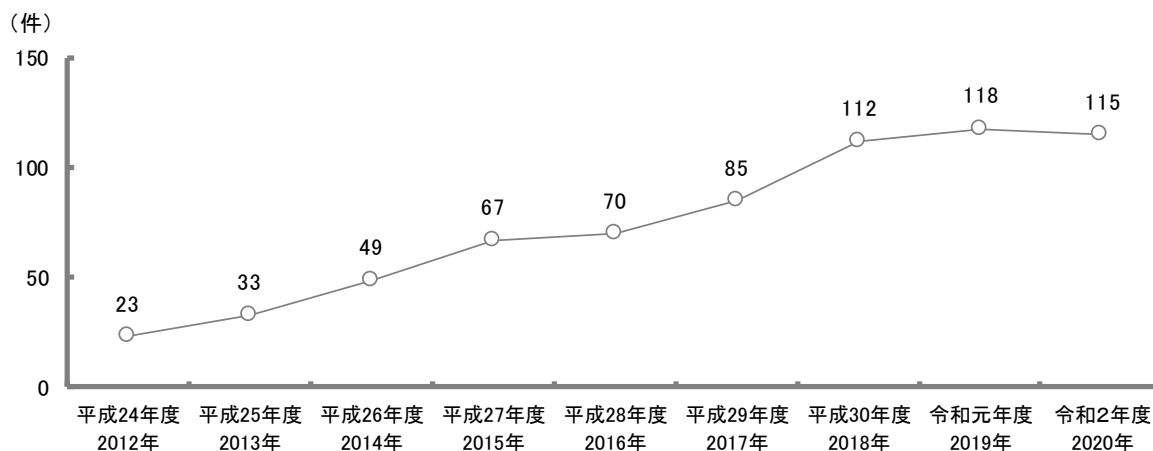
資料：長寿政策課

⑩ 障害者虐待相談件数

☑障害者虐待相談は5年間で約1.7倍に増加

障害者の虐待の相談件数は年々増加しており、令和2（2020）年度では平成27（2015）年度の約1.7倍の115件となっている。

■図2-10 障害者虐待相談件数の推移



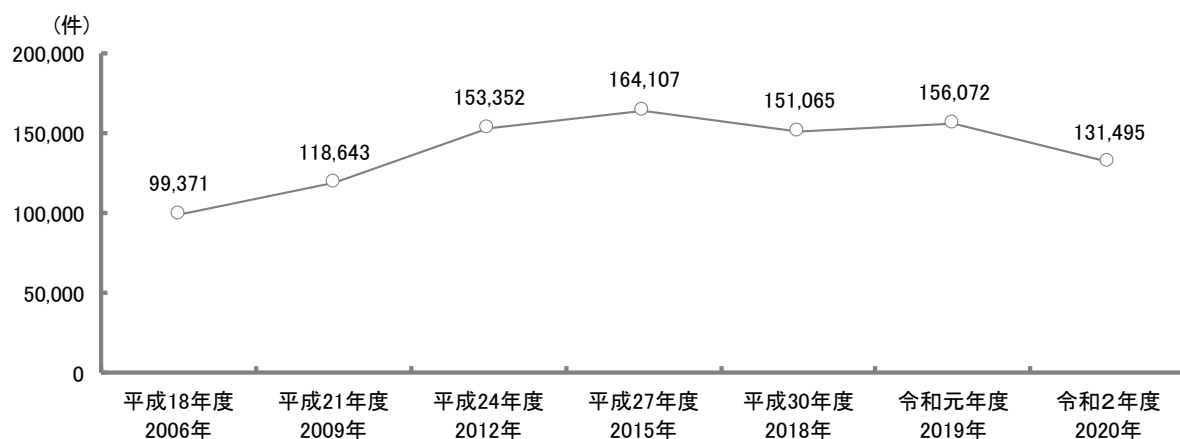
資料：障害福祉課

⑪ 民生委員児童委員の訪問活動

☑令和2年度の訪問活動件数は、新型コロナウイルス感染症の影響で約16%減少

民生委員児童委員の訪問活動件数は、平成27（2015）年度の164,107件をピークに増減を繰り返し、令和元（2019）年度で156,072件となっていた。なお令和2（2020）年度では、新型コロナウイルス感染症の影響から131,495件に減少している。

■図2-11 民生委員児童委員の訪問活動



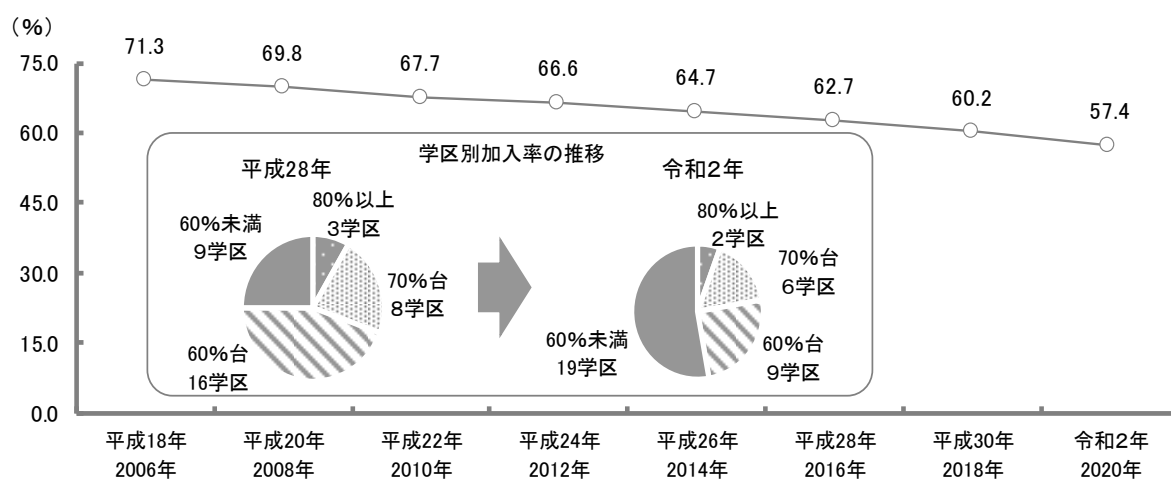
資料：大津市福祉の概要

⑫ 自治会加入率

☑自治体加入率は10年間で10.3ポイント減少。加入率60%未満の学区は10学区増加

自治会加入率の推移をみると、平成18（2006）年から年々減少しており、令和2（2020）年で57.4%となっている。令和2（2020）年の学区別加入率では、平成28（2016）年と比較し、加入率60%未満の学区が2.1倍増加した19学区となっている。

■図2-12 自治会加入率の推移



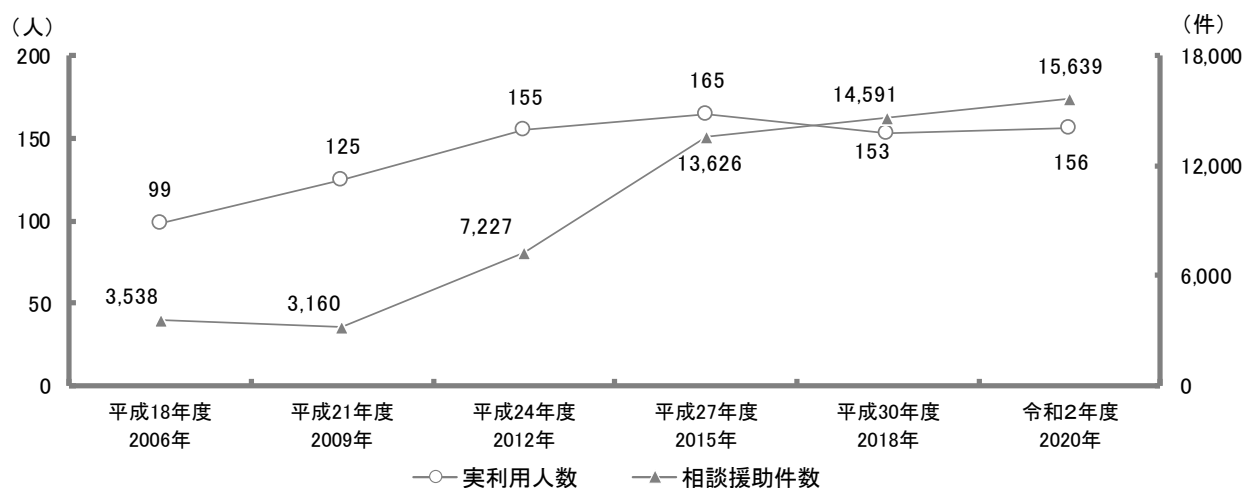
資料：大津市福祉の概要

⑬ 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

☑地域福祉権利擁護事業の実利用人数は、5年間横ばいで推移

地域福祉権利擁護事業の実利用人数は、令和2（2020）年度で156人となっている。一方、相談援助件数は平成21（2009）年度以降、年々増加し、令和2（2020）年度で15,639件となっている。

■図2-13 地域福祉権利擁護事業の相談援助件数



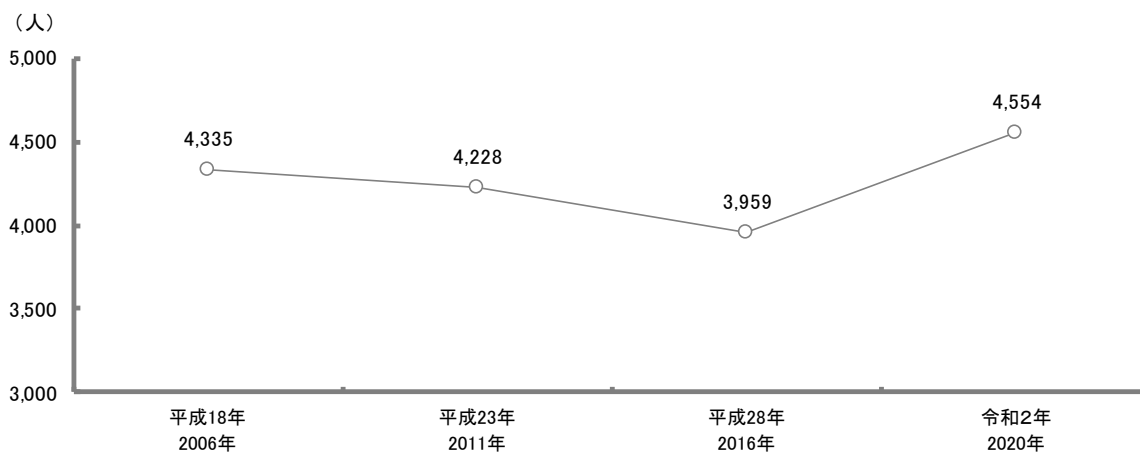
資料：市社会福祉協議会

⑭ 外国人登録者数の推移

☑外国人登録者数は、5年間で595人増加

外国人登録者数は、平成18（2006）年から平成28（2016）年まで減少傾向で推移していたが、令和2（2020）年で4,554人と増加している。

■図2-14 外国人登録者数の推移



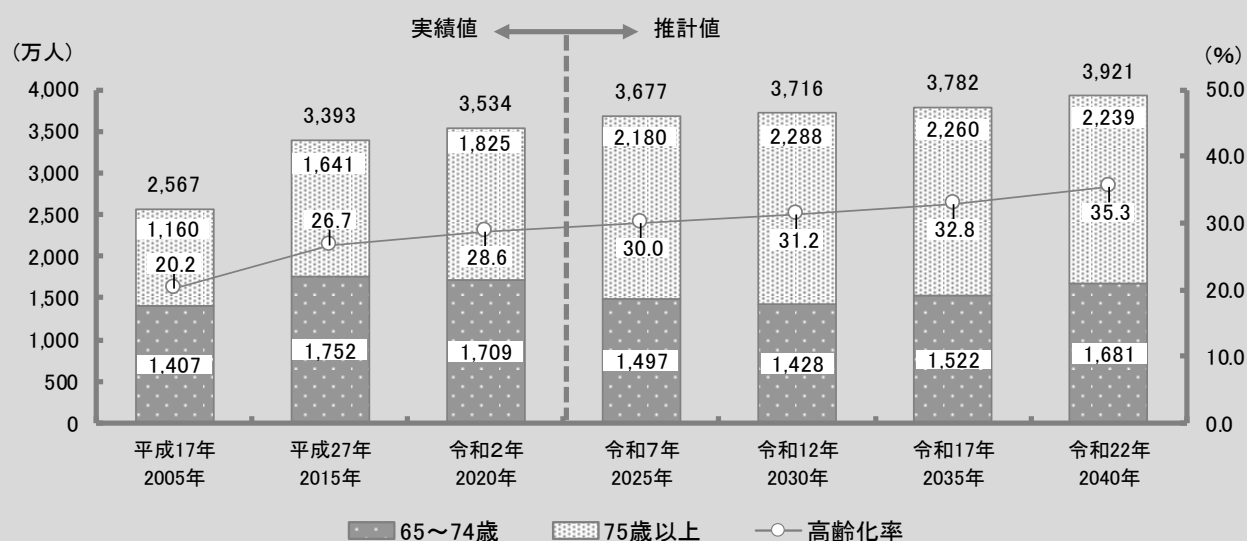
資料：大津市統計年鑑（各年3月31現在）

【日本の高齢化の推移と推計】

○ 日本の高齢者人口・高齢化率ともに、増加傾向へ

高齢者人口は、令和2年（2020）年の3,534万人から、令和22（2040）年に3,921万人と増加することが予測されている。また、高齢化率は、令和2年（2020）年の28.6%から、令和22（2040）年に35.3%に増加することが予測されている。

■ 図2-15 日本の高齢化の推移と推計



資料：平成27年まで平成28年版高齢社会白書
令和2年は国勢調査

令和7年以降平成29年推計報告書（国立社会保障・人口問題研究所）

2 前計画の評価

前計画については、毎年度、市及び市社協の関係所属等の職員が「事業の進捗状況」を地域福祉専門分科会に報告し、「施策の評価」及び「事業の問題点・課題」を整理し、計画の進捗管理を行いました。

基本目標 1 多様なネットワークの力で市民のニーズを広く受け止め解決する体制づくり

1-1 情報を必要な人に届ける取り組みの充実

| | |
|---------|--|
| 市の取組実績 | <p>① 福祉情報をよりわかりやすく届けます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の制度、保育所等の利用申込の手続き、大津市公式子育てアプリ「とも☆育」での情報提供、聴覚障害者向けの手話説明動画の発信等、誰もがわかりやすい情報提供を行った。 |
| 社協の取組実績 | <p>① 本当に必要な人の手元まで福祉情報を届ける工夫をします</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市社協キャラクター「おおつ ひまりん」の積極的な活用と広報誌紙面の表題や文字を大きくする等の工夫を行った。 ・広報からQRコードを通じてホームページに案内する等、ホームページやSNS、広報紙等による情報提供を行った。 |

| | |
|--------------|---|
| 前計画の取組の評価・課題 | <ul style="list-style-type: none"> ○ホームページやSNSの活用により、若い年齢層への情報発信や問い合わせが増加し、福祉情報を必要と感じていない方への対応が必要 ○「おおつ健康・福祉相談ホットライン」の更なる活用が必要 ○乳幼児家庭に向けての子育てアプリ等のタイムリーな情報発信が必要 ○障害のある人に対する合理的配慮の提供による情報保障が必要 |
|--------------|---|

【参考指標】

| 事業 | 策定時 平成 27 (2015) 年度 | 現状値 令和 2 (2020) 年度 | 目標値 令和 3 (2021) 年度 |
|----------------------------|----------------------------|---|---|
| 誰もがわかりやすい福祉情報紙の作成、配布 (市) | 市の相談窓口に対する情報紙を各課それぞれが作成・配布 | 情報を更新した「おおつ健康・福祉相談ホットライン」を配布 | 各種相談窓口が連携し、よりわかりやすい情報紙を作成 |
| 見やすい福祉のホームページの作成 (市) | 大津市のホームページに各種福祉情報を発信 | 大津市公式子育てアプリ「とも☆育」での情報提供、聴覚障害者向けの手話説明動画の発信 | 大津市のホームページ上で、誰もがすぐに必要な福祉情報にアクセスできるよう工夫し、情報を発信 |
| 広報誌「おおつ社協ニュースひまわり」の発行 (社協) | 年 3 回の自治会回覧と年 1 回の各戸配布 | 年 3 回の自治会回覧 市内の店舗や窓口に継続して設置 | 自治会回覧・各戸配布に加え、店舗や駅等への設置 |

1-2 市民が気軽に相談できる体制づくりとより積極的なニーズの把握

| | |
|---------|--|
| 市の取組実績 | <p>① 地域で、気軽に相談できる環境（場）を整備します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つどいの広場の見守りを行った。 ・専門職による相談日を設け予約相談を実施した。 ・市内7か所の「つどいの広場」への専門職の出張相談を行った。 <p>② 相談に幅広く対応できる連携体制をつくります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援会議を設置し、本人同意がないケースにおいても情報共有を実施した。 ・要保護児童対策地域協議会の代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議において情報の共有及び支援方針等を検討・実施した。 |
| 社協の取組実績 | <p>① 地域に出向き課題の掘り起こし（アウトリーチと地域アセスメント）に努めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おひとり様ずっと安心モデル事業における訪問による生活課題の把握や、対象者を通じて地域ニーズの聞き取りを実施した。 ・コミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーター等が支援につながりにくい様々な生活課題を受け止めるとともに、アウトリーチによる地域のニーズ把握に努めた。 <p>② 相談機関、関係機関との連携の強化を図ります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合ふれあい相談について、各相談員が相談所ごとでの説明会を開催した。 ・相談機関連絡会ではオンライン会議を導入し、相談機関のつながりについて分野を越えたつながりを維持した。 |



| | |
|--------------|--|
| 前計画の取組の評価・課題 | <ul style="list-style-type: none"> ○保健福祉ブロックでの相談所開設に向けた研修と、専門相談機関同士の連携を行い、市全体の相談体制が充実 ○相談窓口の設置や体制の検討が必要 ○新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、オンライン等で安心して相談できる体制が必要 ○支援に関わる機関との連携の強化が必要 |
|--------------|--|

【参考指標】

| 事業 | 策定時 平成27（2015）年度 | 現状値 令和2（2020）年度 | 目標値 令和3（2021）年度 |
|---------------------------|---------------------|--------------------|----------------------------------|
| 生後4か月までの乳児がいる家庭への訪問実施率（市） | 94.7% | 90.19% | 訪問が実施できていない家庭への継続的な見守り及び必要な支援の実施 |
| すこやか相談所健康相談件数（市） | 健康相談 5,822 件 | 健康相談 8,984 件 | 健康相談 5,900 件 |
| 心配ごと相談所の開設数（社協） | 7 箇所 | 7 箇所 | 36 箇所に向けて検討 |
| 高齢者等地域見守りネットワーク事業所の拡大（社協） | 6 事業所 | 17 事業所 | 15 事業所 |

1-3 相談を受け止め、対応する力の向上

| | |
|---------|---|
| 市の取組実績 | <p>① 相談に関わる人々の相談力を高めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民・関係機関の職員に対しての子育てや児童虐待等に関する講演会・研修等を開催した。 ・ 保育士職への子どもの発達や成長、関わり方、子どもの姿の捉え方等についての研修の受講及び言語療法士の研修会を実施した。 ・ 福祉保健関係課等の職員に対し、業務内容を理解し、スキルアップを図る研修を実施した。 |
| 社協の取組実績 | <p>① 地域の中での相談力の向上を図ります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員児童委員を対象にした相談活動セミナーのほか、傾聴ボランティア講座、福祉委員の研修等を行った。 |



| | |
|--------------|--|
| 前計画の取組の評価・課題 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域に相談を受け止める住民の育成が進んだとともに、専門相談機関が充実し、市全体の相談力が向上 ○ 市民・関係機関の職員に対して、子育てや児童虐待、障害理解、権利擁護等について理解の促進が必要 ○ 感染症対策が必要な中での傾聴活動の方法や子育て中の親や、障害者、ヤングケアラー、ペット問題等、他のニーズへの対応の検討が必要 |
|--------------|--|

【参考指標】

| 事業 | 策定時 平成 27 (2015) 年度 | 現状値 令和 2 (2020) 年度 | 目標値 令和 3 (2021) 年度 |
|------------------------------|-----------------------------|---|--|
| 福祉保健関係課職員等への研修(市) | 「新任研修」「権利擁護・成年後見制度研修」「専門研修」 | 各種研修会を実施 参加者合計 615 名 (令和元年度) 令和 2 年度は未実施 | 相談者が相談を受け止め、適切に担当課へつなげるよう研修内容を充実させるとともに、確実につなげるしくみづくりに取り組む |
| 民生委員児童委員相談活動セミナー(中級)修了者数(社協) | 159 名 | 延べ 352 名 | 500 名 (5 年間で) |

1-4 コーディネーション力の高い専門職の充実

| | |
|---------|--|
| 市の取組実績 | <p>① コミュニティソーシャルワーカー、ボランティアコーディネーター、生活支援コーディネーター等が充実するよう支援します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活支援コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカーを含めた形で保健福祉 7 ブロックに専門職の配置や電話や来館による相談への対応を行った。 ・ 「子育てアプリ『とも☆育』みんなの気持ち」への投稿欄の内容確認及び支援として利用者支援専門員を 2 名配置した。 |
| 社協の取組実績 | <p>① コミュニティソーシャルワーカー、ボランティアコーディネーター、生活支援コーディネーター等の充実と質の向上を図ります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年 6 回の地域支援勉強会を開催した。 |



| | |
|--------------|--|
| 前計画の取組の評価・課題 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員研修を丁寧に行うことで、コーディネーション力が向上し、地域福祉活動の企画・立案を積極的に実施 ○ 引き続き、専門職の適正な配置 |
|--------------|--|

【参考指標】

| 事業 | 策定時 平成 27 (2015) 年度 | 現状値 令和 2 (2020) 年度 | 目標値 令和 3 (2021) 年度 |
|----------------------------|-----------------------------------|--|---|
| コミュニティソーシャルワーカーの充実への支援 (市) | 地域福祉活動推進のため、5名のコミュニティソーシャルワーカーを設置 | 生活支援コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカーを含めた形で保健福祉7ブロックに専門職を配置 | 保健福祉7ブロックに専門職を配置し、地域、専門職、団体等のつながりによる福祉課題の解決に取り組めるよう支援する |
| 研修会への積極的な参加 (社協) | 県社協主催研修へ参加 | 滋賀県生活支援コーディネーター基礎研修、学習・情報交換会、コミュニティワーク基礎研修へ参加 | 専門研修会へ参加 |

1-5 権利擁護支援の充実

| | |
|---------|---|
| 市の取組実績 | <p>① 地域の権利擁護体制を整備します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大津市成年後見制度利用促進基本計画」の策定に向けて、成年後見制度利用状況等に係る調査を行った。 ・「地域連携ネットワーク構築のための検討委員会」を実施した。 ・市民後見人の養成を目指して、「大津っ子育て応援隊」にスキルアップ講座を実施した。 ・「大津市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」に基づく、配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発や相談体制の充実を図った。 <p>② 成年後見制度・地域福祉権利擁護事業の利用を促進します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護サポートセンターを中心として、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用支援に取り組んだ。 <p>③ 虐待の防止と対応の充実を図ります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てや児童虐待等に関する講演会・研修等を開催した。 ・障害者虐待防止センターで、24時間体制で相談の受付を行った。 <p>④ 困難を抱える人々への支援の充実を図ります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内アセスメント会議や生活困窮者自立支援会議で、庁内関係課等と連携して困窮者の課題解決を行った。 ・要保護児童対策地域協議会で、困難や問題を抱える子ども家庭について、関係機関と情報共有や支援方法を検討・実施した。 |
| 社協の取組実績 | <p>① その人らしく地域で生活するための権利擁護のしくみづくりに努めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉権利擁護事業で権利侵害から護ることを目的に令和2年度に新たに33名の契約を締結した。 ・法人後見事業について令和2年度に2件の支援困難案件を受任、おひとり様ずっと安心事業について3名のモデル対象者と契約を締結した。 <p>② 権利擁護関係機関などとの連携強化を図ります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護・障害等の支援機関と連携し、新型コロナウイルス感染症状況下における緊急対応や金銭トラブル、住まい等日常の暮らしにかかる様々な支援調整を行った。 ・大津市障害者自立支援協議会において、新型コロナウイルス感染症における濃厚接触者への新たな支援体制の構築を行い、連携強化に努めた。 |

| | |
|--------------|--|
| 前計画の取組の評価・課題 | <ul style="list-style-type: none"> ○法人後見事業により、市民に対する権利擁護支援が充実 ○権利擁護サポートセンターや他の相談機関と連携し、権利擁護をチームで対応するしくみが充実 ○虐待に関して法的な知識が必要な場合があるため、弁護士等の専門的な知識を有する相談できるしくみづくりが必要 ○感染症等により、緊急一時的に支援が困難となった場合の連携体制をスムーズに行える基盤強化が必要 |
|--------------|--|

【参考指標】

| 事業 | 策定時 | 現状値 | 目標値 |
|--|-----------------|-----------------------------------|----------------|
| | 平成 27 (2015) 年度 | 令和 2 (2020) 年度 | 令和 3 (2021) 年度 |
| 権利擁護・成年後見制度利用支援件数 (市) | 1,672 件 | 3,960 件 | 2,000 件 |
| 地域福祉権利擁護事業と成年後見事業の一体的な支援 (法人後見の受任数) (社協) | 0 件 | 19 件 | 20 件 |
| 子どもの居場所づくり活動数 (寺子屋プロジェクト) (社協) | 18 箇所 | 16 箇所 (新型コロナウイルス感染症の影響で休止学区多数) | 36 箇所 |

1-6 大津市における地域包括ケア体制の構築

| | |
|--------------|---|
| 市の取組実績 | <p>① 介護保険制度における地域包括ケアシステムを推進します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多職種の連携により、高齢者の自立支援に資する地域ケア会議を開催し、関係機関との地域課題の共有に努めた。 <p>② すべての市民が必要なケアを包括的に受けられる体制を検討します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援協議会精神福祉部会において、保健医療福祉関係者が連携し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて検討を行った。 |
| 社協の取組実績 | <p>① 誰もが参加できる地域包括ケアに向けた地域力の向上を目指します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2層生活支援コーディネーターが、あんしん長寿相談所と連携・協働し協議体を通じ、市民と専門職同士、また、市民と専門職等のネットワークの強化を図った。 <p>② 地域での助けあい、支えあい活動の把握と連携の充実に努めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録のあるふれあいサロンに「基本情報確認シート」「新型コロナウイルス感染症状況下におけるふれあいサロンアンケート」を実施し、集計結果と活動のヒント集を送付した。 ・「ささえ合い活動交流会」を開催し、支えあいの活動者同士の情報交換の場を設け、課題の把握を行う等、地域での助けあい、支えあい活動を把握するとともに、生活支援におけるコーディネート機能の充実に努めた。 |
| 前計画の取組の評価・課題 | <ul style="list-style-type: none"> ○生活支援コーディネーターが生活支援体制整備事業の協議体を通して、地域の自主性や主体性にに基づき、地域の特性に応じて高齢者が暮らしやすく、活躍できる地域づくりの基礎が立ち上がる ○保健医療福祉関係者が連携し、精神障害にも対応した相談支援体制づくりが必要 ○第2層生活支援体制整備圏域で地域資源の充実に向け、高齢者の担い手養成、活動の創出、高齢者の活躍できる場づくりが必要 |

【参考指標】

| 事業 | 策定時 | 現状値 | 目標値 |
|--|-----------------|----------------|----------------|
| | 平成 27 (2015) 年度 | 令和 2 (2020) 年度 | 令和 3 (2021) 年度 |
| 地域包括ケアシステムにおける第2層 (保健福祉7ブロック) 協議体の設置 (市) | 0 箇所 | 7 箇所 | 7 箇所 |
| 介護サービス情報公表システムによる社会資源の発信 (社協) | 0 件 | 284 件 | 300 件 |

基本目標 2 一人ひとりが生きる力を高めあい 支えあえる地域コミュニティづくり

2-1 福祉学習の推進

| | |
|---------|--|
| 市の取組実績 | <p>① 福祉学習の場を広げます</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て世代を支えるため大津っ子子育て応援隊の養成講座やスキルアップ講座を開催した。 人権啓発紙「輝きびと」を発行し、自治会等を通じて全戸配布した。 福祉の担い手の裾野を拡大するため、様々な機会を通じて福祉学習を展開し、市民の思いやりの心を育み、福祉の意識の醸成に努めた。 |
| 社協の取組実績 | <p>① 新たな福祉学習の開発に努めます</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉体験学習実施校に対してアンケートを実施し、各校の動向の把握に努めた。 福祉体験用具の貸出しや講師による講話を実施した。 <p>② 地域の中で福祉を学べる場を増やします</p> <ul style="list-style-type: none"> 身近な地域で福祉学習ができる機会として、福祉のまちづくり講座を36学区社協で開催し、地域の力を活用した福祉学習の場づくりを推進した。 |

| | |
|--------------|--|
| 前計画の取組の評価・課題 | <p>○地域における研修会や学校での福祉体験を引き続き開催することで、多くの福祉に関する理解者が増えており、時代に合った新たなメニュー開発が必要</p> <p>○新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮しながらの開催方法について検討し、安心して開催できる体制づくりが必要</p> |
|--------------|--|

【参考指標】

| 事業 | 策定時 平成 27 (2015) 年度 | 現状値 令和 2 (2020) 年度 | 目標値 令和 3 (2021) 年度 |
|------------------------|------------------------|---|---|
| 地域福祉に関する出前講座の充実(市) | 実施回数 0 件 | 実施回数 1 回 | 出前講座のメニューを再検討するとともに、周知方法の見直しなど、活用機会を増やす取組の検討・実施 |
| 福祉学習メニューの充実と担い手の育成(社協) | 福祉用具を使った体験や当事者による講話の実施 | 学校や学区社協と協働して、福祉学習を実施 エンディング講座、防災出前講座は要請が多かった | 地域福祉をテーマにした学習メニューづくりや福祉学習を実施する担い手の育成 |

2-2 生きる力を育む場づくり

| | |
|---------|--|
| 市の取組実績 | <p>① 地域のニーズに応じた新たな活動を推進します</p> <ul style="list-style-type: none"> 学区社会福祉協議会による「寺子屋プロジェクト」の支援を実施した。 子育て世代が育児のヒントを見つけたり、自分の思いを打ち明けたりできる場として、各つどいの広場を開館し公立保育園で子育てステーション事業を展開した。 |
| 社協の取組実績 | <p>① 一人ひとりの受援力を高めるとともに、地域で助けあえる関係づくりを進めます</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域福祉担い手養成講座を開催して、一人ひとりが自己責任ではなく、普段から「助けて」と言いあえる関係づくりを進めた。 <p>② 地域のニーズにあわせた新しいしくみをつくります</p> <ul style="list-style-type: none"> モデル的学区での見守り活動の検討を行い、各関係機関との連携、KJ法を用いて課題の共有、ゲーム感覚で助けあいの意識を高める研修会の開催等、地域に応じた活動づくりの支援を行った。 |

| | |
|--------------|---|
| 前計画の取組の評価・課題 | <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの学習・生活支援事業を通して、多くの地域に子どもの居場所ができ、参加者の自己肯定感の向上 ○子どもの支援に対し、共同募金のテーマ型募金を通して、多くに市民に対し助け合いの意識の向上、募金を通じた参加者が増加 ○高校や大学と連携をもち、子育て世代以前の若者の活動の場の拡大が必要 ○地域住民が、住み慣れた地域で自分らしく生活するために、インフォーマルなサービスの開発 |
|--------------|---|

【参考指標】

| 事業 | 策定時 平成 27 (2015) 年度 | 現状値 令和 2 (2020) 年度 | 目標値 令和 3 (2021) 年度 |
|----------------------|--|---|---|
| 地域での子育て支援事業の充実（市） | つどいの広場来場者 148,632 人 子育てステーション参加者 10,909 人 | つどいの広場来場者 50,932 人 子育てステーション参加者 2,491 人 ※新型コロナウイルス感染症のため休館や参加者に対し予約制を実施 | つどいの広場来場者 68,000 人 子育てステーション参加者 3,300 人 ※新型コロナウイルス感染症の影響や対象児童の減少のため目標値を変更 |
| 子どもの学習・生活支援事業（市）（社協） | 中3学習会 1 箇所 トワイライトステイ 3 箇所 寺子屋プロジェクト 18 箇所 | 中3学習会 3 箇所 トワイライトステイ 5 箇所 寺子屋プロジェクト 16 箇所 | 中3学習会 3 箇所 トワイライトステイ 6 箇所 寺子屋プロジェクト 36 箇所 |
| ファミリーサポートセンター会員数（社協） | 1,953 人 | 2,180 人 | 2,522 人 |

2-3 小地域における福祉のまちづくりの基盤強化

| | |
|---------|--|
| 市の取組実績 | <p>① 学区社協の活動が充実するよう支援します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい給食サービス事業での学区への支援を行った。 ・子育て総合支援センターでの子育て支援を行う団体や市民サークル等への活動支援を行う等、「この地域に住んで良かった」と思えるまちづくりに支援してきた。 <p>② 自治会等の活性化を支援します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会加入促進のモデル学区の選定、自治会加入チラシの配布や活動事例集の作成を行う等、自治会加入の促進を図った。 |
| 社協の取組実績 | <p>① 学区社協の運営と活動への支援を行います</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学区地域福祉活動計画（学区社協の手引き）の作成支援を通じて、学区社協の活動の充実を支援する等、地域福祉活動の基盤づくりを行った。 <p>② 福祉委員の役割の明確化を図ります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学区から主体的に活動に参画する福祉委員が選出されることを目指し、学区社協会長会役員会で福祉委員のあり方・役割を改めて検討した。 |



| | |
|--------------|---|
| 前計画の取組の評価・課題 | <ul style="list-style-type: none"> ○福祉委員に関して、学区社協への聞き取りを実施し、地域福祉の担い手の必要性を確認 ○学区社協の手引きの作成により、他団体との連携が強化し、活動を推進。地域課題や時代に合わせた新たな活動の展開が必要 ○自治会等の活性化に向けた自治会加入促進については、自治会、自治連合会だけでなく地域全体で取り組むことが必要 ○各種地域団体とも連携を深めながら、with コロナ時代の新たな地域福祉活動の創出が重要 |
|--------------|---|

【参考指標】

| 事業 | 策定時 | 現状値 | 目標値 |
|-----------------------------|-------------------------------|--|---------------------------|
| | 平成 27 (2015) 年度 | 令和 2 (2020) 年度 | 令和 3 (2021) 年度 |
| 自治会等活性化への支援 (市) | 大津市自治連合会等と連携しながら、自治会への加入促進を図る | 新たな取組として自治会加入促進のモデル学区を選定し、地域とともに、これまでの本市の取組の検証を行った | 自治会等の活性化を目的とした、新たな取組を検討する |
| 学区社会福祉協議会地域福祉活動計画策定学区数 (社協) | 3 学区 | 17 学区 | 36 学区 |

2-4 災害時にも強い支援体制づくり

| | |
|---------|--|
| 市の取組実績 | <p>① 災害時にも支えあえるしくみをつくります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織に対する課題の聞き取り、地域のハザード状況の説明、必要に応じて助言や資料の送付等、新型コロナウイルス感染防止対策に配慮しながらの計画策定の支援を行った。 ・毎月の避難訓練 (火災・地震・不審者) の実施等、各地域における自主防災組織等とその他の地域団体とが連携し、地域で災害時に支えあえるしくみを築いた。 |
| 社協の取組実績 | <p>① 常設災害ボランティアセンターの充実を図ります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティア事前登録者についての積極的な啓発を行った。 ・電気自動車を活用した非常電源の確保訓練の定期的な実施を行った。 ・投光器等の必要備品の動作確認等、非常時にセンターの機能が速やかに発揮できるよう取り組んだ。 <p>② 地域の力を活かした災害時の体制づくりに努めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症状況下で福祉施設や大学との連携が難しい中、地域や企業に対し防災出前講座を 14 回実施し、安全で安心して暮らすことができる災害に強いまちづくりを目指した。 |

| | |
|--------------|--|
| 前計画の取組の評価・課題 | <ul style="list-style-type: none"> ○ヒト、モノについて充実が図れ、災害時の支援体制が強化 ○防災出前講座を通して、地域の防災意識が向上 ○平時から地域団体、要配慮者、各要配慮者利用施設と災害時に対応する担当課の連携が必要 ○いろいろな想定のもと危機意識をもてるように啓発し、訓練等により災害時に支えあえるしくみを確立することが必要 ○災害ボランティア事前登録について、登録者へのアフターフォローを実施していくことが必要 |
|--------------|--|

【参考指標】

| 事業 | 策定時 | 現状値 | 目標値 |
|--------------------|-----------------|----------------------------|----------------|
| | 平成 27 (2015) 年度 | 令和 2 (2020) 年度 | 令和 3 (2021) 年度 |
| 地区防災計画策定数 (市) | 0 学区 | 19 学区 | 36 学区 |
| 災害ボランティア事前登録数 (社協) | 0 人 | 個人：64 人 団体：6 団体 (265 人) | 300 人 |

基本目標 3 新しい参加とつながりを生み出すしくみづくり

3-1 ボランティアやNPO活動の推進

| | |
|---------|--|
| 市の取組実績 | <p>① ボランティアやNPOの活動の場を充実します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児をもつ保護者の参加事業に伴い、各サークルへの活動支援を行った。 ・市民活動センターにおいて、市民活動団体や事業者の参加・協力を得ながらのチャリティ事業を実施した。 ・市民活動センターにおいて、大津市パワーアップ・市民活動応援事業の採択団体に対する伴走型支援を行う等、市民活動団体への支援の充実を図った。 |
| 社協の取組実績 | <p>① 市社協ボランティアセンターの機能の充実に努めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアコーディネーション力検定3級の受験費用の一部を助成し、ボランティアリーダーの育成等、ボランティアセンターの機能強化を図った。 <p>② ボランティアやNPOとの連携の場をつくります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアカフェでの「猫のボランティア活動」をテーマにした事業を実施した。 ・子ども支援活動の事業推進のためNPO団体と連携を行う等、連携・交流の場づくりを推進した。 |



| | |
|--------------|---|
| 前計画の取組の評価・課題 | <ul style="list-style-type: none"> ○市社協ホームページでのボランティアシステムを活用した情報発信により、ボランティアのニーズとマッチングが前進 ○新型コロナウイルス、災害、生活困窮などニーズに合わせた新たなボランティア活動が拡大 ○地縁団体も含め、団体間や中間支援組織・機関との更なる連携が必要 ○研修について、新型コロナウイルス感染症に対応するため、オンラインの活用が必要 |
|--------------|---|

【参考指標】

| 事業 | 策定時 平成27(2015)年度 | 現状値 令和2(2020)年度 | 目標値 令和3(2021)年度 |
|-----------------------|---------------------|---|--------------------|
| 市民活動フェスタへの参加団体数(市) | 20 団体 | 31 団体(令和元年度) 市民活動フェスタは平成30年度から、SDGsに焦点をあてたチャリティプロジェクトに統合。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、SDGsフェスタは中止。 | 30 団体 |
| ボランティアセンターへの登録団体数(社協) | 129 団体 | 180 団体 | 200 団体 |

3-2 新しい参加者を巻き込んでいく取り組みの推進

| | |
|---------|--|
| 市の取組実績 | <p>① 誰もが参加しやすい場づくりを進めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民団体等の主体的なまちづくり活動への支援を目的とした大津市パワーアップ・市民活動応援事業において、市民団体等が団体の立ち上げや継続的な活動に繋がられるよう、随時、相談等の支援を行う等、市民活動センターの指定管理者の専門性による伴走型支援を行った。 |
| 社協の取組実績 | <p>① 退職シニアの参加促進を図ります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『おやじの連絡帳』を vol.5 まで発行し、『おやじ塾同窓会』の開催を行う等、参加機会の拡充や継続的な支援を充実した。 <p>② 若者の参加促進を図ります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の大学生グループがパンフレットの作成や地域の子どもたちを地域で見守り育成する体制づくりに取り組む等、中高生や大学生等にボランティア活動や地域活動に参加する機会を提供した。 ・地域への愛着を醸成する等、まちづくりの活性化を目指した。 |



| | |
|--------------|---|
| 前計画の取組の評価・課題 | <ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアへの新たな参加者の拡充と、ボランティア活動団体との連携が進み、地域福祉活動が充実 ○「大津市パワーアップ・市民活動応援事業」における伴走型支援を充実することが必要 ○中高生や大学生等によるボランティア活動やサラリーマン、団塊・シニア世代による社会参加の継続を促し地域福祉の担い手として活躍の場を充実することが必要 |
|--------------|---|

【参考指標】

| 事業 | 策定時 平成 27 (2015) 年度 | 現状値 令和 2 (2020) 年度 | 目標値 令和 3 (2021) 年度 |
|------------------|------------------------|---|-----------------------|
| ボランティア講座の開催 (社協) | 市民を対象にした講座の実施 | 移動支援交流会(年2回) 地域福祉担い手講座(年1回) 傾聴ボランティア養成講座(全4回) ボランティアカフェ(年1回) | テーマ別・年齢別の講座の実施 |



3-3 地域で活動している人や団体の新しいつながりづくり

| | |
|---------|--|
| 市の取組実績 | <p>① 住民自治組織・各種団体等との連携を図ります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会や自治連合会をはじめとする、地域の各種団体、事業者や個人等、多様な主体が連携、協力してまちづくりを行うまちづくり協議会の設立、運営に対し支援を行った。 |
| 社協の取組実績 | <p>① 学区社協地域福祉活動計画作成を通してつながりを広げます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動計画を作成するにあたり、地域の各団体や住民との懇談会を行い、学区社協が実施する事業の意義を確認し、学区内の課題と課題を解決するための活動に関する意見交換を行う等、学区地域福祉活動計画の策定を進めた。 <p>② 社会福祉施設・団体・事業所との連携を図ります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内145の福祉施設が連絡会に加入し、分野を越えたつながりづくりと地域とともに連携した活動の推進に取り組んだ。 |



| | |
|--------------|--|
| 前計画の取組の評価・課題 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域内の各団体の連携が強化されるとともに、分野を越えた福祉施設の横のつながりを構築、今後、新たなネットワークによる地域福祉活動の推進を実践 ○まちづくり協議会の設立等、地域の特色や実情に合わせまちづくりが継続されるよう、必要な支援について検討が必要 ○学区地域福祉活動計画作成を進め、学区内の各団体の連携や住民の参画の促進が必要 ○新型コロナウイルス感染症対策に追われる福祉施設とどのような協働の活動を推進するか検討と工夫が必要 |
|--------------|--|

【参考指標】

| 事業 | 策定時 平成27(2015)年度 | 現状値 令和2(2020)年度 | 目標値 令和3(2021)年度 |
|------------------|---------------------|---|--------------------|
| 新たな地域自治組織の設立(市) | 検討 | 準備委員会設立 (7学区) まちづくり協議会設立 (8学区) | 試行 |
| 福祉施設連絡会参加施設数(社協) | 0箇所 | 145箇所 | 200箇所 |

3-4 地域福祉を協働で進める取り組みの推進

| | |
|---------|--|
| 市の取組実績 | <p>① 協働に向けた体制の充実を図ります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が地域の現状や課題を把握し、協働によるまちづくりを推進するため、大津市職員協働推進本部と各学区まちづくり協議会とが意見交換会を実施した。 <p>② 協働で取り組む事業を進めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のまちづくりへの多様な主体の参画を募り、協働事業の実現を図ることを目的として、市民・市民団体、事業者等から募集した協働事業の案を広く公表し、様々な主体のマッチングに繋げるよう、大津市まちづくり提案制度を実施した。 |
| 社協の取組実績 | <p>① 社会福祉法人との連携と支援に取り組めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援を必要とする子どもたちの夕方から夜の居場所づくり、ひとり暮らし高齢者のかぎ預かり、ひきこもり等の方の自立支援を目指すお仕事体験の受け入れを実施した。 <p>② 大学との連携を図ります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「赤い羽根共同募金チャレンジ事業」を通して、子どもの学習支援事業の紹介冊子の作成を行い、地域担当職員が地域と学生の調整を行う等、大学との連携の強化を図った。 <p>③ 企業などとの連携による取り組みを進めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンターの事前登録を企業に働きかけ、募金型自動販売機の設置により、寄付文化の醸成を行った。 ・商工会や企業に対し、市社協の活動を積極的にPRするとともに、地域課題を発信する等、民間活力と連動した地域福祉の推進を図った。 |



| | |
|--------------|--|
| 前計画の取組の評価・課題 | <ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症拡大に対して、住民、団体、企業、行政等と連携、協働した新たな取組を展開することで、多くのニーズに対応 ○地域の課題を共有し、地域とともにまちづくりに取り組む体制を構築するため、大津市職員協働推進本部を中心とした組織横断的な庁内連携体制の検討が必要 ○地域の課題を共有し、協働でまちづくりに取り組むための場づくりが必要 ○新型コロナウイルス感染症拡大状況下で困窮する学生の生活を守ることが必要 ○企業へ地域福祉への関心と人的、金銭的、物的支援を求めることが必要 |
|--------------|--|

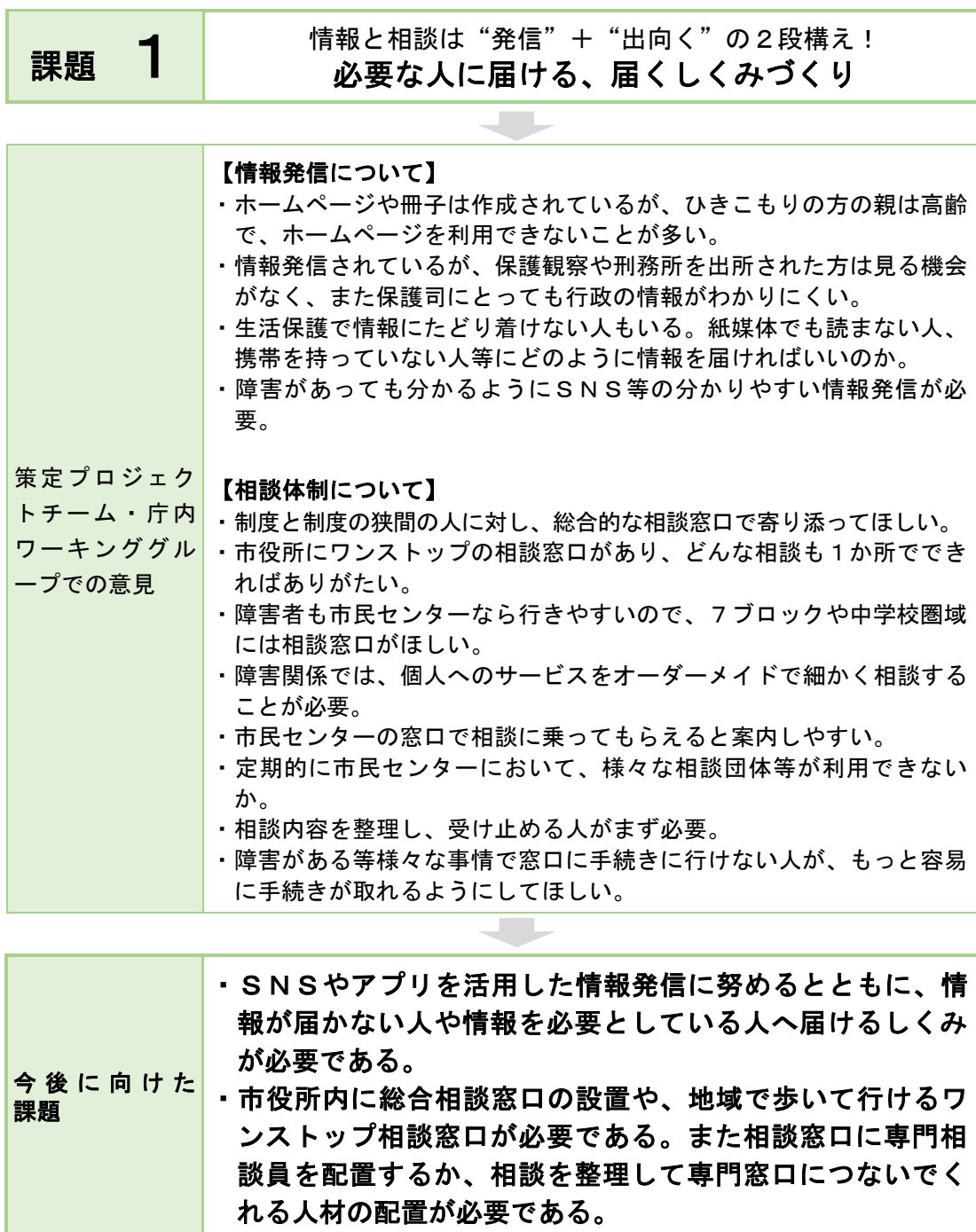
【参考指標】

| 事業 | 策定時 平成 27 (2015) 年度 | 現状値 令和 2 (2020) 年度 | 目標値 令和 3 (2021) 年度 |
|----------------------------|------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 連携・協働が生まれるための円卓会議等の開催（市） | 検討 | 検討 | 実施 |
| 協働による活動を促進するための公共施設等の活用（市） | 実施 | 実施 | 拡充 |
| 地域福祉活動と大学生の協働（社協） | ボランティアとして参加依頼 | 子どもの学習支援の冊子作成 | 地域福祉事業の企画・運営へ参画 |

3 大津市の地域福祉の課題

前計画策定時の課題とされた5つの課題について、5年間で取り組んできた進捗・評価を踏まえ、策定プロジェクトチーム及び庁内ワーキングを通して本計画で検討すべき事項を整理し、新型コロナウイルス感染症の対応を加えた6つの課題をまとめました。

(1) 前計画において設定した課題の整理



課題 2

総合相談に取り組む！ 職員、相談員のスキルアップと支援ネットワークの強化

策定プロジェクトチーム・庁内ワーキンググループでの意見

【相談員について】

- ・高齢者や障害者の相談内容は多様化、複雑化している。
- ・複数の相談先で、相談がきちんと受け止められているか、相談にしっかりと答えられる対応力が求められる。
- ・地域包括支援センターは相談者の最初の相談先になることが多いので、本当のニーズをくみ取る力が求められる。職員のスキルアップが必要。
- ・成年後見では複雑な問題が多く、成年後見の利用だけでなく、子どもの問題等、相談を聞く側に福祉の引き出しが必要になっている。
- ・障害福祉の事業所と相談員と自分たちで完結してしまい他の分野と連携がない感覚が強くある。

【相談支援ネットワークについて】

- ・相談を専門職につなぐ役割を担う人が必要である。
- ・成年後見制度では、相談を専門職につなぐ役割が必要。
- ・地域で困りごとは共有できているが、それをまとめて展開することが必要。
- ・まちづくりの観点から見た、まちでの困りごとは、どこかの分野に特化したものではなく、平面的につながりのあるものである。
- ・他の施設や相談先に、うまくつなげるような体制の構築と、つないだ後の伴走が必要。
- ・相談を受けた方と支援する方が連携して、一緒に伴走的な支援を進めていくことで、解決につなげる必要がある。
- ・障害福祉の相談につないでも、福祉サービスで解決できない問題が多くある。
- ・サービスにつながらなかった人が、その後、地域の中でどのようになったのかを把握することが必要。

今後に向けた課題

- ・複合的な課題を抱えたケース等の相談を受けた際、専門職であっても、どの機関に相談すれば良いか分からないことがあるため、適切な専門機関につなぐ人が必要である。また、相談を受けた機関が専門機関につないだ後も、継続的な伴走支援を協働で行うことが必要である。
- ・大津市内で各分野（高齢、障害、子ども、生活困窮）において既におこなっている多機関での協働の取組を整理する。

高齢 : 地域ケア会議
障害 : 障害者自立支援協議会
子ども : 要保護児童対策地域協議会
生活困窮 : 生活困窮者自立支援会議
庁内アセスメント会議

課題 3

東日本大震災、熊本地震…、市、地域でできること！
平常時から緊急時まで、安全・安心な支えあい

策定プロジェクトチーム・市内ワーキンググループでの意見

【防災訓練について】

- ・ 2020、2021 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で防災訓練の実施学区が減少した。訓練をやらないと忘れてしまうので実施することが必要。
- ・ 外国籍の方や、ホームレス状態の人等の防災情報が届きにくい方への防災訓練をどうしたらいいのか。
- ・ 地区防災計画は、現在 19 学区で作成済（令和 2 年度末時点）。

【災害ボランティアセンターについて】

- ・ 災害ボランティアセンターが段取りしすぎると、ボランティアの自主性が引き出せないという意見もある、どう考えるか。

【避難所について】

- ・ 一般の避難所に福祉避難所の要素を入れる時代になっている。
- ・ 大津市の福祉避難所は、児童クラブ等が指定されているが、課題がある。

今後に向けた課題

- ・ 防災訓練や出前講座に防災情報等が届きにくい人も参加できるような配慮が必要である。
- ・ 大津市の福祉避難所の現状把握と改善。一般の避難所に福祉避難所の要素を入れる工夫が必要である。
- ・ 災害ボランティアセンターの柔軟運営。ボランティアが自主的、主体的に活動するための工夫が必要である。



課題 4

地域力と受援力は生きる力！ 持続可能な地域づくりに向けた新たな参加とつながり

策定プロジェクトチーム・庁内ワーキンググループでの意見

【担い手について】

- ・担い手不足は深刻（高齢化、民生委員、PTA、若者が参加しない）
- ・自分の力を活かせる場を作ること、また参加できる多様な選択肢があると良い。
- ・参加の前に、まずは活動を知っていただくことが大事。
- ・“やってみたい”と思ってもらえる仕掛けが必要。

【地域づくりについて】

- ・NPOやボランティアによる地域への支援、地域団体やNPO、ボランティアが協働していくことが重要。
- ・人と人、団体がつながっていくプラットフォームの機能が求められる。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、地域の中での見守りがより求められている。
- ・新型コロナウイルス感染症により、地域にあった課題が浮き彫りとなった。新型コロナウイルス感染症や災害等の不測の事態があったとしても対応できるような、支えあえる地域づくりが普段から求められる。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、地域活動が一斉に滞った。「持続可能な地域づくり」は新型コロナウイルスの感染拡大下の今こそ求められている。活動が止まらないような引継ぎが必要。

今後に向けた課題

- ・新型コロナウイルスの感染拡大下でも地域福祉活動が持続できるよう後方支援し、地域の見守り活動や孤立を防止する必要がある。
- ・担い手が少ないからこそ、地域で活動する人や団体、NPOがつながれる機会が必要。
- ・子育て世代や現役世代も気軽に地域活動に参加できる工夫と、各々の力を発揮できる場づくり。主体的な参加を促す仕掛けが必要である。
- ・気軽な参加から、活動の担い手を確保していくことが必要である。

課題 5

みんながつながりたいと思っている、
行政、社協ノウハウの見せ所！
つながりの機会の活用と強化

策定プロジェクトチーム・庁内ワーキンググループでの意見

【自治会について】

- ・自治会未加入者には地域福祉活動を知ってもらえない。
- ・自治会の加入率低下等をみると、つながりを求めている人が減っている。
- ・市内では、自治会の加入率低下が見られる。この背景には、核家族や単身世帯の増加があるのではないかな。

【地域の課題について】

- ・地域活動において、高齢分野は充実している一方で、障害・子どもの分野でさらなる充実が必要ではないかな。
- ・地域内で困っている人（特に障害者、子ども）をどこが支えるのか。

【体制について】

- ・行政とNPO団体等の中に入った調整役がほしい。
- ・分野や年代に関係なく、継続的な支援を可能にする取組。
- ・子どもを見守るコーディネーター的役割が必要。
- ・地域やPTAの役員のなり手がいない。負担に感じる人が多数。
- ・大津市では施設連絡会で社会福祉法人等が分野を越えた『横のつながり』をもっている。

今後に向けた課題

- ・自治会加入率の低下を防止するための取組が必要である。
- ・社会的孤立を防ぎ、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができる体制づくりの検討が必要である。
- ・地域課題に対して、分野を越えたつながりで解決するしくみづくりの検討が必要である。
- ・高齢、障害、子ども等の各分野の課題の整理が必要である。

(2) 地域団体や若者世代によるワークショップにおける主な意見

本計画の策定にあたり、「大津のまちや暮らし、地域福祉等について」、比叡山高校ボランティア委員会及び龍谷大学生を対象に若者の意見を聞くワークショップとNPO法人わにまちづくり協議会を対象に地域で活動する方々の意見を聞くワークショップを開催しました。

① 若者の考える地域の現状を知り、地域福祉を考えるワークショップ

【情報の入手手段】

- ・テレビ、携帯電話、ネットニュース、インターネット
- ・学校やマンションの掲示板、看板
- ・友達から聞く、人から聞く、親から聞く 等

【情報を届けるアイデア】

- ・テレビやラジオやネット配信の活用
- ・情報は集約して、要点をまとめて知らせる
- ・紙やプリントが有効な時もある
- ・大きな文字で伝えたいことを明確化、聴覚障害者のための手話
- ・自分自身が情報を積極的に人に伝える 等

【普段から参加できる防災対策】

- ・学校行事、地域での友達と一緒に参加できる避難訓練、映える災害体験施設
- ・住民の年齢や世帯構成の事前把握
- ・非常食、停電時の対策
- ・災害時等写真を撮り、SNSにあげ、地域の様子をタイムリーに発信 等

【参加してみたい地域活動】

- ・運動会、お祭り等の地域のイベント
- ・賞金や賞品が出るイベントで集客
- ・掃除のボランティア
- ・友達と楽しめ、自分のためになるもの
- ・自然豊かなので、イノシシ等の野生動物を観察 等

【「こんなまちになって欲しい」という夢】

- ・人とのつながりが強い、助けあいでできる
- ・平和な
- ・笑い声が聞こえる
- ・地域の人と多く関わることができる
- ・他の県の人からも「住みたい」と思われる
- ・住民同士の繋がりがたくさんある
- ・他県からも印象の強い
- ・みんながキラキラ輝く

まとめ

- ・情報については、様々な情報媒体の活用が必要
- ・高校生や大学生に対して、災害教育や体験が早急に必要
- ・若者に興味があり、参加したくなる地域活動を実施するためには、若者と一緒に考えることが必要
- ・情報をどのように届けるか、どこに届けるか、誰に届けるか等、ターゲットに合わせた工夫が必要
- ・若者に地域や福祉を身近に感じてもらう工夫を早急に行うことが必要

② NPO法人 わにまちづくり協議会 ワークショップ

【地域で色々な問題を抱えている人の認識】

- ・ 老々介護
- ・ 認知症
- ・ 移動の困りごとを抱えた人
- ・ 生理の貧困
- ・ 人間関係のトラブル
- ・ 人とのつながり
- ・ 気になる人がいてもどこまで入っていいかわからない 等

【自分たちの団体でできること】

- ・ 見守り活動（早期発見）
- ・ 地域の情報を得る
- ・ 近所での声掛け、情報を共有
- ・ 仕事や自治会時、相談に乗る
- ・ 子ども食堂
- ・ 課題があれば、自治会・民生委員に伝える
- ・ 関係団体との連携 等

【他の団体と協力してできること】

- ・ 自治会加入を勧める
- ・ 地域で助け合う（声掛け、見守り、挨拶）
- ・ 転入者について地域で情報を共有
- ・ 災害時について考える
- ・ 消防団等、関係団体との連携
- ・ 各部門との協力体制の整備
- ・ 情報収集
- ・ コミュニティバスの運行
- ・ 小さいエリアで見守れる体制の整備 等

【行政や社協と協力してできること】

- ・ 社協や民生委員に相談するよう進言
- ・ あんしん長寿相談所に行くよう進言
- ・ 緊急通報システム登録
- ・ 火災警報設置
- ・ 認知症早期発見ダイヤル登録
- ・ 防災無線を活用
- ・ 困りごとを解決できる体制の整備
- ・ 地域住民の困りごとを早期発見・解決策を提示できる関係団体とのネットワークを構築 等

まとめ

- ・ 日頃から地域に関わる人々と連携・協力し、日々変化する地域問題を把握できるよう常にアンテナを張り、地域課題の早期発見につなげることが必要
- ・ ネットワークを活かしながら、情報を共有し、地域での問題・課題を適切な相談につなげ、解決につなげていくことが重要

(3) 現状から見えてきた課題のまとめ

「現状から見た特徴と課題」、「前計画の評価」、「大津市の地域福祉の課題」、「地域団体や若者世代によるワークショップにおいての主な意見」、そして現在の地域福祉を取り巻く環境等から本計画への課題を6つ設定しました。

新たな課題 1 大津市に合った地域での包括的な相談窓口

- ・住んでいる地域の身近な場所に、福祉的な相談を受け止めてくれる窓口の設置。
- ・どのような相談内容でもまずは聞いてくれる場所。

⇒基本目標 1-2

新たな課題 2 分野を越えた福祉課題を解決に導く多機関連携のしくみづくり

- ・複合的な問題を抱えるケースに対する専門職同士の連携。
- ・現在、各分野で行われている多機関での協働の取組の整理。

⇒基本目標 1-3

新たな課題 3 平常時から災害時まで安心・安全な支えあい、助けあい

- ・要支援者名簿等の作成を通じた庁内の連携体制の構築。
- ・平常時からの支えあい、助けあいの地域づくり。

⇒基本目標 3-3

新たな課題 4 権利擁護支援の地域連携を構築

- ・高齢者、障害者の相談内容は多様化・複雑化しているため、複合的な問題に対して、丁寧に相談を聞き、適切な機関につなぐこと。

⇒基本目標 1-4

新たな課題 5 持続可能な地域づくりに向けた新たな参加とつながり

- ・地域福祉活動の継続のため、活動の担い手に対する支援。
- ・担い手が少ないからこそ、地域で活動する人、団体、NPO等のつながる場。

⇒基本目標 2

新たな課題 6 新型コロナウイルス感染症の影響で生活基盤が揺らいだ人をどう支えるか

- ・新型コロナウイルス感染症拡大状況下において、社会的に支援が必要な方一人ひとりが生き抜く力を身につけられる。
- ・社会的孤立をしないための様々な取組。

⇒基本目標 1、2、3



計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

誰もが、住み慣れた地域で生き生きと暮らしていけるよう、大津市では、市と市社協が地域福祉を推進するため、連携・協力し、生活困窮者自立支援事業の推進や様々な年代や対象の方々のボランティア参加の促進に重点的に取り組んできました。

近年の社会情勢の変化や、新型コロナウイルス感染症拡大等により、地域における課題が顕在化し、複雑化・複合化する中で、地域、行政が連携、協力した包括的な支援がますます必要とされています。

新たな状況に対応しながら、これまでの取組をさらに充実・発展させるため、市民、関係団体、NPO、事業者、社会福祉協議会、行政等、多様な主体によるネットワークの力で課題を発見し、解決することができる体制づくりや、一人ひとりがかけがえない人間として尊厳をもって生きていることを認識し、生きる力を高めあい、支えあうことのできるまちづくり、そして、ともに考え、行動し、新しい参加とつながりを生み出すことができるしくみづくりに取り組みます。

これらのことを踏まえて、本計画では、これまでの基本理念を継承し、地域共生社会のさらなる実現に向け、地域福祉の推進を目指します。

一人ひとりを認めあい、支えあう、 おおらかなまち“大津”

『おおらかなまち“大津”』とは？

大津は、比良・比叡の山々に抱かれ、美しい琵琶湖のほとりに位置する豊かな自然に恵まれる地域です。

大津は、世界遺産や日本遺産に恵まれ、大津三大祭等質の高い歴史と文化を有する地域です。

大津は、古くから城下町、宿場町、港町、門前町として栄えた歴史豊かな地域です。

大津は、京阪神の近隣に位置し、多様な世帯が移り住みやすい地域です。

大津は、自然に恵まれ、歴史的に人や文化の交流が盛んであり、他を受け入れる“こころ”のゆとりと人間性が豊かなまちです。このような心持ちをもつ“大津のまち”の特徴を表す言葉として「おおらかなまち“大津”」と表現しました。

※「おおらかなまち」という表現は、第1次大津市地域福祉計画策定の委員会で、柳田貞男委員（当時「NPO法人ふれあい大津」理事長）が、大津のまちを紹介するときに発言されたものです。その後、この表現が、計画の理念の中で活用されることとなったという経過があります。

2 計画の基本目標

本計画に掲げる基本理念「一人ひとりを認めあい、支えあう、おおらかなまち“大津”」を実現するため、3つの基本目標を設定しました。

また、基本理念の実現に向け、市全体の支援機関・地域の関係者が受け止め、つながり続ける支援体制を構築するために「包括的な相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う重層的支援体制の整備を目標設定します。

基本目標1 ネットワークの力で市民のニーズを広く受け止め解決する体制づくり



市や市社協がともに、地域で活動する団体等のまちづくりに関係する人々や組織との連携を図るとともに、分野を越えた福祉ニーズを包括的に受け止める相談体制の構築、さらに、適切な支援へとつなぎ解決に導く多機関連携のしくみづくりを進めます。

また、多様な媒体を活用し、情報を必要な人に届ける取組の充実を図るとともに、成年後見制度の利用促進と支援体制の充実を図ります。

基本目標2 多様な参加とつながりを生み出すしくみづくり



市民一人ひとりが、地域活動に参加者または、支援者として参画できるしくみづくり、さらに多様な組織が協働で地域福祉活動をより進められるよう、様々な組織がつながるしくみづくりに取り組みます。

また、地域で中心となって活躍できる人材の育成や活用を推進するため、誰もが参加しやすく、支援が必要な人が参加できる場づくりや地域での居場所づくりの支援、若者を含めた多様な参加者を巻き込んでいく取組を進めます。

基本目標3 生きる力を高めあい支えあえる地域づくり



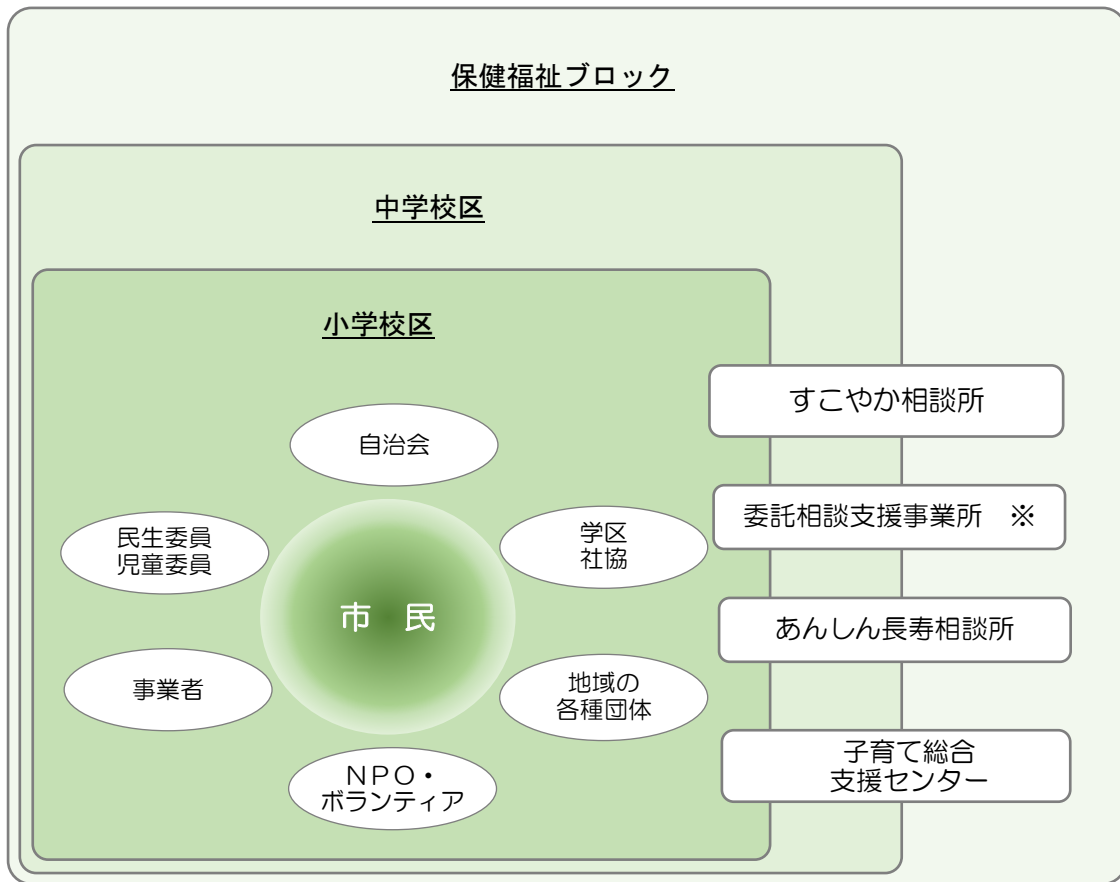
市民一人ひとりが子どもの頃から社会保障や福祉に関する権利を理解できるよう学べる機会を充実します。また、市民の誰もが互いを認め合う地域づくりを進めます。

さらに、災害や緊急時に対応するための基盤として、平常時から地域が一体となった安心・安全の確保に関する取組を進め、災害時に助け合える体制づくりに取り組みます。

【大津市の圏域のイメージ】

大津市（市役所・市民センター）

市社協



| 小学校区 37 | 中学校区 18 | 保健福祉ブロック 7 |
|---------|---------|------------|
| 小松木戸和邇 | 志賀葛川 | 志賀 |
| 小野葛川伊香立 | 伊香立真野 | 北部 |
| 真野真野北堅田 | 堅田仰木 | 中北部 |
| 仰木仰木の里 | 日吉唐崎 | 中部 |
| 仰木の里東雄琴 | 皇子山打出 | 中南部 |
| 日吉台坂本 | 粟津北大路 | 南部 |
| 下阪本唐崎 | 石山南郷 | 東部 |
| 志賀比叡平 | 田上青山 | |
| 藤尾長等 | 瀬田瀬田北 | |
| 逢坂中央 | | |
| 平野膳所 | | |
| 富士見晴嵐 | | |
| 石山南郷 | | |
| 大石田上 | | |
| 上田上青山 | | |
| 瀬田瀬田南 | | |
| 瀬田東瀬田北 | | |

※委託相談支援事業所とは、「市町村相談支援事業所（障害福祉ケースワークの一部委託）」として市内に12箇所（令和3年度）が配置されています。

※但し、小学校区のうち学区社協、地区民生委員児童委員協議会等の活動団体数は、36団体です。

3 施策体系

本計画の施策体系を次のように設定します。



基本理念

一人ひとりを認めあい、支えあう、おおらかなまち“大津”

基本目標 1 ネットワークの力で市民のニーズを広く受け止め解決する体制づくり

市や市社協がともに、分野を越えた福祉ニーズを受け止める相談や適切な支援へつなぎ解決に導く多機関連携のしくみづくりを進めます。また、多様な媒体を活用し、情報を必要な人に届ける取組の充実を図るとともに、成年後見制度の利用促進と支援体制の充実を図ります。

基本目標 2 多様な参加とつながりを生み出すしくみづくり

市内の多様な組織がつながるしくみづくりを進めます。また、支援が必要な人が参加する場づくりや地域での居場所づくりの支援、若者を含めた多様な参加者を巻き込んでいく取組を進めます。

基本目標 3 生きる力を高めあい支えあえる地域づくり

市民が社会保障や福祉に関する権利を認識できるよう学べる機会を充実するとともに、市民の誰もが互いを認め合う多文化共生の地域づくりを進めます。災害時に助け合える体制づくりに取り組みます。

方向性と取組

1-1 情報を必要な人に届ける取組の充実

- 市** ①多様な媒体を活用し、福祉情報をよりわかりやすく届けます
②情報を必要な人に届けるための人材を育成します
- 社協** ①身近な支援者から福祉情報を届けます
②ひとりでも多くの住民に福祉に関心を持ってもらえる工夫をします

1-2 大津市に合った包括的な相談窓口 **重層**

- 市** ①身近な地域で「聞きに行ける」窓口を充実します
②アウトリーチ等の支援を行います
③包括的な相談支援体制の構築を目指します
④包括的に受け止めた問題に対応する庁内連携を図ります
- 社協** ①NPO、福祉施設、当事者団体との連携による相談支援を強化します
②アウトリーチによるニーズの把握を行います
③社会的孤立の脱却と防止に向けた体制づくりを進めます

1-3 分野を越えた福祉課題を解決に導く多機関連携のしくみづくり **重層**

- 市** ①分野を越えた多機関連携の場のしくみをつくります
②交流を通じた専門職の人材育成・確保を行います
③更生支援を推進します
- 社協** ①分野を越えたつながりの構築を推進します
②専門職と地域組織（団体）のつながりを支援します

再犯防止推進計画

1-4 権利擁護支援の推進 **成年後見制度利用促進計画**

- 市** ①権利擁護支援（成年後見制度）を推進します
②地域連携のネットワークを構築します
③権利擁護支援の中核機関を整備します
④権利侵害、虐待の防止と対応の充実を図ります
- 社協** ①権利擁護支援の周知・啓発に取り組みます
②持続可能な権利擁護の事業を推進します
③新たな課題に応じたしくみをつくります

方向性と取組

2-1 ボランティアやNPO活動の推進

- 市** ①ボランティアやNPOの活動の場を充実します
- 社協** ①ボランティアセンターの体制の充実に努めます
②ボランティアの連携の場とボランティアとの出会いの場をつくります
③安心してボランティア活動ができるよう支援します

2-2 支援が必要な人が参加する場づくり **重層**

- 市** ①支援が必要な人が参加できる場を把握します
- 社協** ①様々な居場所づくりを支援します
②ゆるやかな就労支援の場をつくります

2-3 新しい参加者を巻き込んでいく取組の推進 **重層**

- 市** ①誰もが参加しやすい場づくりを進めます
②地域福祉活動の担い手確保に努めます
- 社協** ①地域福祉の担い手の確保と育成を支援します
②募金や寄付金とおとした地域福祉活動への参加促進を図ります

2-4 地域で活動している人や団体の新しいつながりづくり

- 市** ①住民自治組織・各種団体等との連携を図ります
- 社協** ①地域で活動する人や団体との連携を図ります
②新たに地域で活動を始め人や団体を支援します

2-5 地域福祉を協働で進める取組の推進

- 市** ①協働の機会の拡充に努めます
②協働で取り組む事業を進めます
- 社協** ①社会福祉施設と地域が連携した取組を推進します
②地域の多様な主体が協働した取組を進めます

方向性と取組

3-1 生きる力を育む場づくり **重層**

- 市** ①地域のニーズに応じた新たな活動を推進します
②新たな福祉学習を推進します
③多様性を尊重する地域づくりを推進します
- 社協** ①つながりの場とおした自己肯定感の向上を目指します
②青少年への福祉学習の開発を行います

3-2 小地域における福祉のまちづくりの基盤強化 **重層**

- 市** ①民生委員児童委員や学区社協の活動が充実するよう支援します
②自治会等の活性化を支援します
③感染症の影響により、縮小した地域の取組を支援します
- 社協** ①学区社協を中心に地域課題解決に向けたしくみをつくります
②地域団体と連携した地域福祉活動を推進します
③つながりを絶やさない地域福祉活動を支援します

3-3 災害時に助け合える体制づくり

- 市** ①災害時にも安全・安心に避難できる関係づくりに取り組みます
②避難後も安心できる避難所の整備を行います
- 社協** ①災害時の支援体制強化を図ります
②地域の助けあい、支えあいの体制強化を図ります

包括的相談支援事業

多機関協働事業

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

参加支援事業

地域づくり事業

重層的支援体制整備事業を計画全体へ反映



施策の展開

第4章中 「*」の用語については、ワード解説しています

基本目標 1 ネットワークの力で市民のニーズを広く受け止め解決する体制づくり

方向性 1-1 情報を必要な人に届ける取組の充実

誰もが安心してサービスを利用でき、地域で支援が必要な人に必要な情報が届くように、各年代の情報入手手段やニーズに応じた情報提供の充実を図ります。また、情報を必要な人に届けるための人材を育成します。

市 が取り組むこと

① 多様な媒体を活用し、福祉情報をよりわかりやすく届けます

届ける情報が多くなり、適切な相談窓口が見つからない、ニーズに合致したものが選択できない状況にならないよう、誰もがわかりやすいホームページ、アプリ、SNS、各種情報誌等を活用した情報発信に努めるとともに、世代や属性に応じた媒体で必要な情報を届けます。

主な取組

- 1) 「おおつ健康・福祉相談ホットライン」*の発行
- 2) 子育てハンドブック「大津っ子」発行事業
- 3) 子育てアプリ「とも☆育」*による情報発信事業
- 4) 児童扶養手当申請時に制度のしおり配布
- 5) 養育支援に向けたパンフレット作成、関係窓口で配布
- 6) 障害福祉のしおりの作成及び大津市ホームページへ掲載
- 7) 介護保険・高齢者福祉にパンフレット「よくわかる大津市の介護サービス」の作成

市社協 が取り組むこと

① 身近な支援者から福祉情報を届けます

福祉情報が必要な方に情報が届いておらず、福祉サービスやサポートにつながらないことがあります。民生委員児童委員等の地域の身近な支援者から、地域の中で情報が発信できるよう、様々な場面を活用して、市社協から支援者に必要な情報を届けます。

主な取組

- ① 地域の集いや見守り活動を活用した情報発信（民生委員の見守り、ふれあいサロン* 等）（拡充）

ワード

ふれあいサロン

身近なところを拠点として、高齢者の生きがいづくりや閉じこもり防止を目的に、高齢者とボランティアと一緒に企画しながら茶話会や健康体操等“楽しく・気軽に”仲間づくりを行う活動のこと。

基本目標 1－方向性 1

【 達成目標 】

| 事業 | 令和 2 年度 (2020 年度) | 令和 8 年度 (2026 年度) | 担当 |
|---|----------------------|-------------------------|-------------|
| 子育てアプリ「とも☆育」ダウンロード数 | 7,085 件 | 10,000 件 | 子育て総合支援センター |
| 児童扶養手当申請時に制度のしおり配布 ひとり親家庭の支援・相談窓口を掲載した パンフレット作成、関係窓口で配布 | 実施 | 取組継続 | 子ども家庭課 |
| 介護保険・高齢者福祉にかかるパンフレット「よくわかる大津市の介護サービス」 | 市の窓口で配布、 ホームページ公開 | 最新の情報を掲載、 作成継続 | 介護保険課 |
| ふれあいサロン支援 | ふれあいサロンへの情報の個別 郵送 | ふれあいサロン等情報支援者のメーリングリスト化 | 市社協 |

ワード

「おおつ健康・福祉相談 ホットライン」

健康・福祉に関する困りごとの相談窓口を分かりやすくまとめたパンフレットで、市役所の窓口等に設置している。また、市役所のホームページにも掲載している。

ワード

とも☆育

子育て施設情報や子育てイベント、健診や予防接種のお知らせ等、子育てに関する情報を気軽に得たり確認できたりする「子育て家族」を応援するアプリのこと。



市 が取り組むこと

② 情報を必要な人に届けるための人材を育成します

地域で情報が届かない人や支援が必要な人に情報を伝え、より幅広い情報を選択できるように、地域住民の身近な相談窓口である民生委員児童委員等への研修を行い、情報を必要な人に届けるための人材を育成します。

主な取組

- 1) 民生委員児童委員への研修

市社協 が取り組むこと

② ひとりでも多くの住民に福祉に関心を持ってもらえる工夫をします

住民一人ひとりが福祉を意識することで、地域で暮らすみなさんの「ふだんのくらしのしあわせ」につながります。地域福祉を推進する社会福祉協議会の活動に関心を持ってもらうため、多様な媒体を活用した情報発信と、職員が広告塔であるための意識改革を行います。

主な取組

- 1) ホームページ、フェイスブック、広報誌ひまわり
- 2) 職員研修

【 達成目標 】

| 事業 | 令和 2 年度 (2020 年度) | 令和 8 年度 (2026 年度) | 担当 |
|--------------|----------------------|----------------------|-------|
| 民生委員児童委員への研修 | 年数回程度実施 | 継続 | 福祉政策課 |
| SNS更新回数 | 月 2 回 | 週 2 回 | 市社協 |

多様な課題や複合的な問題に幅広く対応するため、包括的に相談を受け止める体制を構築し、受け止めた相談に対応する庁内の連携体制を整えます。また、電話や来所による相談対応に加え、必要により相談者のもとに訪問するアウトリーチ型の相談支援を行います。

市 が取り組むこと

① 身近な地域で「聞きに行ける」窓口を充実します

市内36箇所にある市民センター、保健福祉ブロックごとにあるすこやか相談所、あんしん長寿相談所、子育て総合支援センター等を、身近な相談窓口として、気軽に「聞きに行ける」場として充実します。

主な取組

- 1) つどいの広場
- 2) 子育てステーション事業
- 3) 「おおつ健康・福祉相談ホットライン」発行（相談窓口の情報共有）
- 4) すこやか相談所での健康相談事業（来所・電話相談）
- 5) あんしん長寿相談所の体制強化

市社協 が取り組むこと

① NPO、福祉施設、当事者団体との連携による相談支援を強化します

相談機関だけでなく、NPO法人や社会福祉施設、当事者団体等が連携することで、より身近な地域性やニーズに合った支援メニューが提供できるよう努めます。

主な取組

- ① 1) NPO、福祉施設、当事者団体との連携相談（拡充）
- 2) 総合ふれあい相談事業

【 達成目標 】

| 事業 | 令和2年度 (2020年度) | 令和8年度 (2026年度) | 担当 |
|---------------------------------|-------------------------|---------------------------------------|-------------|
| つどいの広場来場者数 | 12,799人 | 48,000人 | 子育て総合支援センター |
| 子育てステーション参加者数 | 2,491人 | 5,800人 | 子育て総合支援センター |
| 「おおつ健康・福祉相談ホットライン」発行（相談窓口の情報共有） | 窓口への配布 | 定期的な更新 | 福祉政策課 |
| すこやか相談所での健康相談事業（来所・電話相談） | 9,272件 | 15,000件 | 健康推進課 |
| あんしん長寿相談所の設置箇所数 | 11箇所 | 15箇所 | 長寿政策課 |
| NPO、福祉施設、当事者団体との連携相談 | 7箇所での相談員（民生委員）によるふれあい相談 | 7箇所でのNPO、福祉施設、当事者団体、民生委員による連携相談体制をつくる | 市社協 |

市 が取り組むこと

② アウトリーチ等の支援を行います

保健師等の専門職が主に子育て、精神疾患や精神障害がある人・家族に対して、必要に応じて家庭訪問をし、早期に適切な支援につながるよう支援します。また、子どもや家庭の悩みごとを聞くため、家庭に訪問を行います。

さらに、ひきこもりや、精神疾患、社会的孤立等により自ら支援につながる事が困難な人に対しても、アウトリーチ等*による、必要な福祉情報の提供や、丁寧な支援を行います。

主な取組

- ① アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（重層的支援体制整備事業）
- ② 子ども家庭相談室訪問支援活動
- ③ 精神保健福祉相談事業
- ④ すこやか相談所での訪問活動
- ⑤ 在宅重度障害者訪問事業

市社協 が取り組むこと

② アウトリーチによるニーズの把握を行います

「周囲に迷惑をかけたくない、何を相談したらよいか分からない、相談しても何も変わらない」という方に対し、個別支援のみでアプローチするのではなく、地域支援の視点も入れ、問題を抱えた人のいる地域社会やその人たちの生活空間に向き相談援助を行います。

主な取組

- 1) 生活困窮者の自立支援事業
- 2) 子ども・若者総合相談窓口

ワード

アウトリーチ

積極的に対象者のいる場所に向いて必要なサービスや情報を届けるよう行動すること。福祉の分野では、把握だけに止まらず、必要な人に積極的にアプローチすることも含む。

【 達成目標 】

| 事業 | 令和2年度 (2020年度) | 令和8年度 (2026年度) | 担当 |
|---------------------|------------------------------|---------------------------------|----------|
| アウトリーチ等を通じた継続的支援事業① | — | 実施 | 福祉政策課 |
| 子ども家庭相談室訪問支援活動 | 778件 | 継続的に実施 | 子ども家庭相談室 |
| 精神保健福祉相談事業 | 319件 | 継続的に実施 | 保健予防課 |
| すこやか相談所での訪問活動 | 1,849人 | 継続的に実施 | 健康推進課 |
| 在宅重度障害者訪問事業② | — | 日中活動系サービスの利用のない在宅重度障害者への訪問活動の実施 | 障害福祉課 |
| アウトリーチの強化 | 事業ごとに潜在的ニーズの発見と早期支援に向けたアプローチ | 潜在的ニーズを整理し、組織全体でアウトリーチ体制整備を構築 | 市社協 |

市 が取り組むこと

③ 包括的な相談支援体制の構築を目指します

多様な課題や複合的な問題に幅広く対応するため、市の地理的な状況や既存の分野別の相談窓口を考慮しながら、包括的に相談できる体制を構築します。

主な取組

- ① 包括的な相談窓口の整備（重層的支援体制整備事業）
- ② 児童館運営事業
- ③ 子ども家庭相談室運営事業
- ④ 生活困窮者自立支援事業

市社協 が取り組むこと

③ 社会的孤立の脱却と防止に向けた体制づくりを進めます

深刻な生活上の問題を抱えていながら援助を求めない方は、抱えている問題は複雑でかつ慢性化しており、極度に社会的孤立状態にあり、周囲に対して強い不信感をもっておられることが多いです。そこに様々な機関が連携し、自らに援助が必要な状態と理解できるように働きかけます。

主な取組

- ① 民生委員児童委員と連携したニーズ発掘
- ② ケアマネジャーと連携したニーズ発掘
- ③ 高齢者等地域見守りネットワーク事業

【 達成目標 】

| 事業 | 令和2年度 (2020年度) | 令和8年度 (2026年度) | 担当 |
|------------------------------|------------------------------|---|----------|
| 包括的相談支援事業 (重層的支援体制整備事業) ① | 分野別の相談窓口での対応 | 包括的な相談窓口の設置 | 福祉政策課 |
| 児童館運営事業 | 支援が必要な子どもや親子が来館した場合、関係機関へつなぐ | 地域の相談窓口として、子ども・保護者を受け入れ、伴走的支援をできるよう職員の知識向上、関係機関との連携強化 | 子育て政策課 |
| 子ども家庭相談室運営事業 | 相談件数 3,892件 | 相談件数 4,500件 | 子ども家庭相談室 |
| 生活困窮者自立支援事業 | 必須事業、任意事業の一部実施 | 困窮者の状況に応じた支援を行う任意事業の拡大実施 | 福祉政策課 |
| 民生委員やケアマネジャーと連携したニーズ発掘 | ニーズ把握後、分野ごとにアプローチを展開 | 支援の入口から出口まで専門職と地域が一体的に取り組むしくみを構築 | 市社協 |

市 が取り組むこと

④ 包括的に受け止めた問題に対応する庁内連携を図ります

包括的に受け止めた相談に対し、適切な支援を必要な方に届け、困りごとを解決できるように市の関係課や関係機関と連携します。

主な取組

- 1) 庁内連携会議（全体会）
- 2) 庁内連携会議
- 3) 障害者相談支援事業
- 4) 利用者専門員による子育て相談・支援事業



【 達成目標 】

| 事業 | 令和2年度 (2020年度) | 令和8年度 (2026年度) | 担当 |
|---------------------|--|------------------------------------|-------------|
| 庁内連携会議 (全体会) | 庁内関係課や生活困窮者受託事業所を対象に情報共有・連携 | 外部の関係団体とも連携を拡大し実施 | 福祉政策課 |
| 庁内連携会議 | 必要に応じて実施 | 庁内アセスメント会議の周知、困難ケースの調査や聞き取りを積極的に行う | 福祉政策課 |
| 障害者相談支援事業 | ケースワーカーによる庁内各部署と連携したケースワーク活動（虐待対応含む） | 継続 | 障害福祉課 |
| | 障害者自立支援協議会のプロジェクト会議や部会に出席し地域課題を把握し、庁内連携につなげる | 継続 | 障害福祉課 |
| 利用者専門員による子育て相談・支援事業 | 相談件数 532件 | いつでも相談できる体制を維持する | 子育て総合支援センター |

方向性 1-3 分野を越えた福祉課題を解決に導く 多機関連携のしくみづくり

重層

複雑化・複合化する福祉課題に対応するため、これまで行ってきた分野ごとのつながりから、分野を越えた福祉課題に関わる様々な専門職や専門機関がつながるしくみをつくりまします。

市 が取り組むこと

① 分野を越えた多機関連携の場のしくみをつくりまします

複雑化・複合化する福祉課題に対応するため、既存の分野ごとの連携のしくみだけでは対応できないケースについて、分野を越えた連携を行うことができるしくみをつくりまします。

主な取組

- ① 多機関連働事業*（重層的支援体制整備事業）
- ② 重層的支援会議*（重層的支援体制整備事業）
- 3) 多職種連携協働事業（在宅医療・介護連携）
- 4) 地域ケア会議（地域の関係者との連携）
- 5) 障害者自立支援協議会の運営
- 6) 大津市要保護児童対策地域協議会の充実
 - ・個別ケース検討会議の充実
 - ・研修の実施
- 7) 子育てネットワーク事業
- 8) 生活困窮者自立支援会議
- 9) 障害者虐待防止連絡協議会の開催

市社協 が取り組むこと

① 分野を越えたつながりの構築を推進しまします

多職種が顔の見える関係を構築するために、支援者の連携の場をつくり、支援者同士の相互理解を深めます。その場で支援者同士が互いに困りごとを共有し、各分野の強みを活かしながら課題解決を目指します。

主な取組

- 1) 市社協施設連絡会
- 2) 相談機関連絡会
- 3) 地域組織・団体との連携
- 4) 福祉団体との連携
- 5) 就労支援機関との連携
- 6) 企業との連携
- 7) NPO との連携
- 8) 地域ケア会議への参加
- 9) 障害者自立支援協議会への参画
- 10) 大津市要保護児童対策地域協議会への参画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

基本目標 1－方向性 3

【 達成目標 】

| 事業 | 令和2年度 (2020年度) | 令和8年度 (2026年度) | 担当 |
|-------------------------------|--|------------------------------------|-------------|
| 多機関協働事業（重層的支援体制整備事業） ⑨ | — | 実施 | 福祉政策課 |
| 重層的支援会議（重層的支援体制整備事業） ⑨ | — | 実施 | 福祉政策課 |
| 多職種連携協働事業 （在宅医療・介護連携） | 基幹型あんしん長寿相談所で、多職種合同研修会の開催（3回/年） | 基幹型あんしん長寿相談所ごとの地域課題に応じた目標設定及び事業の実施 | 長寿政策課 |
| 地域ケア会議（地域の関係者との連携） | 地域会議の未実施 | 各あんしん長寿相談所において地域の関係者ととも地域会議を開催 | 長寿政策課 |
| 障害者自立支援協議会の運営 | 個別支援会議（ケース会議）等で相談支援専門員や障害福祉課ケースワーカーが把握した、既存の支援では解決できない課題を障害者自立支援協議会の各部会等で地域課題として集約し、分野を越えた連携、サービスや事業の新設等、課題解決に取り組む | 障害者自立支援協議会に障害分野以外の関係者が参画し、連携を深める | 障害福祉課 |
| 大津市要保護児童対策地域協議会の充実（個別ケース検討会議） | 開催数 265回 | 開催数 400回 | 子ども家庭相談室 |
| 子育てネットワーク事業 | 年3回「子育てネットワーク会議」を実施 | 現状維持 | 子育て総合支援センター |
| 生活困窮者自立支援会議 | 2回 | 生活困窮者自立支援制度から重層的支援会議のつなぐ役割 | 福祉政策課 |
| 障害者虐待防止連絡協議会の開催 | 協議会に各種他分野連携部会を設置開催 | 継続 | 障害福祉課 |
| 相談機関連絡会 | 新型コロナウイルス感染症状況下におけるオンラインを活用した多職種の支援者の連携の場づくり（年1回） | オンラインを活用した分野を越えた支援者の連携の場づくり（年6回） | 市社協 |

ワード

多機関協働事業

複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整する事業のこと。各支援機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し、重層的支援会議に諮る。

ワード

重層的支援会議

多機関協働事業において、関係機関間の連携やプランの適切さ、支援の終結、資源の把握や創出等について検討するための会議。関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。

市 が取り組むこと

② 交流を通じた専門職の人材育成・確保を行います

福祉課題に対応できる専門職の人材育成や確保のため、勉強会や研修を通じて様々な分野の専門職等が顔のみえる関係づくり（支援者支援）を行います。

主な取組

- ① 生活困窮者自立支援事業における研修
- ② 障害者自立支援協議会内の運営

市社協 が取り組むこと

② 専門職と地域組織（団体）のつながりを支援します

各分野ごとの福祉専門職と、日頃から地域活動を行う地域組織（団体）をつなぐことで、より地域に根ざした新たな地域福祉活動を推進します。

主な取組

- 1) 福祉施設と地域組織の連絡会

【 達成目標 】

| 事業 | 令和2年度 (2020年度) | 令和8年度 (2026年度) | 担当 |
|--------------------|--------------------|-------------------|-------|
| 生活困窮者自立支援事業における研修① | — | テーマを設け実施 | 福祉政策課 |
| 障害者自立支援協議会内の運営 | 協議会に各種他分野連携部会を設置開催 | 継続 | 障害福祉課 |
| 福祉施設と地域団体の連携 | 学区社協との勉強会 | 連携した地域福祉活動の具体的な実践 | 市社協 |



市 が取り組むこと

③ 更生支援を推進します
【再犯防止推進計画】

更生保護*の取組として、犯罪をした者等が社会の中で孤立することがないように、社会を明るくする運動*をはじめとした更生保護活動等に関する周知・啓発を行い、地域において、犯罪をした者等への立ち直りに対する理解を促します。

また、更生保護に携わる関係団体の活動支援や、生活困窮者自立支援事業を活用できるよう関係団体と連携し、適切な支援につなげます。

主な取組

- ① 更生保護に関する周知・啓発（拡充）
- ② 更生保護と福祉的支援の連携

ワード

社会を明るくする運動

全ての国民が、犯罪や非行の防止とあやまちを犯した人たちの立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動で、昭和 25 年から行われている。

大津市においては、市、市青少年対策本部、市青少年育成市民会議、市防犯協会、大津警察署少年補導員会等の行政機関や、大津保護区保護司会、大津地区更生保護女性会、滋賀好善会等の更生保護関連団体、市地域女性団体連合会等の地域団体で構成して実施している。

なお、本運動と同時期に実施される内閣府主唱の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と、その目的が同じであるため、連携して実施している。

【達成目標】

| 事業 | 令和 2 年度 (2020 年度) | 令和 8 年度 (2026 年度) | 担当 |
|----------|----------------------|----------------------|-------|
| 更生保護事業 ① | 社会を明るくする運動等の啓発活動 | 社会を明るくする運動等の啓発活動の充実 | 福祉政策課 |
| | 更生保護団体との連携 | 福祉・保健等他分野との連携 | 福祉政策課 |

ワード

更生保護（更生保護を支える民間ボランティア・施設・団体等）

- 保護司会
犯罪をした者や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣の委嘱を受けた保護司で構成されている団体
- 更生保護事業協会
滋賀県内の更生保護活動を支援する法人
- 更生保護施設等
刑務所出所者等のうち帰るべき場所がない人に対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間機関で、刑務所を出所した保護観察対象者の受入施設である光風寮は、滋賀好善会が運営
- 行政機関
更生保護の実施機関として保護観察・犯罪予防活動等を実施する保護観察所、鑑別・観護処遇・地域援助等を行う少年鑑別所等
- その他
更生保護女性会、BBS会（Big Brothers and Sisters Movement）、協力雇用主等

方向性 1－4 権利擁護支援の推進【成年後見制度利用促進計画】

一人ひとりの尊厳が保たれ、その人らしく生きられるよう、福祉・介護・医療・司法・地域の関係者、関係機関等と連携し、成年後見制度の利用促進、虐待防止対策等の権利擁護支援の取り組みを進めます。

市 が取り組むこと

① 権利擁護支援（成年後見制度）を推進します

認知症や知的障害、精神障害等により福祉サービス利用にかかる契約締結や日常的な金銭管理において、自身で判断することが難しい人でも自立した生活を送ることができるよう、成年後見制度利用支援事業の充実を図ります。

成年後見制度の普及促進のため、広報紙、パンフレット、ホームページ等での情報発信や講習会、研修会の開催を通じて、市民や関係機関に幅広く広報・普及啓発活動を行います。

市社協 が取り組むこと

① 権利擁護支援の周知・啓発に取り組めます

権利擁護支援が必要な方や、支援者・地域住民に対して、権利擁護支援のしくみがあることを啓発し、権利侵害を予防する取組につなげます。

主な取組

- ① 1) 権利擁護支援の普及啓発
- 2) 成年後見制度利用支援事業

主な取組

- 1) 権利擁護支援の啓発
- 2) 地域福祉講座等での啓発

【達成目標】

| 事業 | 令和2年度 (2020年度) | 令和8年度 (2026年度) | 担当 |
|--------------------------|-------------------------|---------------------------------|-------------------------|
| 権利擁護支援の普及啓発 ^① | — | リーフレット、ホームページ等の作成、講習会・シンポジウムの開催 | 福祉政策課 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 必要な人が成年後見利用支援事業を利用 | 継続 | 長寿政策課 障害福祉課 生活福祉課 |
| 権利擁護支援の啓発 | 地域福祉権利擁護事業の啓発をチラシ・広報で実施 | 権利侵害を予防する講座や取組 | 市社協 |

市 が取り組むこと

② 地域連携のネットワークを構築します

生活課題を抱えた市民の発見・相談から必要な支援までを切れ目なく進めるため、福祉、医療、司法等の地域の関係者や団体が互いに連携に取り組む権利擁護支援の地域連携ネットワーク*を構築します。また、（仮称）協議会を設置し、関係者や団体の連携強化を図ります。

さらに、大津市人権擁護委員協議会及び大津市人権擁護推進員協議会の活動を支援するとともに、啓発、相談の取組を進めます。

市社協 が取り組むこと

② 持続可能な権利擁護の事業を推進します

認知症・知的障害・精神障害等で判断能力が不十分で、契約や財産管理が困難になった方の権利を守り、住み慣れた地域で安心して暮らせることができるよう、持続可能な地域福祉権利擁護事業や法人後見事業を推進します。

主な取組

- ①（仮称）協議会の設置と開催
- ② 人権擁護委員による特設相談所開設
- ③ 人権擁護推進員協議会の活動支援

主な取組

- ① 地域福祉権利擁護事業の推進
- ② 法人後見事業

【 達成目標 】

| 事業 | 令和2年度 (2020年度) | 令和8年度 (2026年度) | 担当 |
|------------------|-------------------|----------------------------------|----------------|
| （仮称）協議会の設置と開催① | — | 年2回程度実施 | 福祉政策課 |
| 人権擁護委員による特設相談所開設 | 毎月第1、3、5火曜日実施 | 人権啓発紙等の機会 で相談事業を周知、 支援に繋げる | 人権・男女共同 参画課 |
| 人権擁護推進員協議会の活動支援 | 街頭啓発活動、研修会を開催 | 協議会の活動を市民に 知ってもらおう周知啓発 | 人権・男女共同 参画課 |
| 地域福祉権利擁護事業 | システムを活用した 事業推進 | 新たなシステムを導入する等業務改善による事務の効率化 | 市社協 |

ワード

権利擁護支援の地域連携ネットワーク

必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として「成年後見制度」を利用できるよう、相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携のしくみのこと。

③ 権利擁護支援の中核機関を整備します

権利擁護サポートセンターを、地域連携ネットワークのコーディネートする機関（中核機関*）とし、行政や社協、あんしん長寿相談所等との連携を進めます。

中核機関は、（仮称）協議会の事務局を担い、福祉・医療・地域の関係者と成年後見人等が「チーム」を構成して取り組めるよう支援します。

また、権利擁護支援や成年後見人等の担い手（法人、市民後見人）の養成・確保に向け、研修や啓発等を実施し、市民参画による権利擁護支援を充実するとともに、成年後見人等の後見活動に関する相談に応じたり、事例検討会を開催し、成年後見人等を支援します。

主な取組

- ① 中核機関の設置及び運営
- ② 必要に応じた支援チーム体制づくり
- ③ 権利擁護支援・成年後見制度研修
- ④ 成年後見人等への支援

③ 新たな課題に応じたしくみをつくれます

今は、自分で自分のことが出来ているが、頼りになる家族や親せきがないことで、将来に不安を抱えている方の相談が増えています。必要な援助を受けることができるよう、新たな権利擁護のしくみについて、福祉施設や関係機関と連携し、相談体制を進めます。

ワード

中核機関

「権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関」のこと。「地域における連携・対応強化の推進役としての役割」を担う。専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会等の事務局等、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを行う。

主な取組

- ① ずっと安心事業の実施
- ② 死後事務委任契約の実施

【 達成目標 】

| 事業 | 令和2年度 (2020年度) | 令和8年度 (2026年度) | 担当 |
|-------------------------------|--------------------|-------------------------|-------|
| 中核機関の設置及び運営 ^① | — | 設置し、運営委員会を年2回程度実施 | 福祉政策課 |
| 必要に応じた支援チーム体制づくり ^② | — | 随時実施 | 福祉政策課 |
| 権利擁護支援・成年後見制度研修 ^③ | — | 市民等向け研修の開催 | 福祉政策課 |
| 成年後見人等への支援 ^④ | — | 相談対応、事例検討会開催 | 福祉政策課 |
| ずっと安心事業 ^⑤ | 現在は、モデル事業で3事例に取り組む | 将来に不安を抱える方を支えるしくみを事業化する | 市社協 |

市 が取り組むこと

④ 権利侵害、虐待の防止と対応の充実を図ります

子どもや高齢者、障害のある人に対する虐待、DV（ドメスティックバイオレンス）、ヤングケアラー*等、地域住民の権利を擁護する専門的な相談体制を充実するとともに、虐待防止に向けた啓発を行います。

ワード

ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。

主な取組

- 1) 虐待対応検討会議
- 2) 高齢者虐待防止研修会
- 3) 要保護児童対策地域協議会関係機関の研修機会の確保
- 4) 障害者虐待防止事業

【 達成目標 】

| 事業 | 令和2年度 (2020年度) | 令和8年度 (2026年度) | 担当 |
|--------------------------|---|--------------------------------|----------|
| 虐待対応検討会議 | あんしん長寿相談所を中心に、権利擁護サポートセンターや弁護士をメンバーとする会議を定期開催 | 継続 | 長寿政策課 |
| 高齢者虐待防止研修会 | 高齢者虐待防止に関する研修会を年1回開催 | 継続 | 長寿政策課 |
| 要保護児童対策地域協議会関係機関の研修機会の確保 | ①月1回のスーパーバイズ ②児童虐待防止研修の実施 | ①月1回以上のスーパーバイズ ②児童虐待防止研修の充実 | 子ども家庭相談室 |
| 障害者虐待防止事業 | ・障害者虐待防止センターを設置して24時間365日の相談に対応、必要に応じ一時保護等の支援の実施 ・虐待防止に関する周知啓発活動 | 継続 | 障害福祉課 |

基本目標 2 多様な参加とつながりを生み出すしくみづくり

方向性 2-1 ボランティアやNPO活動の推進

地域活動を継続していくため、ボランティアやNPOの活動の場として、市社協ボランティアセンター、市民活動センターの機能の充実を図ります。また、誰もがボランティアやNPO活動に参加しやすいよう情報提供を充実します。

市 が取り組むこと

① ボランティアやNPOの活動の場を充実します

市民活動センターで実施する各種連携・交流促進事業により、市民・市民団体、事業者が連携・協力し、横断的に地域活動を解決する場作りを進めます。また、ボランティア団体の活動を支援します。

主な取組

- 1) 市民活動センターの各種連携・交流促進事業
- 2) 自主サークル応援事業
- 3) 市社協ボランティアセンターの支援
- 4) 障害児サマースクール事業
- 5) 障害者団体等運営事業費補助事業

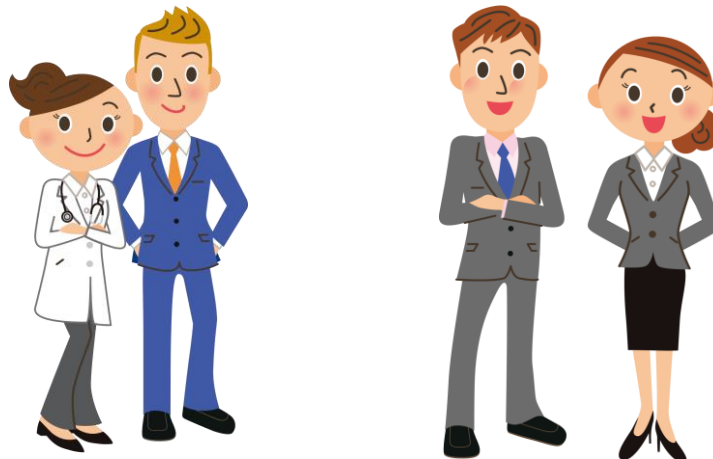
市社協 が取り組むこと

① ボランティアセンターの体制の充実に努めます

多様化する福祉課題に対応するためには、ニーズの把握と地域活動を支えるボランティアの育成が必要です。ボランティアセンター機能（ボランティアの広報啓発活動、活動基盤整備、人材育成等）を強化するために、コーディネーター等体制の充実に努めます。

主な取組

- 1) ボランティアコーディネーターの育成
- 2) ボランティアセンター運営委員会の開催



基本目標 2－方向性 1

【 達成目標 】

| 事業 | 令和 2 年度 (2020 年度) | 令和 8 年度 (2026 年度) | 担当 |
|------------------------|---|---|-------------|
| 市民活動センターによる各種連携・交流促進事業 | 市民・市民団体、事業者がそれぞれの目的・立場でまちづくり活動を実施 | まちづくり協議会等の地域のまちづくりに取り組む団体と、NPO 法人や事業者等が連携・協力し、地域課題の解決に一体的に取り組むまちづくりが進んでいる | 協働のまちづくり推進室 |
| 自主サークル応援事業 | らんらんネットおおつ 登録 50 団体 | 現状維持 | 子育て総合支援センター |
| 障害児サマースクール事業 | 感染症対策のため未実施（活動の中で個性を発揮する子どもたちとのふれあいを通じて、ボランティア等市民への理解を促進） | 継続 | 障害福祉課 |
| 障害者団体等運営事業費補助事業 | 障害者団体またはボランティア団体に対し、その運営に要する経費を一部補助し、活動を支援 | 継続 | 障害福祉課 |
| ボランティア相談機能の充実 | ボランティアコーディネーターによる対応 | コミュニティワーカーと連携した対応 | 市社協 |

市社協 が取り組むこと

② ボランティアの連携の場とボランティアとの出会いの場をつくります

地域の連帯感や人間関係の希薄化が問題となっている中、ボランティアセンターは、福祉施設等様々な機関と協働し、ボランティアの振興を図るとともに、住民が自分らしさを活かし、自発的に地域や社会のために活動することを支援します。また、事業を通じて学習や交流の場を提供し、ボランティア活動を支援します。

主な取組

- 1) ボランティアカフェ*
- 2) 高校、大学との連携

【 達成目標 】

| 事業 | 令和2年度 (2020年度) | 令和8年度 (2026年度) | 担当 |
|--------------|-------------------|-------------------|-----|
| ボランティアカフェの開催 | 年2回 | 年4回 | 市社協 |

ワード

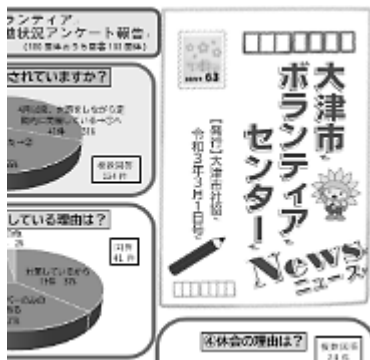
ボランティアカフェ

ボランティア活動に興味のある方や始めてみたい方に興味関心のあるテーマを設定し、ボランティア活動に取り組みきっかけや参加者同士の交流や仲間づくりを目的にカフェ形式による交流研修。

ワード

ボランティアニュース

ボランティア講座・研修会の案内、ボランティアグループの活動紹介、新型コロナウイルス感染症状況下での活動のポイント等、ボランティアに関する情報誌。



【 達成目標 】

| 事業 | 令和2年度 (2020年度) | 令和8年度 (2026年度) | 担当 |
|---------------|-------------------|-------------------|-----|
| ボランティアニュースの発行 | 年1回 | 年4回 | 市社協 |

市社協 が取り組むこと

③ 安心してボランティア活動ができるよう支援します

新型コロナウイルス感染症等のニューリスクに対し、ボランティア活動を行う上で感染症対策とあわせて、活動内容や開催方法の工夫が求められます。感染症対策を行いながら、人とのつながりを切らないようにするために、より安心・安全にボランティア活動ができるかをともに考えるための情報提供を行います。

主な取組

- 1) ボランティアニュース*の発行
- 2) ニーズに応じた研修会の開催

方向性 2－2 支援が必要な人が参加する場づくり

重層

支援を必要としている地域住民のニーズ等に対応するため、地域で活動する人や団体等が連携し、地域の社会資源等を活用して社会とのつながりづくりに向けた支援に取り組みます。

市 が取り組むこと

① 支援が必要な人が参加できる場を把握します

包括的に受け止めた相談のうち、複合的な課題を抱えるケースについて、多機関で連携し、支援ニーズに応じた社会参加の実現に向け、地域資源の把握等環境整備に取り組みます。

市社協 が取り組むこと

① 様々な居場所づくりを支援します

住民が主体となって行われる小地域のつどいやサロン、子ども食堂をはじめとした身近な範囲での居場所づくりは、気軽に地域参加できる機会として社会的孤立の予防につながります。また、生きがい・楽しみづくり、仲間づくり、情報交換、見守り、役割づくり等の効果があります。居場所を通して見守りあう・気にかけてあう地域づくりの推進を目指します。

主な取組

- ① 参加支援事業*（重層的支援体制整備事業）
- ② 当事者組織支援

主な取組

- 1) 当事者組織支援
- 2) ふれあいサロン事業
- 3) ふわりサロンの開催

【 達成目標 】

| 事業 | 令和 2 年度 (2020 年度) | 令和 8 年度 (2026 年度) | 担当 |
|--------------------------|-------------------------|---------------------------|-------|
| 参加支援事業（重層的支援体制整備事業） ① | — | 実施 | 福祉政策課 |
| 当事者組織支援 | 様々な当事者活動の組織を支援し、サポートする | 継続 | 障害福祉課 |
| 当事者組織支援 | 福祉団体の支援や依存症の当事者の連携の場づくり | 新たな当事者団体の支援及び情報交換と連携の場づくり | 市社協 |

ワード

参加支援事業

介護・障害・子ども・困窮等の制度間での連携をとり、既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応するため、本人のニーズと地域の資源とのコーディネートを行うことで、本人・世帯の状況に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援を行う事業。

市社協 が取り組むこと

② ゆるやかな就労支援の場をつくります

自らの抱える困りごとや生活のしづらさを発信できないといった、生活困窮やひきこもり等社会的に孤立した状態の方に対し、地域や関係機関、企業が連携し、相談機関では提供できない居場所や就労体験の場を提供し、緩やかな就労支援を行います。

ワード

施設連絡会お仕事体験会

施設連絡会では、ひきこもりや生活困窮者等支援の必要な人を福祉施設で受け入れ、施設内での清掃や草引き等の軽作業を通して当事者の社会参加や就労体験の場を提供している。

主な取組

- ① (仮称) ひとまちぐるみの若者応援事業
- ② 施設連絡会お仕事体験会*

【 達成目標 】

| 事業 | 令和2年度 (2020年度) | 令和8年度 (2026年度) | 担当 |
|------------|-------------------|-------------------|-----|
| 若者応援事業数① | 0事業所 | 15事業所 | 市社協 |
| 施設連絡会お仕事体験 | 年3回 | 年12回 | 市社協 |



方向性 2－3 新しい参加者を巻き込んでいく取組の推進 重層

地域福祉を充実させ、より一層推進していくためには、地域の「人」の力が最も重要です。子どもから高齢者まで、幅広い年代の人が地域福祉活動に関心をもち、誰でも気軽に地域福祉の活動に取り組むことができるよう、新たな担い手の確保を図ります。

市 が取り組むこと

① 誰もが参加しやすい場づくりを進めます

世代や属性を越えて交流できる多様な地域活動が生まれやすい場づくりに努めます。また、誰もが主体的にまちづくりに参加し、みんなが力を合わせて将来にわたり助けあい支えあう協働のまちづくりを推進するための場として、まちづくり協議会*の設立及び運営を支援します。

主な取組

- ① 1) 地域づくり事業*
- 2) まちづくり協議会設立及び運営支援事業

市社協 が取り組むこと

① 地域福祉の担い手の確保と育成を支援します

地域役員等への負担の偏りや、民生委員児童委員をはじめとした地域での福祉の担い手不足は大きな課題となっています。地域福祉の担い手を確保できる体制の整備に力を入れていくほか、福祉に興味を持ち、担い手として活躍する人材の育成に努めます。

主な取組

- 1) 担い手養成講座の開催
- 2) 福祉委員の育成

【 達成目標 】

| 事業 | 令和2年度 (2020年度) | 令和8年度 (2026年度) | 担当 |
|-----------------------------------|-------------------------|--|-------------|
| 地域づくり事業（重層的支援体制整備事業） ^① | 分野ごとで実施 | 分野を越えた取組の実施 | 福祉政策課 |
| まちづくり協議会設立及び運営支援事業 | まちづくり協議会 設立数 8学区 | 地域の実情に合わせたまちづくり協議会の設立及び設立されたまちづくり協議会の運営の継続により、住民自治の確立と持続可能なまちづくりが推進されている | 協働のまちづくり推進室 |
| 担い手養成講座の開催 | 市域での担い手養成講座の開催 (年1回) | ブロック及び学区単位での担い手養成講座の開催（年7回） | 市社協 |

ワード

地域づくり事業

介護、障害、子ども、生活困窮の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施する事業。

② 地域福祉活動の担い手確保に努めます

民生委員児童委員、成年後見人、保護司等、地域の誰もが安心して安全に暮らし続けるための地域福祉活動の新たな担い手として、福祉以外の活動を行う商店、農業、フードバンク事業者、企業の社会貢献等様々な分野の参加促進を図ります。

主な取組

- ① 【再掲】参加支援事業（重層的支援体制整備事業）

② 募金や寄付金をとおした地域福祉活動への参加促進を図ります

地域福祉活動は時間や労力だけではありません。みなさんから寄せられる寄付や募金の思いやりや優しさも1つの方法であり、このまちの誰かを支える力となります。年齢や個人、団体、企業を問わず、どなたでも気軽に地域福祉活動に参加できる、新たな寄付や募金のメニュー作りを行います。

主な取組

- ① ファンドレイジング*
 - 2) 共同募金運動
 - 3) 災害義援金や支援金の受入れ
 - 4) 募金型自動販売機の設置

【 達成目標 】

| 事業 | 令和2年度 (2020年度) | 令和8年度 (2026年度) | 担当 |
|--------------------------|-------------------|-------------------|-------|
| 【再掲】参加支援事業（重層的支援体制整備事業）① | — | 実施 | 福祉政策課 |
| ファンドレイジング② | 従来の寄付や募金 | 戦略的なファンドレイジングの実施 | 市社協 |

ワード

まちづくり協議会

まちづくり協議会は、協議に基づき地域の課題は地域で解決する住民主体の自治組織であり、当該地域の各種団体、事業者や個人等を包括した、当該地域を代表する組織のこと。まちづくり協議会を設立することで、多様な人材が様々な関わり方で、連携・協力して住み良いまちづくりの実現を目指す。

ワード

ファンドレイジング

民間非営利団体が、活動のための資金を個人、法人、政府等から集める行為の総称。共感を生み出す、ボランティアの参加を促す効果もある。

方向性 2－4 地域で活動している人や団体の新しいつながりづくり

地域では、自治会をはじめとする様々な団体や市民が協力しあい、地域に根ざしたまちづくり活動を進めています。住民自治組織や地域で活動する団体との連携をさらに図り、地域福祉活動への取組を推進します。

市 が取り組むこと

① 住民自治組織・各種団体等との連携を図ります

誰もが主体的にまちづくりに参加し、みんなが力を合わせて将来にわたり助けあい支えあう協働のまちづくりを推進するための場として、まちづくり協議会の設立及び運営を支援します。

主な取組

- 1) 【再掲】まちづくり協議会設立及び運営支援事業

市社協 が取り組むこと

① 地域で活動する人や団体との連携を図ります

地域における様々な主体が連携しながら、地域がもつ力をわかちあえる関係づくりを進めるために、現在、活動している団体(グループ)同士の連携の場をつくります。

主な取組

- 1) 学習支援ネットワーク会議
- 2) ボランティア交流会

【 達成目標 】

| 事業 | 令和2年度 (2020年度) | 令和8年度 (2026年度) | 担当 |
|------------------------|---------------------|--|-----------------|
| 【再掲】まちづくり協議会設立及び運営支援事業 | まちづくり協議会 設立数 8学区 | 地域の実情に合わせたまちづくり協議会の設立及び設立されたまちづくり協議会の運営の継続により、住民自治の確立と持続可能なまちづくりが推進されている | 協働のまちづくり 推進室 |
| 学習支援ネットワーク会議 | 同じ分野間でのネットワークづくり | ニーズに合わせて分野を越えたネットワークづくり | 市社協 |

② 新たに地域で活動を始めの人や団体を支援します

地域における福祉のまちづくり活動をより一層活性化させるため、地域課題解決に向けた連携や創意工夫による、住民主体で新しく活動を開始する団体やグループ、個人をサポートします。

主な取組

- 1) 助成事業による支援
- 2) 民間助成金の案内、支援

【 達成目標 】

| 事業 | 令和2年度 (2020年度) | 令和8年度 (2026年度) | 担当 |
|-------------|-------------------|----------------------|-----|
| 民間助成金の案内、支援 | 助成金情報の案内 | 助成金情報の案内と活動支援（年12団体） | 市社協 |



方向性 2－5 地域福祉を協働で進める取組の推進

行政と市民、地域の各種団体、社会福祉施設、大学、企業、事業所等がともに学び、活動することで、つながりや連携の輪を広げ、個々の活動が市全体の活動に広がるよう、協働に向けた取組を充実します。

市 が取り組むこと

① 協働の機会の拡充に努めます

地域の課題を共有し、地域とともにまちづくりに取り組む体制を構築するため、大津市職員協働推進本部において庁内連携組織の検討を進めるとともに、地域とまちづくりに対する意見交換の場を設ける等、協働によるまちづくりに向けた意識の向上に取り組みます。

主な取組

- 1) 市職員協働推進本部を中心とした組織横断的な庁内連携体制の充実
- 2) 障害者自立支援協議会
高齢障害プロジェクト会議

市社協 が取り組むこと

① 社会福祉施設と地域が連携した取組を推進します

社会福祉法の改正により、社会福祉法人は公益性・非営利性を備えた法人として、地域貢献への期待が高まっています。社会福祉法人に限らず、福祉施設が地域とつながるとともに、実施する事業の特長を活かし、地域ごとのニーズに合った取組を支援します。

主な取組

- 1) 施設連絡会の行う地域貢献事業
- 2) 実習生の受け入れ推進

【 達成目標 】

| 事業 | 令和2年度 (2020年度) | 令和8年度 (2026年度) | 担当 |
|--------------------------------|----------------------------------|---|----------------|
| 市職員協働推進本部を中心とした組織横断的な庁内連携体制の充実 | 市職員協働推進本部における庁内連携体制の検討 | 地域及び庁内における連携体制を構築することで、多様化・複雑化した地域課題の解決に協働で取り組むことができている | 協働のまちづくり推進室 |
| 障害者自立支援協議会 高齢障害プロジェクト会議 | 身近な地域での高齢・障害支援者のお互いの制度学習を通じた関係強化 | より身近な地域での学習の場を設けることで高齢・障害の支援者同士の連携が深まる | 障害福祉課 長寿政策課 |
| 施設連絡会の行う地域貢献事業 | ブロックごとに福祉施設間の連携と一部施設での地域貢献事業 | 福祉施設による学区ごとの地域貢献事業の実施 | 市社協 |
| 実習生の受け入れ推進 | 40 施設での実習生の受け入れ | 75 施設での実習生の受け入れ | 市社協 |

② 協働で取り組む事業を進めます

協働で取り組む事業についての事例を共有することで、協働への理解を深めるとともに、協働の視点での施策や事業の見直し、また、地域と行政が連携して取り組む事業の発見等、協働による事業が活発となるよう取組を進めます。

主な取組

- 1) 協働事例の共有
- 2) 【再掲】 障害者自立支援協議会の運営
- 3) 障害のある人のスポーツ・文化芸術活動への支援
- 4) うま楽スクールの開催

【 達成目標 】

| 事業 | 令和2年度 (2020年度) | 令和8年度 (2026年度) | 担当 |
|--|---|--|-------------|
| 協働事例の共有 | 協働事例の共有 | 事例の共有により、地域との協働による事業実施に対する意識が醸成され、協働による取組が推進 | 協働のまちづくり推進室 |
| 障害者自立支援協議会の運営 | 既存の支援では解決できない課題を障害者自立支援協議会の各部会等で地域課題として集約し、分野を越えた連携、サービスや事業の新設等、課題解決に取り組む | 継続 | 障害福祉課 |
| 障害のある人のスポーツ・文化芸術活動支援 | 障害者スポーツ協会への団体運営補助 | スポーツ・文化芸術活動を通じた市民交流を実施 | 障害福祉課 |
| うま楽スクール（障害児と保護者が社会資源をうまく使い楽しく生きるための学びと相談の場）の開催 | 実施 | 継続 | 障害福祉課 |
| 生活支援体制整備事業における多機関連携 | 助け合い活動、移動支援交流会 | 助け合い活動、移動支援活動の拡大 | 市社協 |

ワード

生活支援体制整備事業

地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、生活支援コーディネーターとあんしん長寿相談所が連携し、地域の方々と課題やニーズを把握し、地域に必要な支えあい・生活支援サービス等のしくみを構築している。

② 地域の多様な主体が協働した取組を進めます

まちづくり協議会、大学、企業等が連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び住民の社会参加の推進を一体的に図ることで、お互いを支える地域づくりを進めていきます。

主な取組

- 1) 生活支援体制整備事業*における協議体の推進

基本目標3 生きる力を高めあい支えあえる地域づくり

方向性3－1 生きる力を育む場づくり

重層

一人ひとりが、かけがえのない人間として、いつまでも尊厳をもって生きることができ、お互いを認めあい、理解しあえるよう日頃から多様性を尊重する地域づくりを推進します。また、新型コロナウイルス感染症拡大下のような社会環境の大きな変化の中であっても、生き抜く力を育む新たな福祉学習を様々な活動を通じて、地域・学校・家庭で実施します。

市 が取り組むこと

① 地域のニーズに応じた新たな活動を推進します

地域のニーズに対応するため、様々な主体が集い多世代の交流や多様な活動の機会、役割を生み出し、地域社会からの孤立を防ぎ、人と人、人と地域資源がつながるようなプラットフォームの形成により、地域における活動の活性化や発展を図ります。

市社協 が取り組むこと

① つなぎの場をとおした自己肯定感の向上を目指します

子どもたちは、経済的困窮を背景に教育や体験の機会に乏しく、地域や社会から孤立し、様々な面で不利な状況に置かれてしまう傾向にあります。子ども食堂や学習支援等のつなぎの場をとおして、食事の提供や学習の支援、多世代交流によって孤立や孤食を防止し、地域の大人たちや様々な人との交流をとおし、子どもたちが自分らしく過ごすことができ、社会とつながることのできる「居場所」を広げていきます。

主な取組

- ① 【再掲】地域づくり事業（重層的支援体制整備事業）
- ② 障害のある人のスポーツ・文化芸術活動支援
- ③ 大津人権擁護委員協議会の活動支援、人権相談

主な取組

- 1) フリースペース*
- 2) 子ども食堂*
- 3) 寺子屋プロジェクト事業*
- 4) 子どもの居場所づくり事業*

【 達成目標 】

| 事業 | 令和2年度 (2020年度) | 令和8年度 (2026年度) | 担当 |
|--------------------------|----------------------------|-----------------------------|------------|
| 【再掲】地域づくり事業（重層的支援体制整備事業） | 分野ごとで実施 | 分野を越えた取組の実施 | 福祉政策課 |
| 障害のある人のスポーツ・文化芸術活動支援 | 障害者スポーツ協会への団体運営補助 | スポーツ・文化芸術活動を通じた市民交流を実施 | 障害福祉課 |
| 大津人権擁護委員協議会の活動支援、人権相談 | 人権相談の実施 | 人権相談を継続的に実施 | 人権・男女共同参画課 |
| 子どもの学習・生活支援事業 | 29学区で何らかの子ども学習・生活支援や居場所の設置 | 36学区ごとに1つ以上の子ども学習・生活支援の場の確保 | 市社協 |

市 が取り組むこと

② 新たな福祉学習を推進します

市民の福祉に関する学習機会の充実を図り、市民が福祉に対する理解や自らや自らの周りの人が困難な状態に陥った場合に適切に福祉の制度が活用できるよう地域や家庭等での教育機会を充実します。

また、支援の必要な児童に対し、安心して過ごせる場所を提供し、学習支援、生活支援を行います。

主な取組

- 1) 子どもの学習・生活支援事業（寺子屋プロジェクト事業）
- 2) 中3学習会
- 3) 子どもの居場所づくり事業
- 4) 公民館講座（高齢者の社会参画を支援する講座）
- 5) 障害を理由とする差別解消と理解の促進

市社協 が取り組むこと

② 青少年への福祉学習の開発を行います

地域の次代を担う、心身ともに健康で豊かな感性と人間性をもった青少年の育成に、社会全体で取り組んでいく必要があります。家庭や社会環境が急激に変化する中で、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動し、よりよい社会や人生を切り拓いていくための「生きる力」を育みます。

主な取組

- 1) 福祉学習メニュー開発
- 2) 地域福祉講座の開催

【 達成目標 】

| 事業 | 令和2年度 (2020年度) | 令和8年度 (2026年度) | 担当 |
|--------------------------------|--------------------|---------------------------|----------|
| 子どもの学習・生活支援事業（寺子屋プロジェクト事業）参加者数 | 2,433人 | 5,500人 | 福祉政策課 |
| 中3学習会利用者数 | 26名 | 50名 | 生活福祉課 |
| 子どもの居場所づくり事業 | 子どもの居場所の確保 | 市内に複数個所の居場所の確保 | 子ども家庭相談室 |
| 公民館講座（高齢者の社会参画を支援する講座）開催回数 | 2回 | 10回 | 生涯学習課 |
| 障害者差別解消支援地域協議会の開催 | 感染症対策により未実施 | 実施 | 障害福祉課 |
| 福祉学習の推進 | 小中高校への講師調整や備品の貸し出し | 青少年が「生きる力」を育む福祉学習の実施（25校） | 市社協 |

ワード

フリースペース

福祉施設を活用した夕方から夜の子どもの居場所づくりのこと。

ワード

子ども食堂

子ども等に対し、食事や温かな回線を提供するための活動のこと。

ワード

寺子屋プロジェクト事業

学区社協の行う子どもの長期休暇中等の宿題支援と居場所づくりのこと。

ワード

子どもの居場所づくり事業

児童福祉法に規定する支援が必要な子ども等に、日中または夕方から夜に実施する個別活動支援、小集団活動支援のこと。

市が取り組むこと

③ 多様性を尊重する地域づくりを推進します

高齢者や障害（児）者、子ども、妊産婦、外国人、性的マイノリティ*、過去に犯罪をした者等、すべての市民が互いを尊重しつつ支えあうことで、誰もがいきいきと暮らし、能力を最大限に発揮できる地域づくりを支援します。

主な取組

- ① 1) 【再掲】 更生保護事業（拡充）
- 2) 人権啓発紙の発行
- 3) 障害者へ理解及び啓発・広報活動
- 4) 障害を理由とする差別解消と理解の促進

ワード

性的マイノリティ

性的少数者やセクシュアル・マイノリティとも言われ、身体と心の性が一致しない、性愛の対象が必ずしも異性に向かない等の性自認、性的指向を持つ人々の総称のこと。

「LGBT」と表現することもあるが、レズビアン（Lesbian）、ゲイ（Gay）、バイセクシュアル（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender）それぞれの頭文字をとったもの。これらの他にも、自分の性がわからないまたは決めたくない、他人に恋愛感情を抱かない等様々な性自認、性的指向を持つ人々があり、SOGI（ソジ）という言葉もあり、LGBTより広い概念を表す。

ワード

合理的配慮

障害のある人が他の人と平等に、現在認められている権利や基本的自由を保障され、それを行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障害・困難さを取り除くための、個別の調整や変更のこと。

【達成目標】

| 事業 | 令和2年度 (2020年度) | 令和8年度 (2026年度) | 担当 |
|--|---|---|------------|
| 【再掲】 更生保護事業 ① | 社会を明るくする運動等の啓発活動 | 社会を明るくする運動等の啓発活動の充実 | 福祉政策課 |
| 人権啓発紙の発行 | 年3回（9月、12月、3月）発行 | 人権課題を幅広く取り扱い、互いの人権や多様性を尊重する人権意識の高揚 | 人権・男女共同参画課 |
| 障害福祉のしおりの作成及びホームページへ掲載 障害者への理解及び啓発・広報活動 | ・年1回発行、新規手帳取得者への配布及びホームページ更新 ・公共施設バリアフリーチェック実施 | ・障害福祉サービス利用者への丁寧な情報提供 ・障害者への合理的配慮を進めるための環境整備 | 障害福祉課 |
| 障害者差別解消支援地域協議会の開催 | 感染症対策により未実施 | 実施 | 障害福祉課 |
| 大津市公共施設バリアフリーチェックによる合理的配慮*の推進 | 感染症対策により未実施 | 実施 | 障害福祉課 |
| 障害者週間における「ほかほかまつり」実施 | 感染症対策により未実施 | 実施 | 障害福祉課 |

方向性 3-2 小地域における福祉のまちづくりの基盤強化 重層

市民自らが参加する支えあい・助けあい等の活動を進めて行く上で大きな役割を担っている地区民生委員児童委員協議会、学区社協の運営と活動への支援を行います。また、自治会加入者や担い手が減少しているため、小地域における福祉活動が活性化するように、基盤強化を図ります。さらに、地域の各種活動での新型コロナウイルス感染症の影響により縮小した地域の取組を支援するとともに、小地域において市民全員を対象にした福祉活動を展開し、福祉のまちづくりの充実と活性化を図ります。

市 が取り組むこと

① 民生委員児童委員や学区社協の活動が充実するよう支援します

民生委員児童委員が地域で行う見守り活動の実施や、学区社協の活動として市民が主体となって展開される、ふれあいサロン、ふれあい給食サービス等の活動が円滑に行えるよう必要な支援を行います。

主な取組

- 1) 民生委員児童委員の訪問活動
- 2) ふれあい給食サービス事業

市社協 が取り組むこと

① 学区社協を中心に地域課題解決に向けたしくみをつくります

地域における日常生活上の困りごとや、様々な福祉課題について話し合い、ときには関係機関や専門家も交えて、課題解決に向けた最善の方策や事業の開発等について協議・検討を行います。

主な取組

- 1) 学区社協活動あり方検討
- 2) 自治会未加入世帯への地域福祉参加促進
- 3) 民生委員児童委員と連携した社会的孤立対策

【 達成目標 】

| 事業 | 令和2年度 (2020年度) | 令和8年度 (2026年度) | 担当 |
|---------------------------------|---------------------------|------------------------|-------|
| 民生委員児童委員一人あたりの相談件数（相談・活動件数÷委員数） | 74件 | 101件 | 福祉政策課 |
| ふれあい給食サービス利用者数 | 1,474人 | 1,650人 | 福祉政策課 |
| 学区社協活動支援 | 新型コロナウイルス感染症状況下で地域福祉活動の自粛 | 学区ごとに地域課題に合わせた新たな事業の開発 | 市社協 |

市 が取り組むこと

② 自治会等の活性化を支援します

地域活動の基礎単位となる自治会への加入を促進するとともに、自治会等が実施している地域活動事例集を作成する等、自治会の活動事例を集約及び発信します。

主な取組

- 1) 自治会加入促進事業

市社協 が取り組むこと

② 地域団体と連携した地域福祉活動を推進します

地域で支援を必要とする人を「発見する、相談に応じる、見守る、支援する」ため、地域住民の福祉意識の向上を図りつつ、身近な人どうしの支えあいを推進し、「地域の福祉力」の向上を図ります。また、地域住民を主体に、自治会、学区社協、民生委員児童委員、まちづくり協議会等の連携を強化します。

主な取組

- 1) 生活支援体制整備事業
第2層協議体
- 2) 各種出前講座の開催

【 達成目標 】

| 事業 | 令和2年度 (2020年度) | 令和8年度 (2026年度) | 担当 |
|-----------|-------------------|------------------------|-------|
| 自治会加入促進事業 | 57.4% | 60.0% | 自治協働課 |
| 第2層協議体 | 7ブロックごとの第2層協議体の運営 | ブロック及び学区ごとに協議体とおした実践活動 | 市社協 |



市 が取り組むこと

③ 感染症の影響により、縮小した地域の取組を支援します

新型コロナウイルス感染症拡大の防止を図りながらも、地域活動の推進を図るため、各種活動での対策を検討し、地域福祉活動の環境整備を行います。

主な取組

- ① (再掲) 地域づくり事業 (重層的支援体制整備事業)
- ② 子どもの学習・生活支援事業 (学習支援ネットワーク会議)

市社協 が取り組むこと

③ つながりをお絶やさない地域福祉活動を支援します

新型コロナウイルス感染症の広がり、人と人が互いに距離を取り、接触する機会を減らすことを求めています。このため地域住民等による福祉活動やボランティア活動は休止や延期等活動自粛を余儀なくされました。そのような状況の中、新型コロナウイルス感染状況下でもつながりをお途切れさせず、新たな活動を支援します。

主な取組

- ① 新型コロナウイルス感染状況下の地域福祉活動ガイドラインの作成
- ② WEB 会議の活用支援

【 達成目標 】

| 事業 | 令和2年度 (2020年度) | 令和8年度 (2026年度) | 担当 |
|------------------------------|-------------------|-------------------------|-------|
| 地域づくり事業 (重層的支援体制整備事業) ① | 分野ごとで実施 | 分野を越えた取組の実施 | 福祉政策課 |
| 子どもの学習・生活支援事業 (学習支援ネットワーク会議) | 開催回数 2回 | 参加事業者、団体を拡充し開催回数 4回 | 福祉政策課 |
| WEB会議の活用支援 ② | 市社協内の環境整備 | 地域団体、組織とのWEB会議を活用した情報共有 | 市社協 |

方向性3－3 災害時に助け合える体制づくり

日頃から地域での助けあい・支えあいの関係を築き、災害時には要援護者の安否確認や支援を行なえる体制づくりを進めます。また、災害ボランティアセンターの充実を図るとともに、各地域における防災訓練への支援や個別避難計画の作成等を推進します。さらに、誰もが安心して避難生活を送ることができるよう、災害時に一般の避難拠点での避難生活が困難な方を受け入れる福祉スペース等の確保や福祉避難所の体制整備に取り組みます。

市 が取り組むこと

① 災害時にも安全・安心に避難できる関係づくりに取り組みます

地域の自発的な防災活動に関する事項を定めた「地区防災計画」の策定や地域が主体となって実施する防災訓練への支援や個別避難計画の作成等、各地域における自主防災組織等とその他の地域団体とが連携し、地域で災害時に支えあえるしくみを築いていきます。

主な取組

- 1) 地区防災計画の作成
- 2) 個別避難計画の作成
- 3) 地域防災力充実強化事業
- 4) 常設災害ボランティアセンター*の支援

市社協 が取り組むこと

① 災害時の支援体制強化を図ります

災害発生時に速やかに災害支援が効果的に推進できるよう、災害ボランティアセンターの機能強化並びに災害規模に応じた支援が展開できる体制づくりを構築します。

主な取組

- 1) 常設災害ボランティアセンターの運営
- 2) 災害ボランティア養成講座の開催

【 達成目標 】

| 事業 | 令和2年度 (2020年度) | 令和8年度 (2026年度) | 担当 |
|---------------|-------------------|-------------------|--|
| 地区防災計画の作成 | 19学区 | 36学区 | 危機・防災対策課 |
| 個別避難計画の作成 | — | 要支援者、ハイリスク者への計画作成 | 福祉政策課 障害福祉課 長寿政策課 介護保険課 保健予防課 健康推進課 |
| 地域防災力充実強化事業 | — | 36学区 | 予防課 |
| 災害ボランティア事前登録者 | 320名 | 460名 | 市社協 |

市 が取り組むこと

② 避難後も安心できる避難所の整備を行います

発災時に、避難所における良好な生活環境が確保されるよう食糧や飲料水、トイレや毛布等生活関連物資の配布及び保健福祉サービスの提供等すべての市民が安心して安全に過ごせるよう整備を行います。

主な取組

- 1) 避難所の体制整備
- 2) 福祉避難所の運営

市社協 が取り組むこと

② 地域の助けあい、支えあいの体制強化を図ります

災害時にも身近な地域で助けあい、支えあいが図れるよう「学区災害ボランティアセンター(サテライト)」を設置し、災害ボランティア活動及び被災者支援センターの開設、運営を関係団体と協力して行います。

主な取組

- ① 1) 学区サテライト設置訓練
- 2) 防災出前講座

【 達成目標 】

| 事業 | 令和2年度 (2020年度) | 令和8年度 (2026年度) | 担当 |
|-------------|-------------------|--------------------|----------------|
| 避難所の体制整備 | — | 物資の分散備蓄の整備と配送体制の確立 | 危機・防災対策課 |
| 福祉避難所の運営 | — | 実施 | 福祉政策課 長寿政策課 |
| 学区サテライト設置訓練 | 0学区 | 15学区 | 市社協 |

ワード

常設災害ボランティアセンター

本市では、「災害にも強いまちづくり」を目指して、平成28年4月から「大津市災害ボランティアセンター」を常設型のセンターとして設置している。

災害時の被災者支援活動を円滑に進めるには、災害が起っていない日常から各種団体と連携し、ネットワークを構築しておくことが不可欠だといわれている。

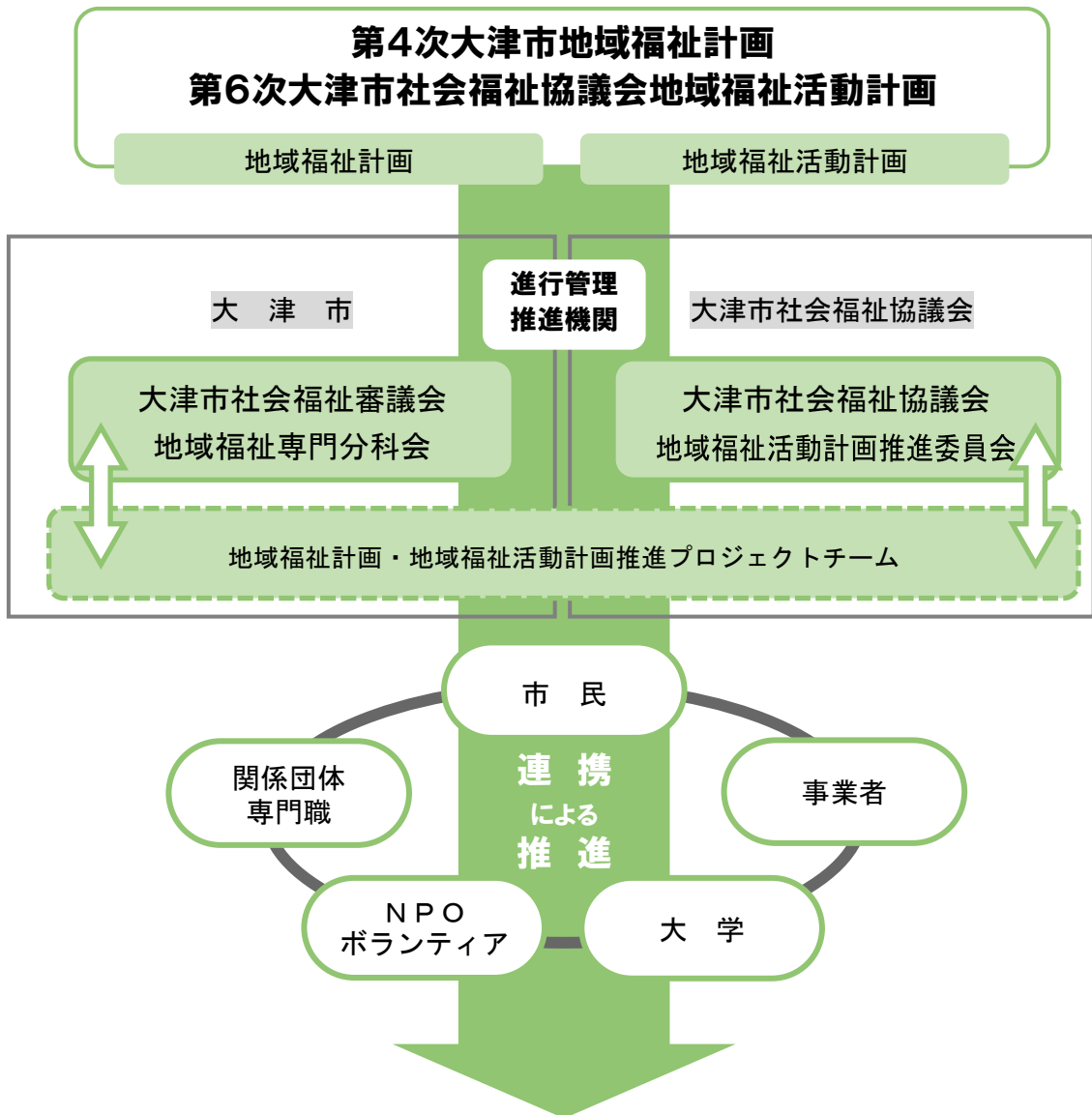
このため、災害時だけではなく、平常時から活動する常設型の災害ボランティアセンターを設置運営している。



施策の推進

1 進行管理

今後、本計画の推進にあたって、地域福祉に関わる具体的な施策や必要な施策を実施計画に位置づけ取り組んでいくとともに、市では「大津市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において、市社協では「大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会」において、その実施状況の把握・点検を継続かつ包括的にを行います。



大津市における地域福祉の推進

2 推進体制

(1) 計画の推進に向けて

単身世帯をはじめとした世帯規模の縮小、地域における人と人とのつながりの希薄化が進んでいることにより、地域社会の中で他者との接点をもたず、社会的に孤立する人々がこれからますます増えていくと考えられます。今後は、支援を必要とする人に対する福祉施策の展開だけでなく、すべての市民を対象にした地域福祉の推進が求められます。そのためには、小地域における個人や団体が互いの個性や多様性を認めながら、日頃から支援が必要となったときに相談できる体制づくり、福祉課題を早期に発見し解決できるしくみづくりなどの取組が重要となります。深刻な課題を抱える個人や家庭が地域で孤立し、情報が誰にもどこにも伝わらず、法制度や近隣住民等の関与や助けが得られないような福祉課題が複雑化・複合化する前に、予防的な対応ができるように、小地域において市民全員を対象にした福祉活動を展開し、各主体がそれぞれの役割を果たしながらつながり、福祉のまちづくりの充実と活性化を図ります。

(2) 市の関連計画との関係性

① 庁内関係課との連携

地域福祉を推進するために、保健福祉関係課だけでなく、暮らしに関連する関係課と連携を図っていきます。また、「大津市総合計画」をはじめ、「大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」「大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「おおつ障害者プラン（障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画）」「大津市子ども・若者支援計画」「健康おおつ 21」「おおつ保健医療プラン」「大津市自殺対策計画」等、個別計画の推進が、本計画の推進につながるよう努めます。

② 関係機関や団体との連携

市民、関係団体、専門職、NPO、ボランティア、事業者、市社協と行政がそれぞれの役割を担いつつ、連携を図りながら協働して地域福祉を推進します。

③ 大学との連携

今後も市内・県内の大学と、より一層協働による取組を進めるほか、学生を含め、新たな参加者層を巻き込んだ取組の展開を図ります。

(3) 各主体の役割

① 市民や関係団体・NPO等の役割

困っている時に、支援を求めあえる地域関係を作っていくとともに、地域で抱えている問題を自らの問題として受け止め、地域福祉の担い手として、活動へつなげることが期待されます。

今後、一人ひとりの「助けて」と言える力（受援力）を高め、地域で支えあうまちづくりを進めていくことが求められています。関係団体やNPO・ボランティアは、市民に最も身近な団体であり、今後も日頃の活動等を通して、地域の特性や情報を集めるほか、地域の福祉課題を発掘し、その解決に向けた活動を担う核として、様々な団体との協力・連携が期待されます。

さらに、重層的支援体制整備事業の参加支援事業、地域づくり事業の推進に向けて、困難を抱えた人の参加しやすい居場所づくりや地域づくりが期待されます。

② 事業者等の役割

福祉サービス事業者においては、地域における重要な社会資源として、地域福祉に果たす役割、影響等が大きくなっています。

また、市民からは行政が提供する全市的で一般的な情報やサービスだけでなく、個別に関わる施設や事業者の特色あるサービス、関連情報等が引き続き提供されることが望まれています。

地域と施設や施設利用者の距離がより一層縮まるよう、積極的な情報発信を行うとともに、貴重な地域資源として新たな事業者の参画も図りながら、さらなる交流や相互理解が深まることが期待されます。

さらに、重層的支援体制整備事業の推進に向けて、施設や事業所等の既存の資源を活かしながら、関係団体やNPO・ボランティアと連携し、困難を抱えた人の参加支援、地域づくりの推進が期待されます。

③ 市社協の役割

市社協は、地域福祉の推進を担う中核的な団体として、地域福祉活動の推進に積極的に取り組んできました。今後も、これまでの取組の評価を踏まえるとともに、より一層市民の意見を取り入れるため学区単位の課題解決に向けたプランづくりも視野に入れ、本計画の推進に取り組めます。

さらに、これまでの知識や経験を活かして、地域援助のスキルをもったスタッフを充実することで、各地域で福祉活動を展開している人々を支援するほか、各団体のコーディネーターとして役割がより一層発揮されることも期待されます。

④ 学区社会福祉協議会の役割

学区社会福祉協議会は、これまでもそれぞれの地域で特色ある取組を進めてきましたが、今後もふれあいサロン、ふれあい給食サービス、福祉のまちづくり講座をはじめとする市民参加の事業を開催する等、地域に根ざしたよりきめ細かな支援を行うとともに、地域の実情に応じた中長期的な課題解決に向けたプランづくりを行うことが期待されます。

⑤ 民生委員児童委員の役割

民生委員児童委員は、生活困窮者のほか、高齢者、児童、障害者等の生活状況を必要に応じて把握し、相談に応じたり、福祉事務所等の関係行政機関につなげる等の支援を行ってきました。

これからも、住民の身近な相談相手として、地域住民から寄せられる多様な相談や依頼に対応し、適切な支援機関と連携協力する等、地域福祉の担い手としての取組が期待されます。

⑥ 行政の役割

これまで記した市民、事業者、市社協等は、大津の歴史と風土の中で、それぞれ地域における福祉活動の意識や経験を育み、活動を推進しています。今後もそれぞれの福祉活動を推進するためには、相互の連携や協力はもとより、行政自らも連携を図り、市民や関係団体の取組が円滑に進められるよう、引き続き支援を行っていきます。

また、重層的支援体制整備事業の相談支援（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等支援事業等）、参加支援、地域づくりのしくみづくりを行い、複合的な課題を抱える人を解決につなげる、包括的な支援体制づくりに取り組みます。

このため、市内での地域福祉に関する情報を共有するとともに、関連する取組をより効果的に推進できるよう市内の連携を図ります。

本計画の趣旨や理念が今後も引き継がれるよう、計画の進捗状況や課題を常に把握・検証していきます。

(4) SDGs との関連

国際的な指針として、国連サミットで平成27（2015）年9月にSDGs（持続可能な開発目標）が採択されています。

SDGsは、「Sustainable Development Goals」の略で、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された平成28（2016）年から令和12（2030）年までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された「持続可能な開発目標」であり、先進国を含む国際社会共通の目標となっています。

SDGsは、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残されないことを誓っており、発展途上国のみならず、先進国も取り組む必要があるものとなっています。

大津市においても、総合計画においてSDGs（持続可能な目標）との関連性を明確にしています。また、SDGsの「誰ひとり取り残さない」社会の実現という理念は、地域共生社会の実現とも密接に関係するため、本計画においても、SDGsの視点をもって、福祉課題に対応します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



あとがき

長引くコロナ禍の影響で、私たちの社会生活は様々な制約を受けています。コロナ以前の日常は、①外に出ること、②人と会うこと、③集うこと、④語らうこと、⑤行動すること、という5つを基本として成り立っていました。これらが制限されたことで、人と人、人と社会との関係が微妙に変化し、さらに孤立状態に陥る人が増加することが懸念されます。そのような状況の中で作られた本計画は、大変重要な意味を持っていると思います。

児童、障害、高齢、生活困窮といった分野で分けられない複合的なニーズや、また近隣などからの孤立状態にある人に向き合っていくには、相談機関や支援者が分野や組織の枠を超えて、さらに地域住民や諸団体と協働していくことが不可欠です。今、各自治体は、地域共生社会実現に向けてどのような包括的な支援体制を構築していくのかが問われています。

そこで、本計画では「重層的支援体制の整備」を念頭に置いて、様々な角度から議論を重ねました。また成年後見制度利用促進計画および再犯防止推進計画も包含され、より充実したものになりました。引き続き、大津市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体的に策定がなされたことで、切れ目のない支援や地域づくりが展開されることを願っています。

地域福祉専門分科会や計画策定プロジェクトチームを始め、関係者の皆様にお礼を申し上げます。

大津市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 会長
筒井のり子（龍谷大学）



この2年間あまりは、新型コロナの猖獗とその対策（緊急事態宣言・まん延防止等重点措置）に終始した日々となりました。地域福祉活動の原点ともいべき住民・専門職・機関団体間の交流と連携に関するいとなみが著しく制限され、あまたの事業・活動が中止・延期を余儀なくされました。そしてそれは今も続いています。

令和3年の春から初夏にかけての「緊急小口資金等の特例貸付（生活福祉資金貸付制度）」にかかる要支援相談者の激増とその窓口対応では、社協事務局の部署を超えた取組、つまり総力戦の様相を呈したほどでした。

これは「第6次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画」策定当初の想定外の事態ではありましたが、想定外ではありましたが、第1次から続くこれまでの活動計画の策定実績とそれに基づく地域福祉活動の地道な蓄積は、たとえ想定外な事態といえども冷静沈着に住民・関係機関・団体とともに乗り越える基盤を整えていた、と言えるでしょう。

新型コロナに限らず、前回の活動計画策定では想定もしていなかった多くの住民生活の困難（住民生活問題）があらたに生じています。こうした事態を前に、いかに住民主体の社協らしく取り組んでいくかが問われています。

今回の計画は、前回に続き大津市の第4次地域福祉計画との総合的・統合的な計画として策定されました。本計画策定に参画いただいた委員の皆様、そして実務的に支え汗をかいていただいた大津市社協の事務局スタッフの皆さんに心から感謝申し上げます。

第6次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画
策定委員会委員長 牧村順一（同朋大学）





資料編

1 大津市の現状

(1) 地勢

① 位置

- ・京阪神都市圏北東部、県の南西部に位置し、南北に細長い

市は、京阪神都市圏の北東部、滋賀県の南西部の県境に位置し、京都市等と隣接するとともに、大阪市まで約 50km の距離にあります。また、滋賀県の県庁所在地であると同時に、湖南地域の中心的な都市となっています。

市域は、東西 20.6km、南北 45.6km と南北に細長い形状となっており、市民サービスの均衡性を保つため、各地域に様々な公共施設を設置しています。

② 面積

- ・県内 4 番目に大きな面積を有しているものの、宅地は南北に延び細長い形状

総面積は、平成 18 (2006) 年 3 月の旧志賀町との合併等により、464.51km² (琵琶湖面積を含む) となっており、県内では、高島市、長浜市、甲賀市に次いで広い面積を有しています。市域の北西部から南東部にかけては、比良、比叡、音羽、田上の山地山系が連なり、市全体の約 54% を森林が占め、約 8% が宅地となっています。また、宅地の多くは森林と琵琶湖の間に細長く延びる形状で琵琶湖岸に沿って分布しています。

③ 自然

- ・琵琶湖や山地山系に囲まれた豊かな自然環境

琵琶湖や比良・比叡等の山地山系に囲まれた豊かな自然環境に恵まれ、総面積の約半分が国定公園、県立自然公園に指定されています。また、市街地の多くは湖畔に沿って分布しており、優れた景観を形成しています。特に、北部の湖岸線は白砂青松の美しい景観を形成し、水辺の憩いの場として多くの人々を魅了しています。

④ 交通

- ・交通網が発達しており、京阪神都市圏への交通の便が良いが、市内の路線バスの維持・確保が課題である

交通体系は、新名神高速道路、名神高速道路、西大津バイパス・湖西道路・志賀バイパス、京滋バイパスや国道1号、161号等の道路やJR東海道新幹線、JR琵琶湖線、JR湖西線、京阪京津線の鉄道が通っているため、隣接する市や京阪神都市圏への交通の便が大変良く、居住地にする人が多くなっています。さらに、市街地を京阪石坂線の鉄道やバスが通っており市民の公共交通手段となっています。一方、路線バスについては、近年の利用者減少等による経営環境の悪化や運転手不足により、減便・廃止が進んできており、その維持・確保が課題となっています。

⑤ 地区

- ・市を7つの保健福祉ブロック、36の学区に分けて地域活動に取り組んでいる

市では、市民の自主的な活動と関係諸団体及び公共的なサービスとの連携・協働体制を構築するために、学区を36に分けて、それぞれの地区で小地域ネットワーク活動やボランティア、NPO等の活動を幅広く行っています。

また、保健福祉圏域としては7つのブロックに分けることができ、ブロックごとにすこやか相談所やあんしん長寿相談所を設置し、保健福祉施策を推進しています。

■図資－1 大津市の地域（学区）



| ブロック | 学区 |
|------|--------------------------|
| 志賀 | 小松、木戸、和邇、小野 |
| 北部 | 葛川、伊香立、真野、真野北、堅田、仰木、仰木の里 |
| 中北部 | 雄琴、日吉台、坂本、下阪本、唐崎 |
| 中部 | 滋賀、山中比叡平、藤尾、長等、逢坂、中央 |
| 中南部 | 平野、膳所、富士見、晴嵐 |
| 南部 | 石山、南郷、大石、田上 |
| 東部 | 上田上、青山、瀬田、瀬田南、瀬田東、瀬田北 |

(2) 人口

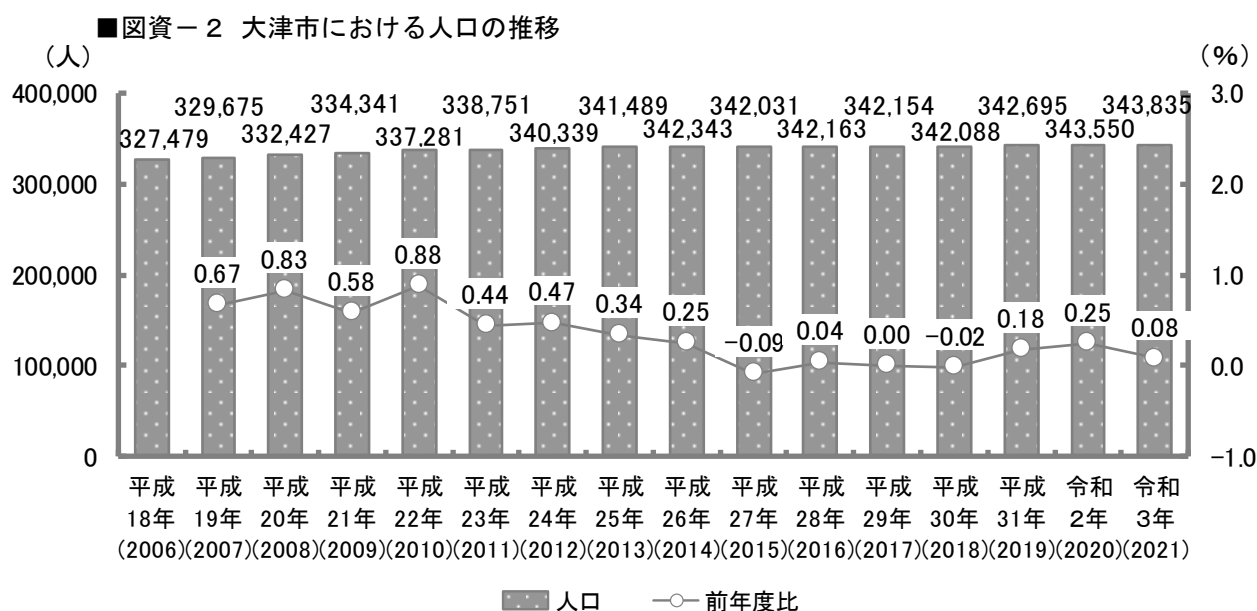
① 人口の推移と推計

- ・自然減少、社会減少の傾向により、人口の減少が予測されます。

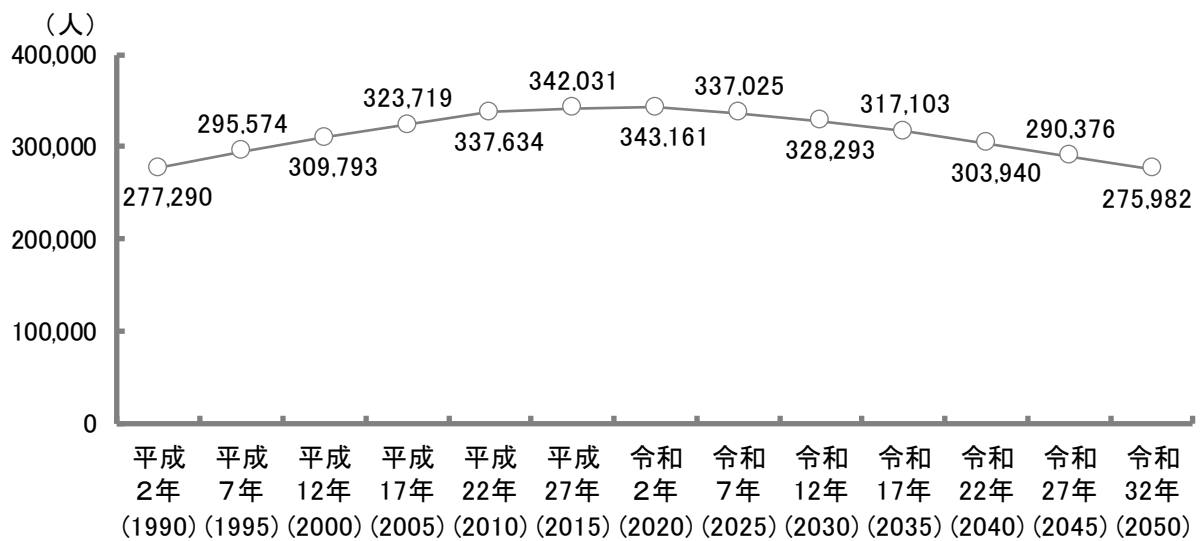
ア 大津市の人口推移と推計

日本の将来の人口推計は、65歳以上の高齢者の人口が増加傾向にあり、少子高齢化に歯止めがかからず、今後減少すると予測されていますが、大津市では平成26(2014)年まで人口が増加、その後、平成27(2015)年に一旦減少し、平成31(2019)年以降再び増加しています。

また令和3(2021)年度以降、人口は減少に転じる見込みで、令和22(2040)年で303,940人と予測されています。



■図資－3【参考】第2期大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口の推移と推計

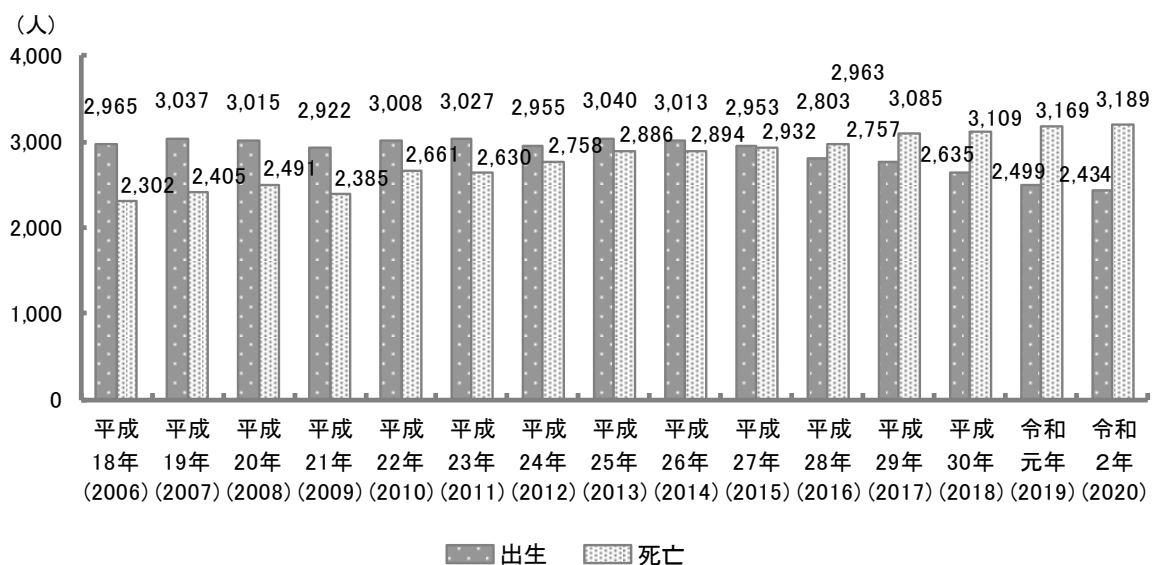


資料：第2期大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略

イ 自然動態人口（出生・死亡）の推移

平成27（2015）年までは、出生人数が死亡人数を上回っていましたが、平成28（2016）年以降は死亡人数が出生人数を上回り、出生人数は減少しているのに対し、死亡人数は増加しています。

■図資－4 出生人数及び死亡人数の推移

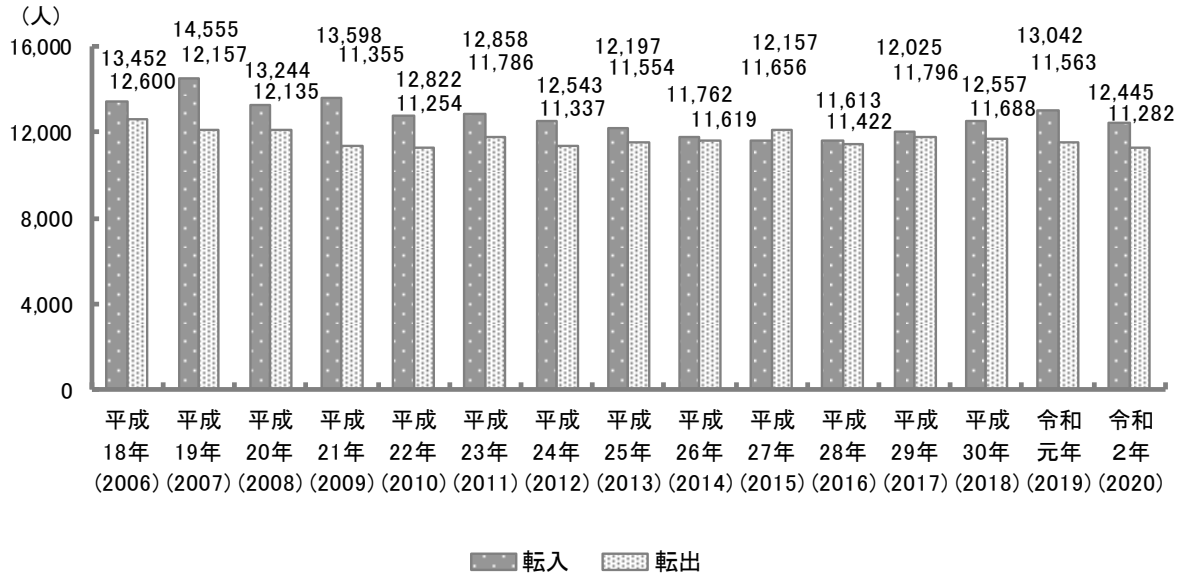


資料：住民基本台帳と外国人登録人口
 (平成23～令和元年は、大津市統計年鑑より引用)

ウ 社会動態人口（転入・転出）の推移

平成 27（2015）年は転出者数が転入者数を上回りましたが、平成 28（2016）年以降は転入者数が転出者数を上回り、社会増となっています。平成 18（2006）年と令和 2（2020）年を比較すると転入・転出者数はともに減少しています。

■図資－5 転入者数及び転出者数の推移

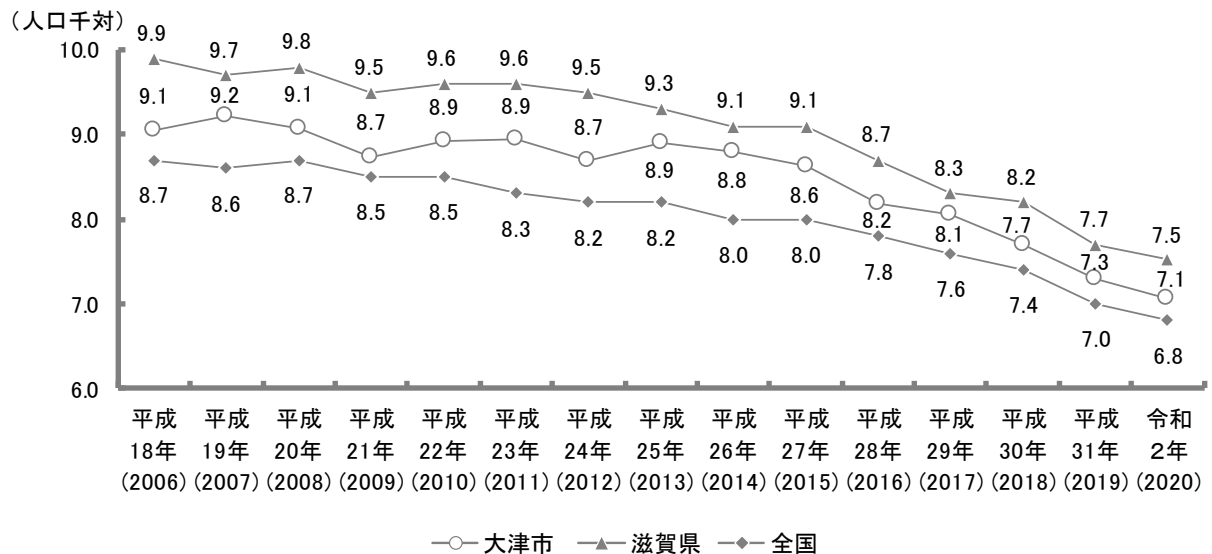


資料：住民基本台帳と外国人登録人口
 (平成 23～令和元年は、大津市統計年鑑より引用)

エ 出生率の推移

大津市の出生率は、全国・滋賀県と比較すると全国より高く、滋賀県より低くなっており、令和 2（2020）年では全国より 0.3 ポイント高く、滋賀県より 0.4 ポイント低くなっています。しかし、年次推移をみると、年々減少傾向にあります。

■図資－6 全国・県及び大津市における出生率の推移

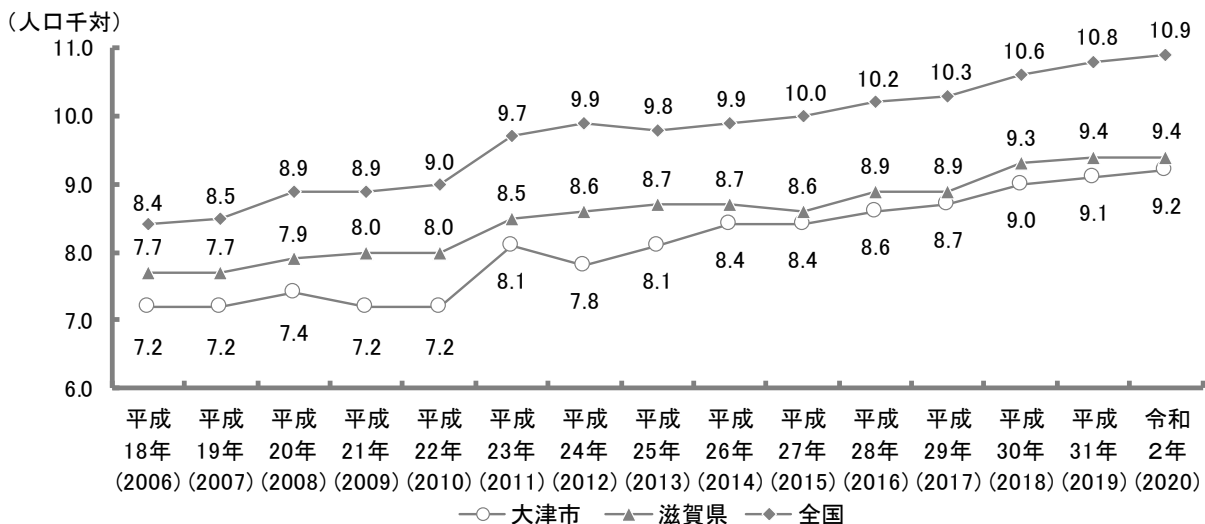


資料：住民基本台帳と外国人登録人口
 出生率＝件数／人口×1,000

オ 死亡率の推移

大津市の死亡率は、全国・滋賀県と比較すると低くなっており、令和2（2020）年では全国より1.7ポイント、滋賀県より0.2ポイント低くなっています。しかし、年次推移をみると、年々増加傾向にあります。

■図資－7 全国・県及び大津市における死亡率の推移



資料：住民基本台帳と外国人登録人口
死亡率=件数/人口×1,000

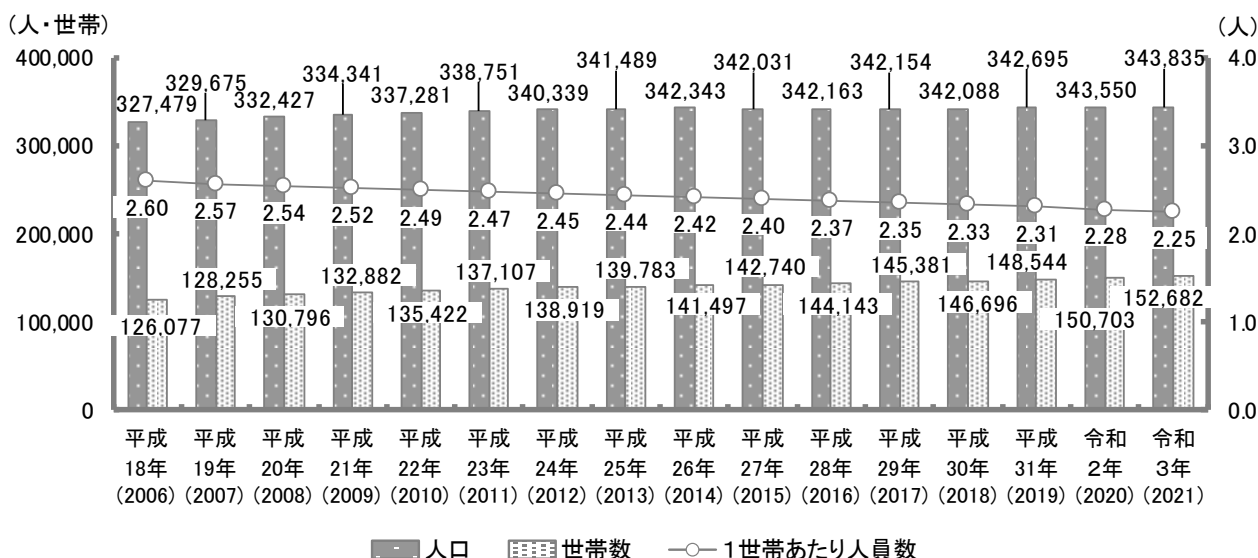
② 世帯数の推移と家族類型別構成率

- ・人口と世帯数は増加傾向ですが、1世帯あたりの人員数は減少しています。
- ・核家族世帯の割合が高く、その他親族世帯等の割合が低くなっています。

ア 人口と世帯数の推移

世帯数は増加傾向にありますが、1世帯あたり人員数は平成18（2006）年の2.60人と比較すると、令和3（2021）年で2.25人と減少傾向にあります。

■図資－8 人口及び世帯数の推移

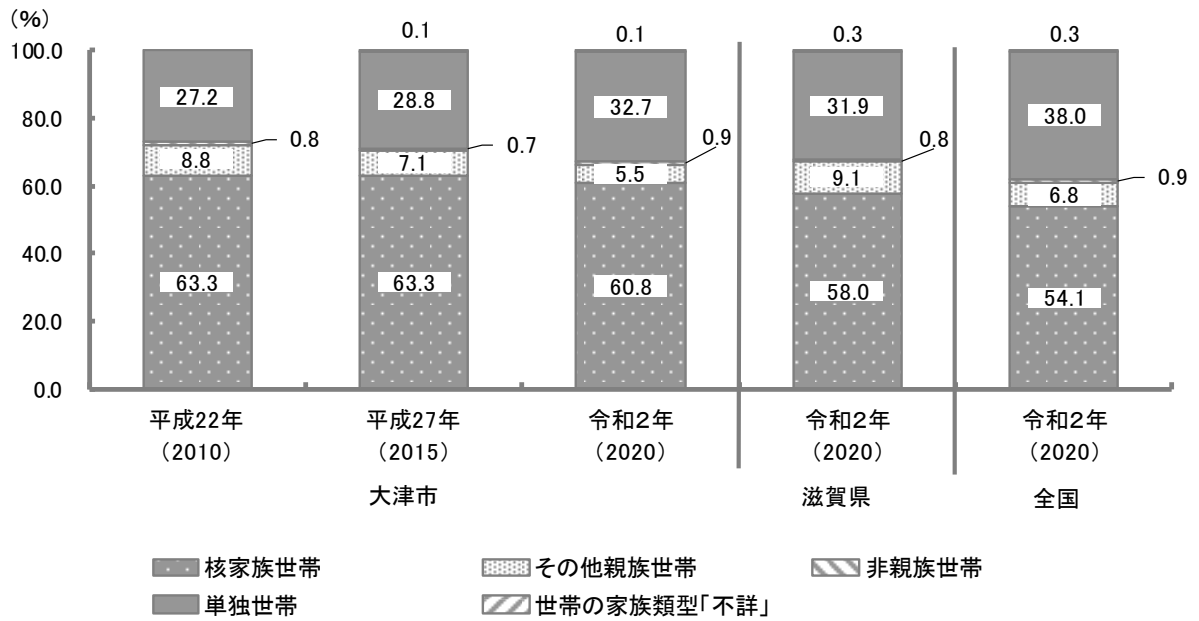


資料：住民基本台帳と外国人登録人口（各年4月1日現在）

イ 全国・滋賀県・大津市の世帯の家族類型別構成率

大津市の世帯の家族類型は、全国・滋賀県と比較して、核家族世帯の割合が60.8%と高くなっています。また、大津市の推移をみると、祖父母との同居等の3世代世帯を含めたその他親族世帯は年々減少しており、令和2（2020）年には5.5%とさらに低くなっています。

■図資－9 全国・県及び大津市における家族類型別構成率



資料：国勢調査（平成17年～令和2年）
 ※平成27年より『世帯の家族類型「不詳」が追加』

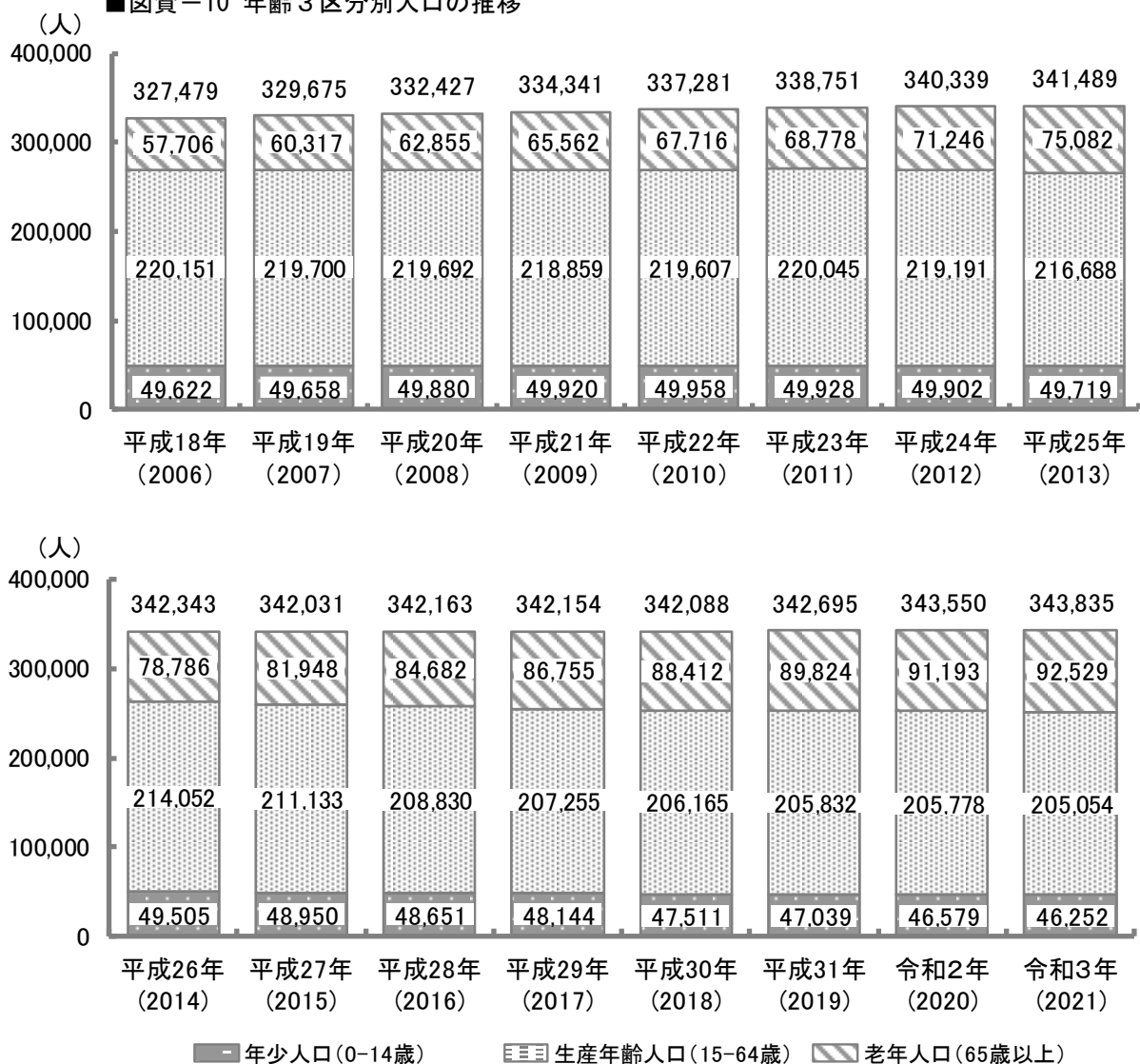
③ 年齢層別の人口

- ・年少人口、生産年齢人口の割合が減少し、老年人口の割合が増加しています。
- ・団塊の世代及びその子どもの人口が多いです。

ア 年齢3区分別人口の推移

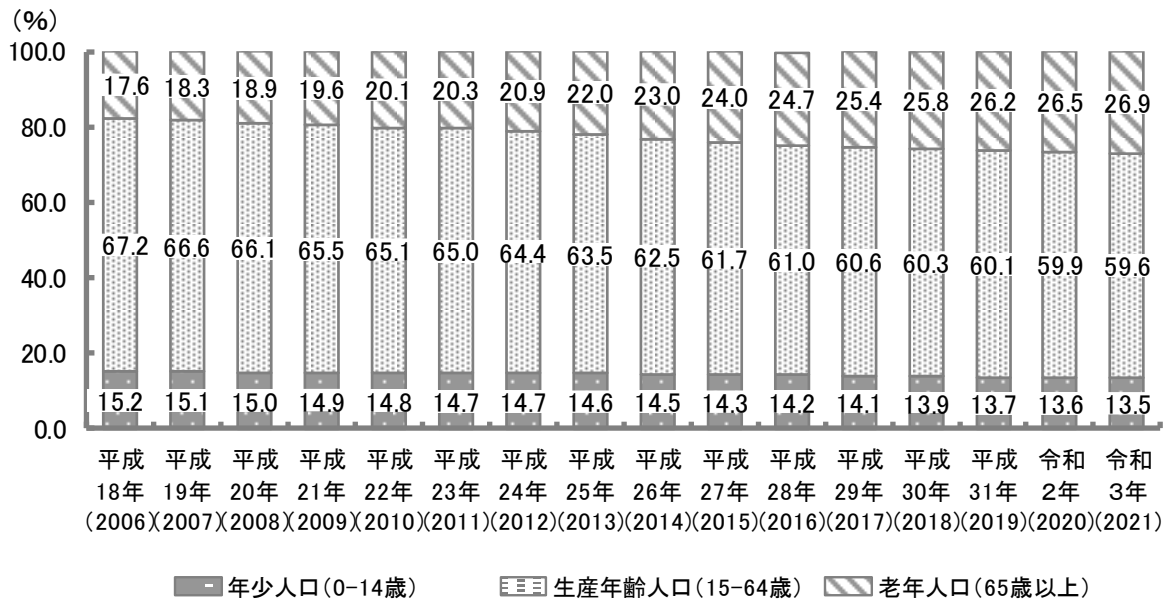
年々、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）の割合が減少する一方、老年人口（65歳以上）の割合が増加しています。平成18（2006）年と令和3（2021）年を比較すると、年少人口は1.7ポイントの減少に対し、老年人口は9.3ポイント増加し、急速な高齢化が予測されます。

■ 図資-10 年齢3区分別人口の推移



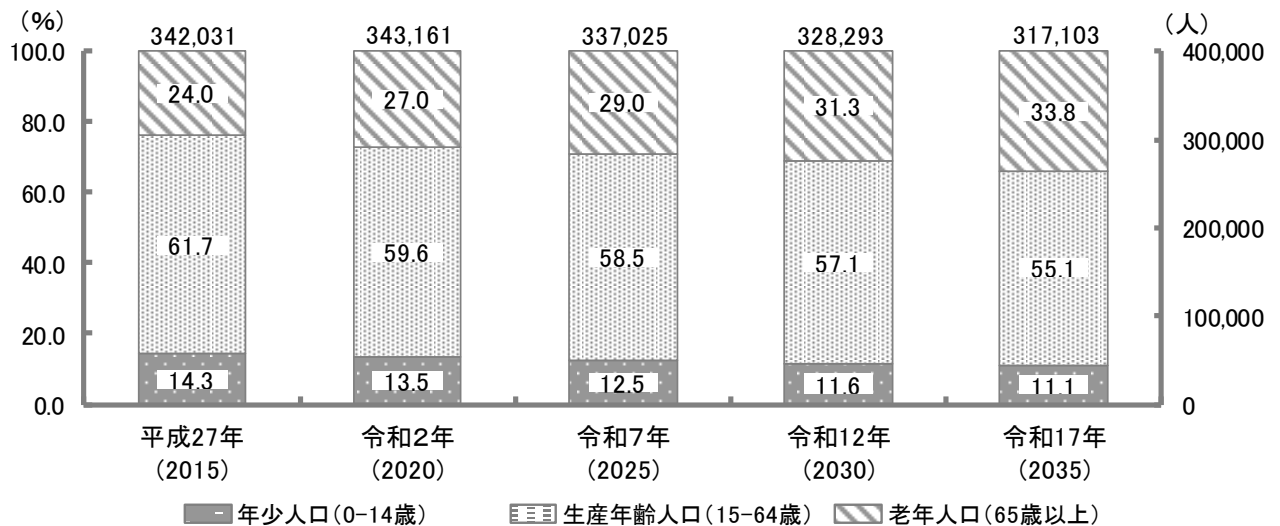
資料：住民基本台帳と外国人登録人口（各年4月1日現在）

■ 図資-11 年齢3区分別人口構成比の推移



資料：住民基本台帳と外国人登録人口（各年4月1日現在）

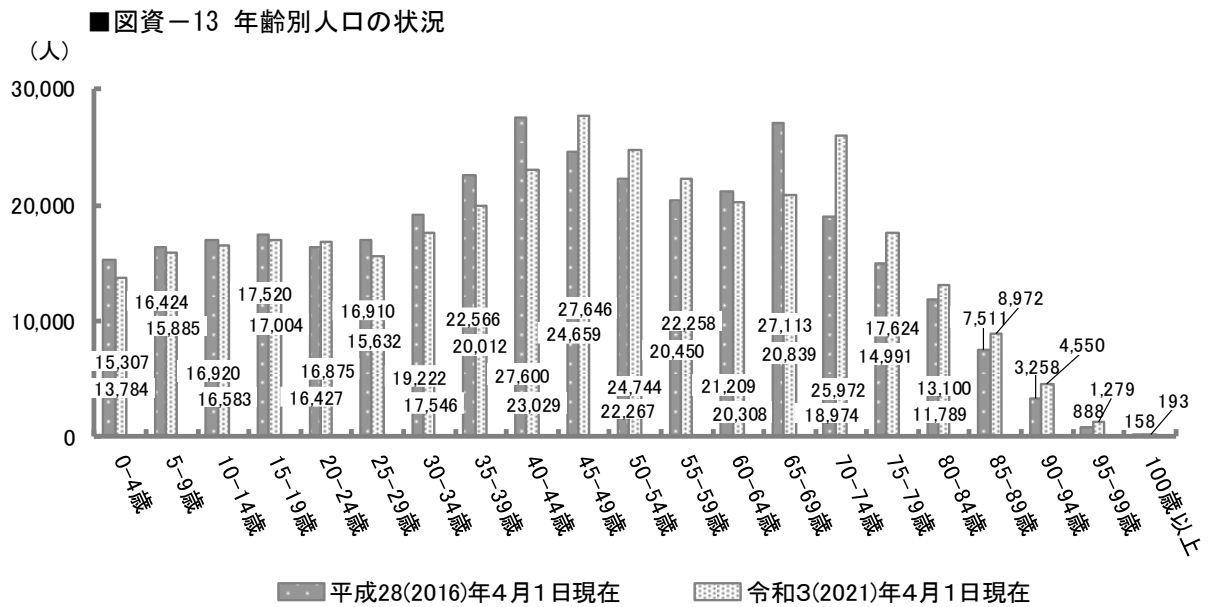
■ 図資-12 【参考】第2期大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略における年齢3区分別人口の推移と推計



資料：第2期大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略

イ 年齢別人口の状況

令和3（2021）年には、「団塊の世代」の子どもの年齢層にあたる45～49歳の人口が最も多くなっており、次いで「団塊の世代」である70～74歳の人口が多くなっています。



資料：住民基本台帳と外国人登録人口（各年4月1日）

■小学校区別年齢3階級別人口

市内37小学校区のうち、9小学校区で年少人口率が10%以下となっており、14小学校区で高齢化率が30%を超えています。特に北部の圏域では、高齢化率が高くなっています。一方、年少人口率については高い地区が遍在している傾向にあります。平成28(2016)年に比べ、令和3(2021)年で年少人口率が10%以下の小学校区数が6小学校区から9小学校区に、高齢化率が30%を超えている小学校区数が11小学校区から14小学校区に増加しています。

■表資-1 年齢別人口の状況

| 小学校区 | 年少人口 (0~14歳) (人) | 生産年齢人口 (15~64歳) (人) | 老年人口 (65歳以上) (人) | 合計 | 年少人口率 (H28) (%) | 年少人口率 (R3) (%) | 高齢化率 (H28) (%) | 高齢化率 (R3) (%) |
|-------|------------------------|---------------------------|------------------------|---------|-----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 小松 | 453 | 2,237 | 1,456 | 4,146 | 10.9 | 10.9 | 30.9 | 35.1 |
| 木戸 | 515 | 2,571 | 1,499 | 4,585 | 13.4 | 11.2 | 28.8 | 32.7 |
| 和邇 | 1,028 | 5,059 | 2,394 | 8,481 | 13.9 | 12.1 | 25.2 | 28.2 |
| 小野 | 277 | 1,953 | 2,128 | 4,358 | 6.9 | 6.4 | 43.1 | 48.8 |
| 葛川 | 14 | 84 | 125 | 223 | 10.5 | 6.3 | 51.7 | 56.1 |
| 伊香立 | 414 | 1,453 | 892 | 2,759 | 10.4 | 15.0 | 32.0 | 32.3 |
| 真野 | 1,070 | 4,427 | 2,003 | 7,500 | 15.5 | 14.3 | 23.0 | 26.7 |
| 真野北 | 516 | 3,133 | 2,452 | 6,101 | 7.5 | 8.5 | 31.9 | 40.2 |
| 堅田 | 2,352 | 10,994 | 3,775 | 17,121 | 13.8 | 13.7 | 19.5 | 22.0 |
| 仰木 | 155 | 1,031 | 803 | 1,989 | 9.4 | 7.8 | 35.2 | 40.4 |
| 仰木の里 | 594 | 2,529 | 1,476 | 4,599 | 15.3 | 12.9 | 20.5 | 32.1 |
| 仰木の里東 | 1,239 | 5,547 | 1,915 | 8,701 | - | 14.2 | - | 22.0 |
| 雄琴 | 905 | 3,694 | 1,549 | 6,148 | 15.7 | 14.7 | 23.5 | 25.2 |
| 日吉台 | 260 | 1,548 | 1,824 | 3,632 | 8.6 | 7.2 | 44.1 | 50.2 |
| 坂本 | 1,405 | 5,956 | 3,027 | 10,388 | 12.2 | 13.5 | 29.8 | 29.1 |
| 下阪本 | 1,970 | 7,016 | 2,297 | 11,283 | 17.5 | 17.5 | 19.9 | 20.4 |
| 唐崎 | 2,254 | 9,881 | 4,314 | 16,449 | 14.0 | 13.7 | 25.3 | 26.2 |
| 滋賀 | 2,172 | 10,138 | 4,445 | 16,755 | 14.3 | 13.0 | 24.3 | 26.5 |
| 山中比叡平 | 258 | 1,342 | 1,154 | 2,754 | 10.6 | 9.4 | 35.9 | 41.9 |
| 藤尾 | 426 | 2,803 | 1,819 | 5,048 | 9.1 | 8.4 | 33.4 | 36.0 |
| 長等 | 1,466 | 7,477 | 3,514 | 12,457 | 12.9 | 11.8 | 26.6 | 28.2 |
| 逢坂 | 1,185 | 4,942 | 2,433 | 8,560 | 13.2 | 13.8 | 27.8 | 28.4 |
| 中央 | 962 | 4,012 | 1,587 | 6,561 | 13.7 | 14.7 | 26.6 | 24.2 |
| 平野 | 2,766 | 11,170 | 4,783 | 18,719 | 15.9 | 14.8 | 23.6 | 25.6 |
| 膳所 | 1,819 | 9,091 | 4,642 | 15,552 | 12.3 | 11.7 | 28.5 | 29.8 |
| 富士見 | 1,382 | 5,646 | 2,188 | 9,216 | 15.3 | 15.0 | 22.4 | 23.7 |
| 晴嵐 | 2,227 | 11,113 | 4,503 | 17,843 | 13.1 | 12.5 | 24.0 | 25.2 |
| 石山 | 1,207 | 5,936 | 3,020 | 10,163 | 13.0 | 11.9 | 28.0 | 29.7 |
| 南郷 | 1,238 | 5,031 | 3,296 | 9,565 | 12.9 | 12.9 | 31.4 | 34.5 |
| 大石 | 518 | 2,924 | 1,347 | 4,789 | 15.3 | 10.8 | 23.3 | 28.1 |
| 田上 | 948 | 5,476 | 3,571 | 9,995 | 10.6 | 9.5 | 28.3 | 35.7 |
| 上田上 | 135 | 981 | 827 | 1,943 | 8.3 | 6.9 | 37.1 | 42.6 |
| 青山 | 2,097 | 7,098 | 1,733 | 10,928 | 22.5 | 19.2 | 13.1 | 15.9 |
| 瀬田 | 2,727 | 9,369 | 2,506 | 14,602 | 20.2 | 18.7 | 15.6 | 17.2 |
| 瀬田南 | 1,948 | 8,805 | 4,575 | 15,328 | 14.2 | 12.7 | 27.5 | 29.8 |
| 瀬田東 | 2,249 | 9,515 | 3,762 | 15,526 | 15.3 | 14.5 | 22.0 | 24.2 |
| 瀬田北 | 3,101 | 13,072 | 2,895 | 19,068 | 17.9 | 16.3 | 14.0 | 15.2 |
| 市全体 | 46,252 | 205,054 | 92,529 | 343,835 | 14.2 | 13.5 | 24.7 | 26.9 |

※年少人口率・・・総人口に占める年少人口(0歳~15歳未満)の割合

資料：住民基本台帳と外国人登録人口(各年4月1日)

(3) 地域福祉を考えるための統計数値

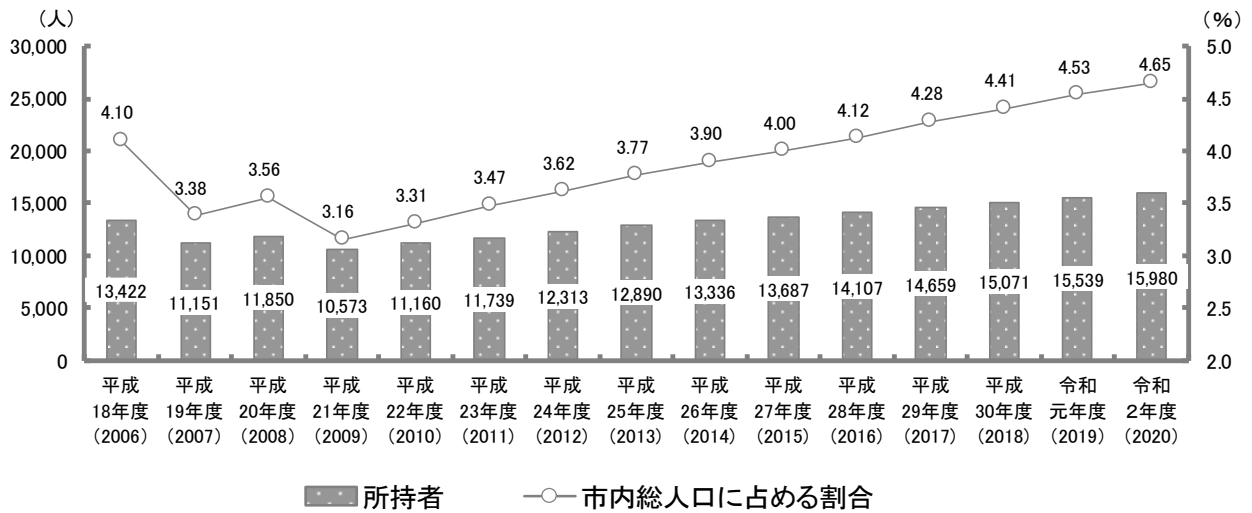
① 障害者手帳所持者数の推移

- ・身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者ともに増加しています。

大津市の身体障害者手帳所持者は、平成 21 (2009) 年度以降増加し、令和 2 (2020) 年度には 15,980 人となっています。また、令和 2 (2020) 年度に、療育手帳所持者が 3,284 人、精神障害者保健福祉手帳所持者が 2,952 人とともに増加傾向にあります。

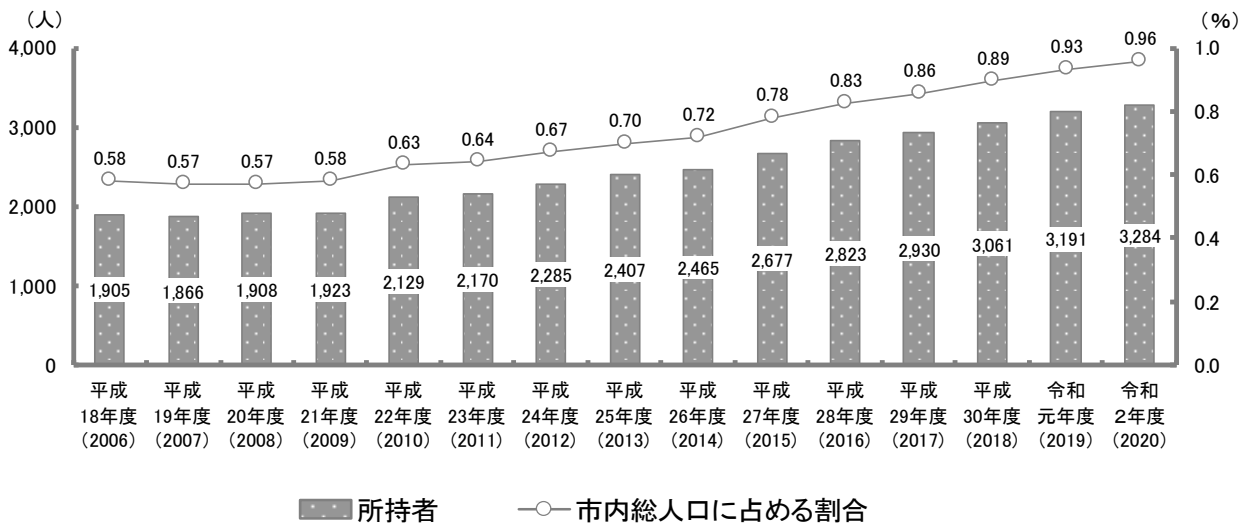
■図資-14 各障害者手帳所持者数の推移

【身体障害者手帳所持者】



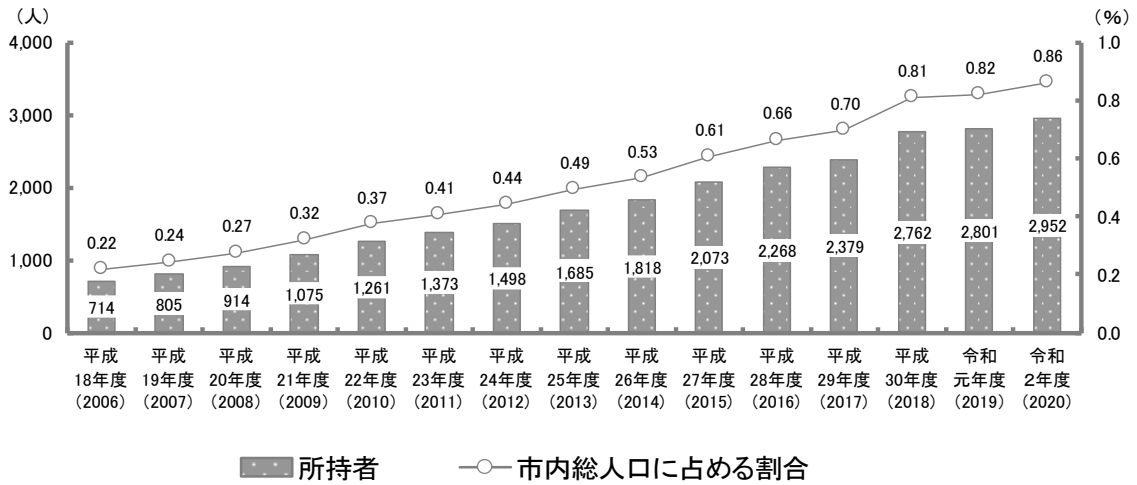
資料：障害福祉課（各年 4 月 1 日現在）

【療育手帳所持者】



資料：障害福祉課（各年 4 月 1 日現在）

【精神障害者保健福祉手帳所持者】



資料：障害福祉課（各年4月1日現在）

■表資－2【参考】各障害者手帳所持者割合（令和2（2020）年度）

| 障害種別 | 大津市 | 滋賀県 |
|------------------|-------|-------|
| 身体障害者手帳所持者割合 | 4.65% | 2.70% |
| 療育手帳所持者割合 | 0.96% | 1.08% |
| 精神障害者保健福祉手帳所持者割合 | 0.86% | 0.83% |

資料：大津市 障害福祉課

滋賀県 (1) 滋賀県の人口と世帯数（令和3年3月1日現在）

(2) 令和2年度福祉行政報告例

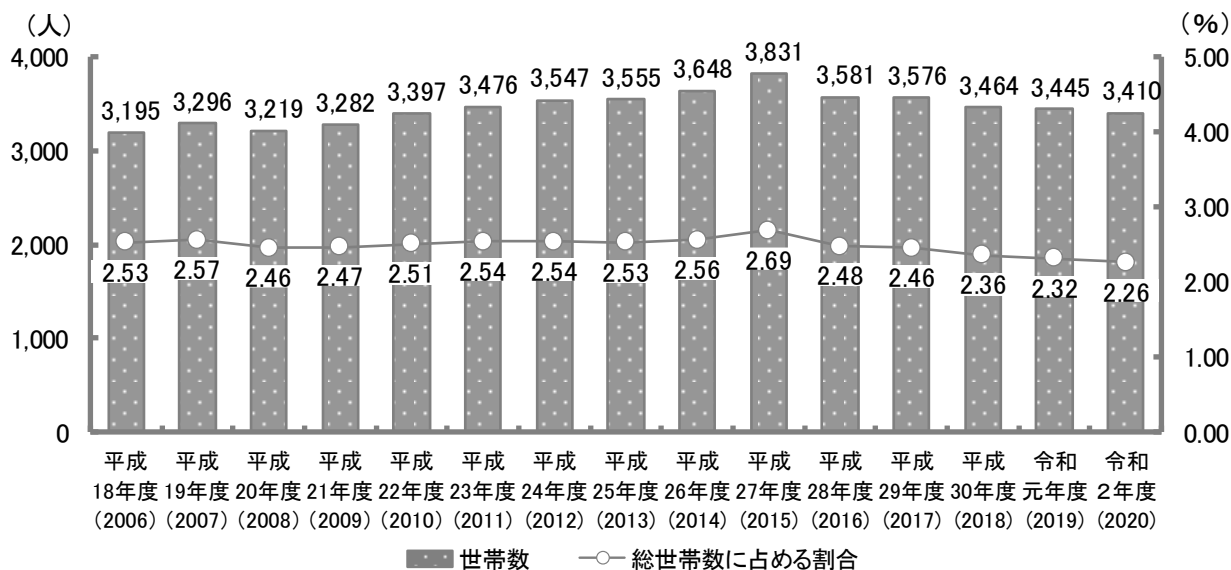
② ひとり親世帯数の推移

- ・ひとり親世帯数は減少しています。

ひとり親世帯数について、母子家庭は平成 27（2015）年度、父子家庭は平成 29（2017）年度以降減少しています。

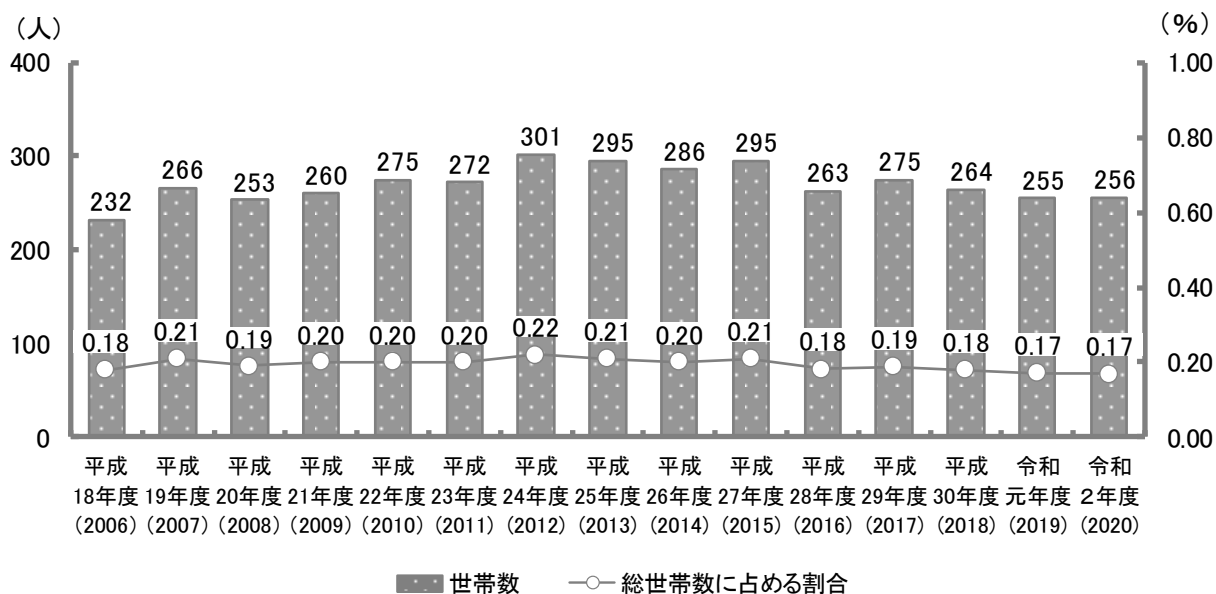
■図資-15 ひとり親世帯数の推移

【母子家庭】



資料：大津市福祉の概要（各年4月1日現在）

【父子家庭】



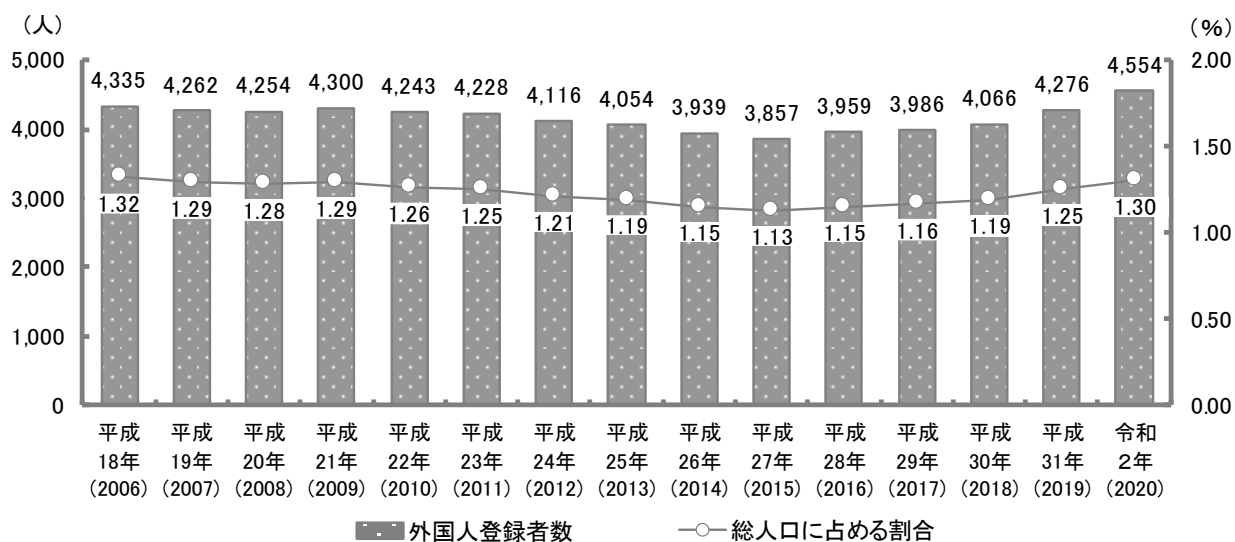
資料：大津市福祉の概要（各年4月1日現在）

③ 外国人登録者数の推移

- ・外国人登録者は増加傾向にあります。

外国人登録者数は、平成 27（2015）年以降増加しており、令和 2（2020）年には 4,554 人となっています。

■図資-16 外国人登録者数の推移



資料：大津市統計年鑑（各年 3 月 31 日現在）

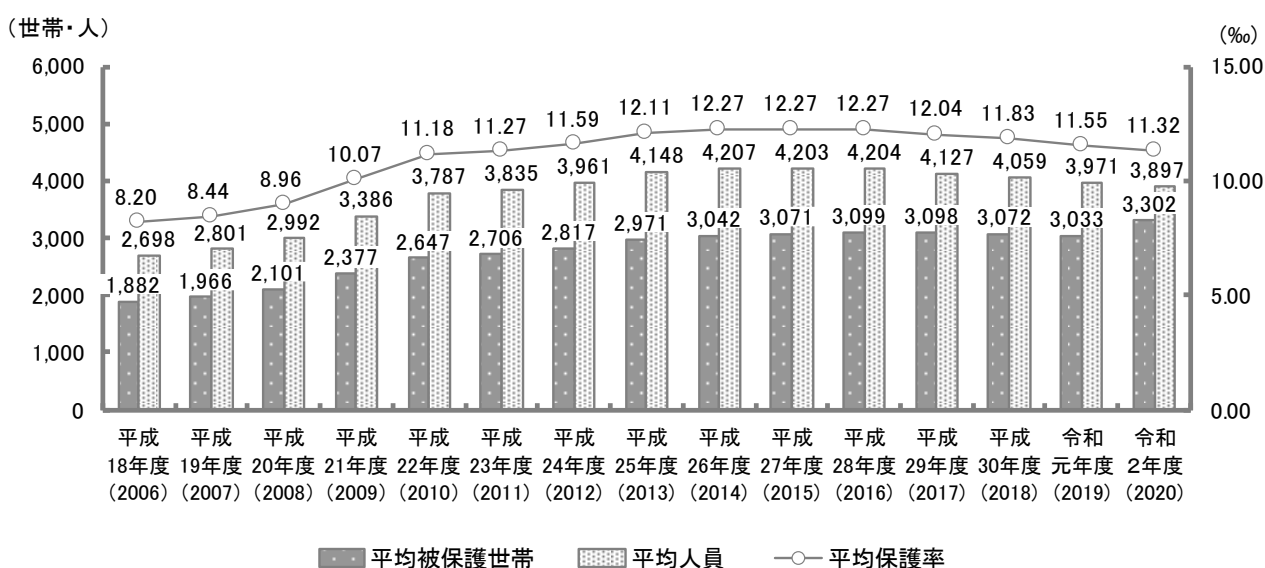
④ 生活保護世帯の状況

- ・ 年間の平均被保護世帯、平均人員、平均保護率ともに近年は概ね横ばいで推移しています。
- ・ 高齢者世帯の割合が高くなっています。

年間の平均被保護世帯、平均人員、平均保護率ともに近年は概ね横ばいで推移しており、生活保護相談件数は、令和2（2020）年度は1,216件となっています。

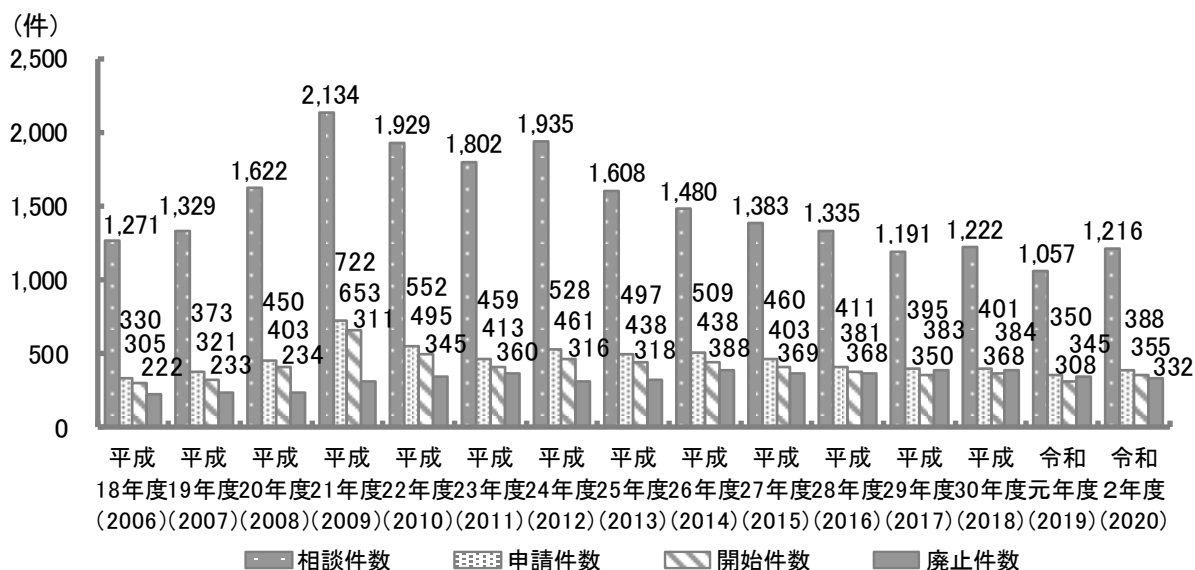
世帯類型別では、高齢者世帯の割合が高く、次いで稼働年齢層を含むその他の世帯となっております。

■ 図資－17 平均被保護世帯数・平均人員・平均保護率の推移



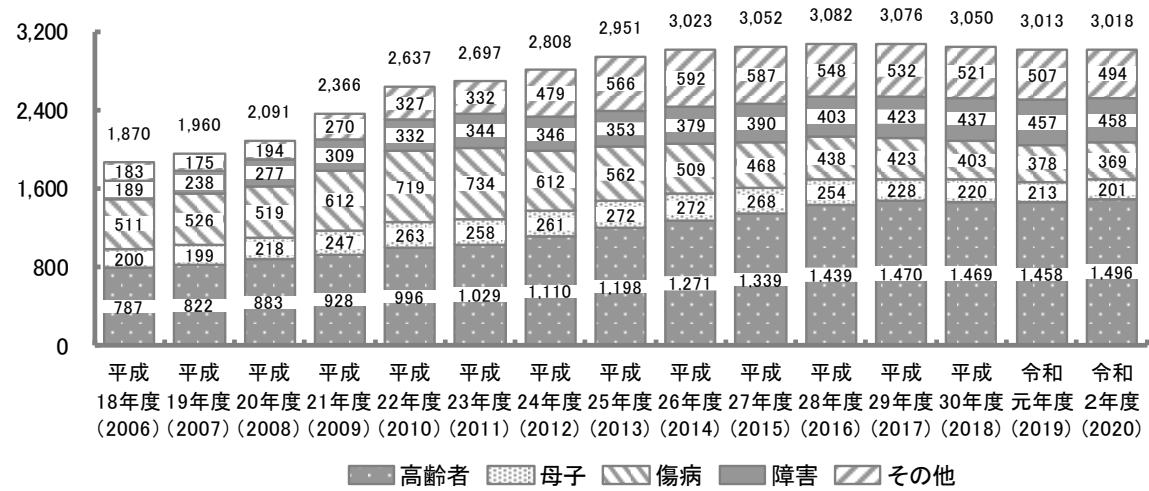
資料：大津市福祉の概要

■ 図資－18 生活保護相談・申請・開始・廃止の推移



資料：大津市福祉の概要

■図資－19 生活保護世帯類型別の推移

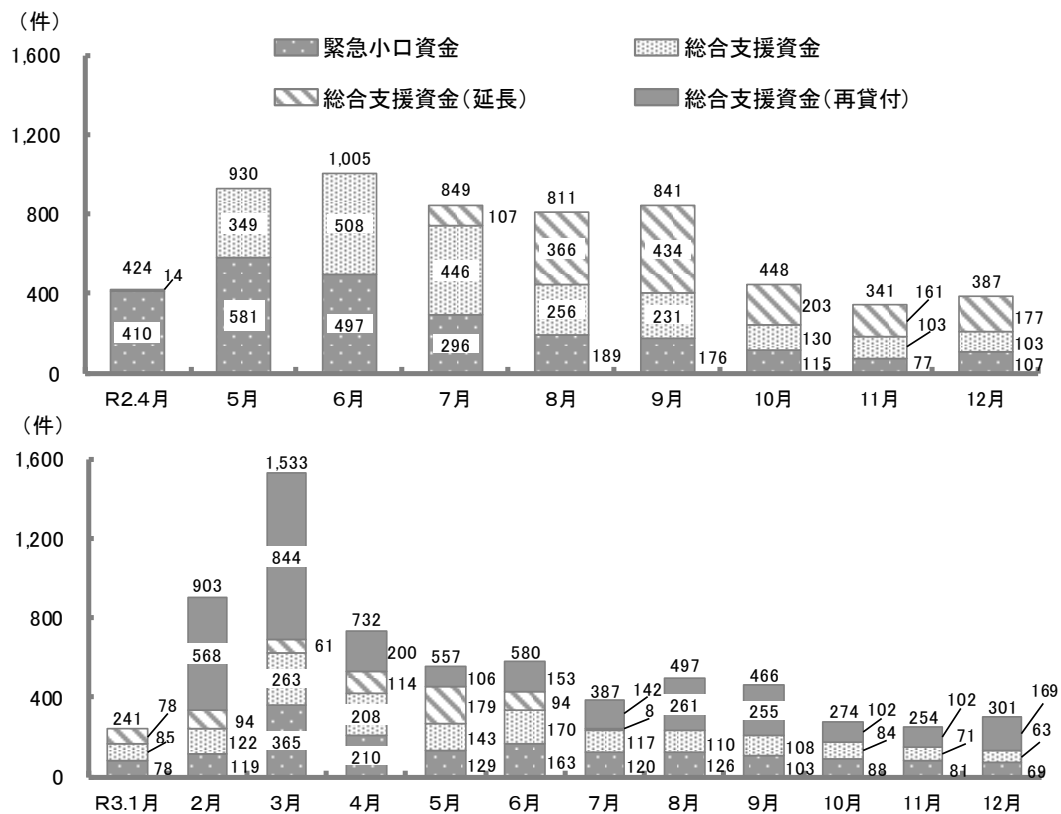


資料：大津市福祉の概要（各年度平均）

⑤ 生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金貸付申請件数

貸付申請件数は令和2（2020）年5月、6月に緊急小口資金、総合支援資金の貸付件数が急増し、貸付金額の上限まで貸付を受けた人が、令和3（2021）年2月、3月に総合支援資金（再貸付）を受けています。

■図資－20 貸付申請件数（月別）

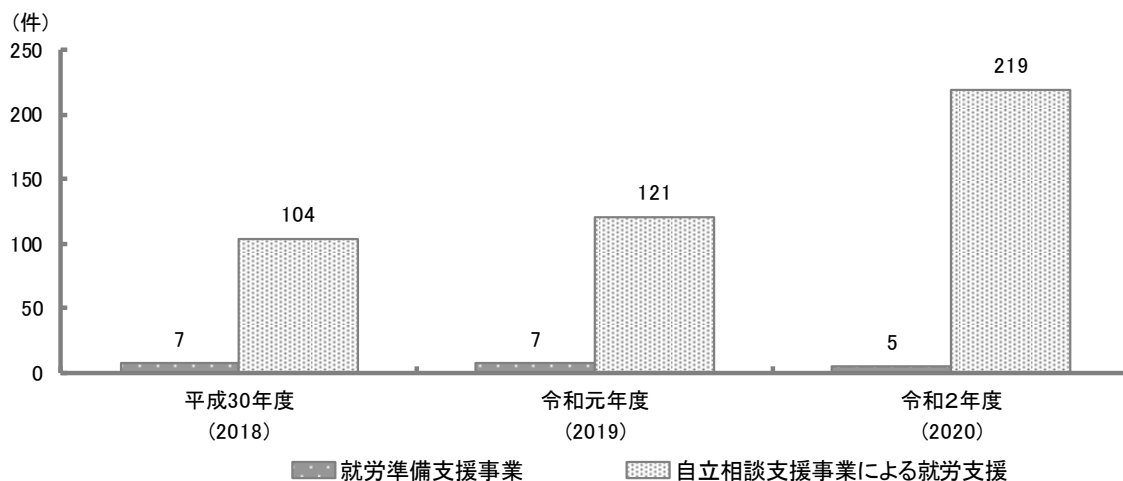


資料：市社会福祉協議会

⑥ 就労支援準備支援等に関する実績

自立相談支援事業による就労支援の件数は、平成30（2018）年度の104件から、令和2（2020）年度では219件となっており、約2.1倍増加しています。新型コロナウイルスの影響による就労相談が増加しています。

■図資-21 就労支援準備支援等に関する事業件数



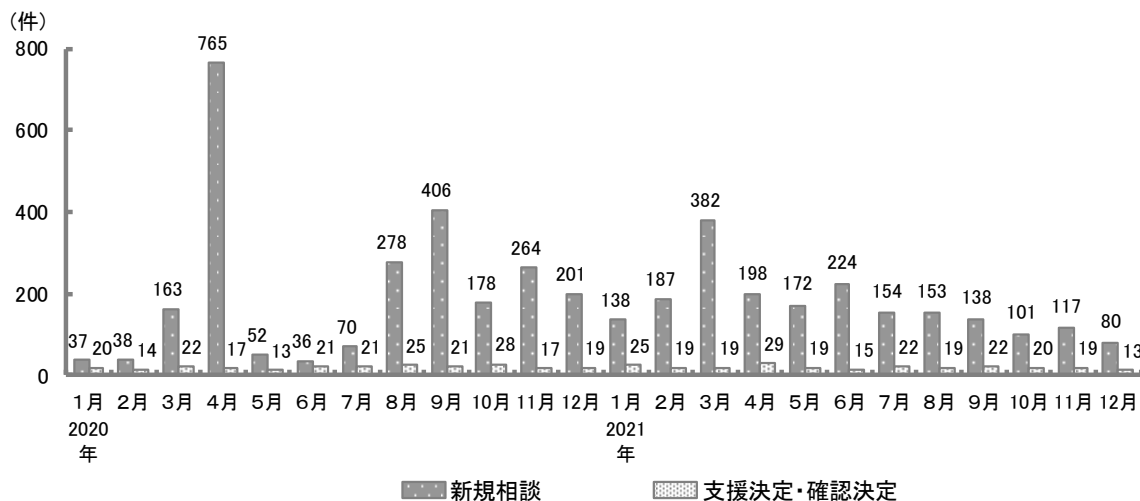
資料：福祉政策課

⑦ 生活困窮者自立支援制度

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活困窮者に向けた特例の貸付制度が令和2（2020）年3月より開始し、翌月（令和2（2020）年4月）の新規相談件数は765件となっています。感染拡大前の令和元（2019）年4月と比べると、約15.6倍増加しています。

また支援決定・確定件数は、令和元（2019）年度で160件でしたが、令和2（2020）年度では245件となり、85件増加しています。

■図資-22 新規相談件数／支援決定・確認件数



資料：福祉政策課

⑧ ひきこもりの状況

平成 30（2018）年 10 月に実施した「ひきこもり等に関するアンケート調査」の結果から、本市にはひきこもり傾向群と考えられる若者が 8,661 人いると推測されます。

■表資－3 ひきこもり群の定義・推計数

| | | 該当人数 | 有効回収率に占める割合 | 大津市の推計数 | 定義（調査の対象は 15～39 歳） | |
|------------------------|----------|------|-------------|---------|---|---|
| （広義のひきこもり群） ①ひきこもり群 | 狭義のひきこもり | 1 人 | 0.20% | 174 人 | 「ふだんどのくらい外出するか」について ・近所のコンビニには出かける ・自室からは出るが、家からは出ない ・自室からほとんど出ない | ただし、「現在の状態になって6か月以上」であり、「現在の状態になったきっかけ」として病気として統合失調症または身体的な病気、妊娠を記入した者、その他に自宅での仕事や出産・育児を記入した者以外 |
| | 準ひきこもり | 8 人 | 1.61% | 1,443 人 | 「ふだんどのくらい外出するか」について ・趣味の用事のみときだけ外出する | |
| | 計 | 9 人 | 1.81% | 1,617 人 | | |
| ②ひきこもり親和群 | | 39 人 | 7.85% | 7,038 人 | 以下のことについて「はい」「どちらかといえばはい」と回答した者からひきこもり群に該当する者を除いた者 ・家や自室に閉じこもっていて外に出ない人たちの気持ちがわかる ・自分も、家や自室に閉じこもりたいと思うことがある ・嫌な出来事があると、外に出たくなる ・理由があるなら家や自室に閉じこもるのも仕方がないと思う | |
| ①+② ひきこもり傾向群 | | 48 人 | 9.66% | 8,661 人 | | |

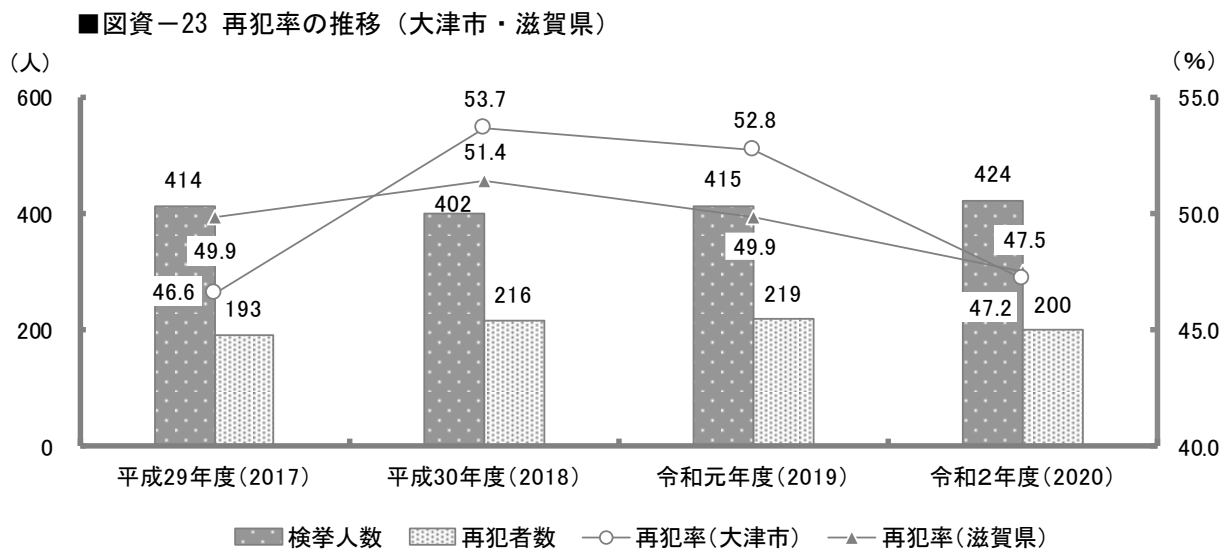
資料： ひきこもり等に関するアンケート調査

※ 「①ひきこもり群」と「②ひきこもり親和群」をまとめて「ひきこもり傾向群」と称することは、本調査独自の分類です。

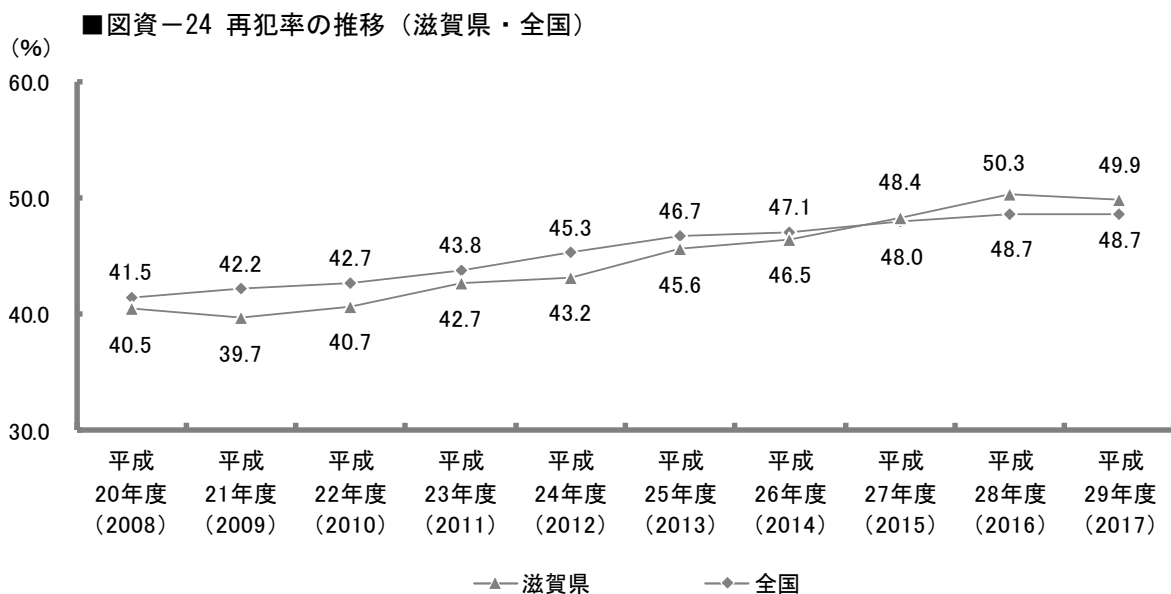
⑨ 再犯者の状況

- ・再犯率は微増傾向にあります。

検挙人数は平成 29（2017）年度以降横ばいとなっていますが、再犯率（検挙人員に占める再犯者の割合）は滋賀県と比較すると、やや高い傾向にあります。



資料：警察庁資料・滋賀県再犯防止推進計画



資料：国再犯防止推進計画・滋賀県再犯防止推進計画

(4) 地域福祉を支える社会資源

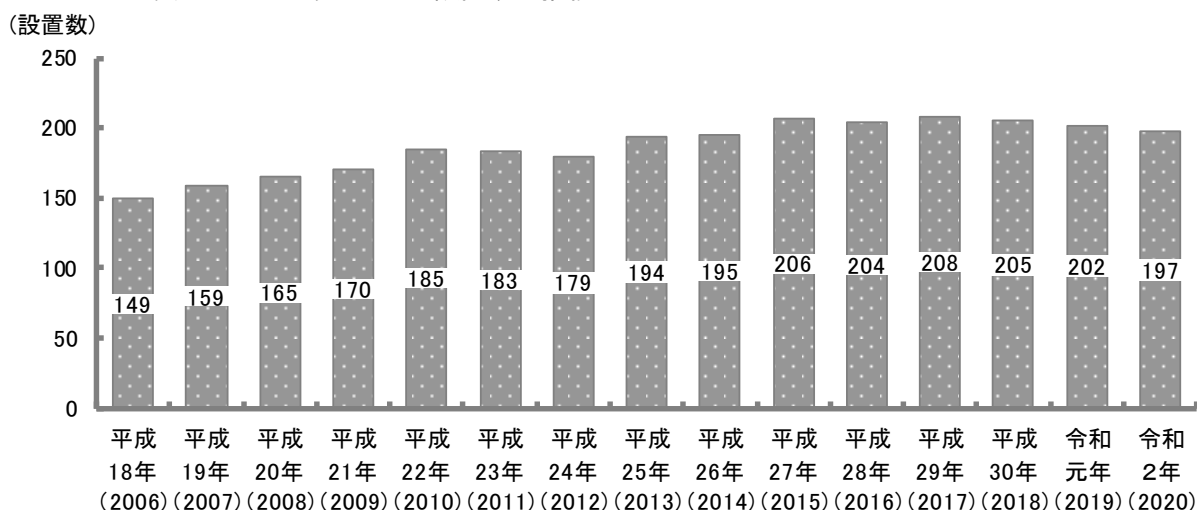
① 学区社会福祉協議会の活動

- ・小地域でのふれあいサロン、ふれあい給食等の活動が活発に行われています。

ア 学区社会福祉協議会の活動内容

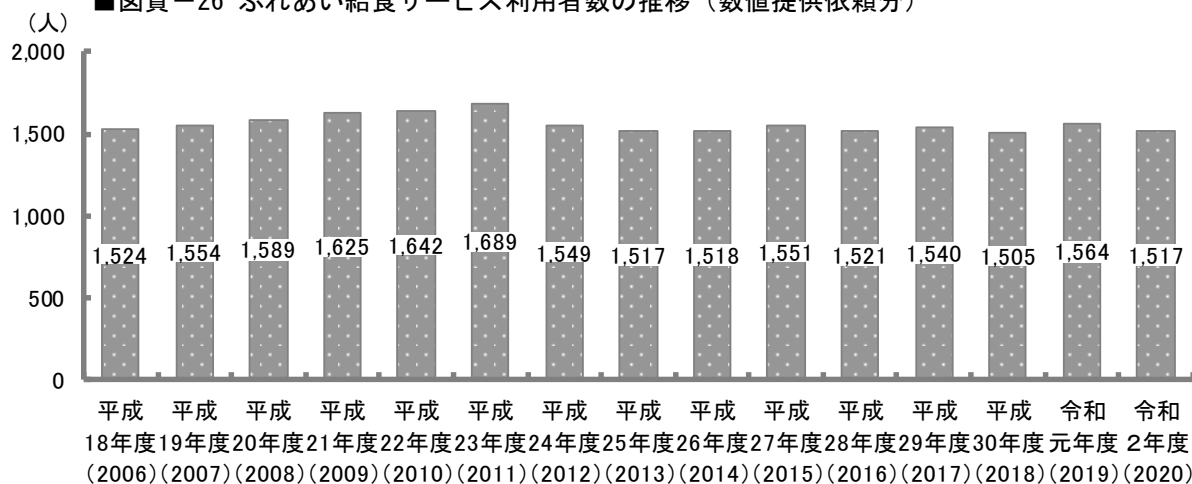
学区社会福祉協議会の主な活動には、「寺子屋プロジェクト」等の子どもの学習・生活支援、高齢者等の歩いていける所でのあたたかな場づくりである「ふれあいサロン」、ひとり暮らし高齢者への見守りを目的とした「ふれあい給食サービス」、地域の福祉意識の向上と人材育成を目指している「福祉のまちづくり講座」のほか、敬老事業や子どもを守る運動、子育て支援、広報誌の発行等があります。

■図資-25 ふれあいサロン設置数の推移

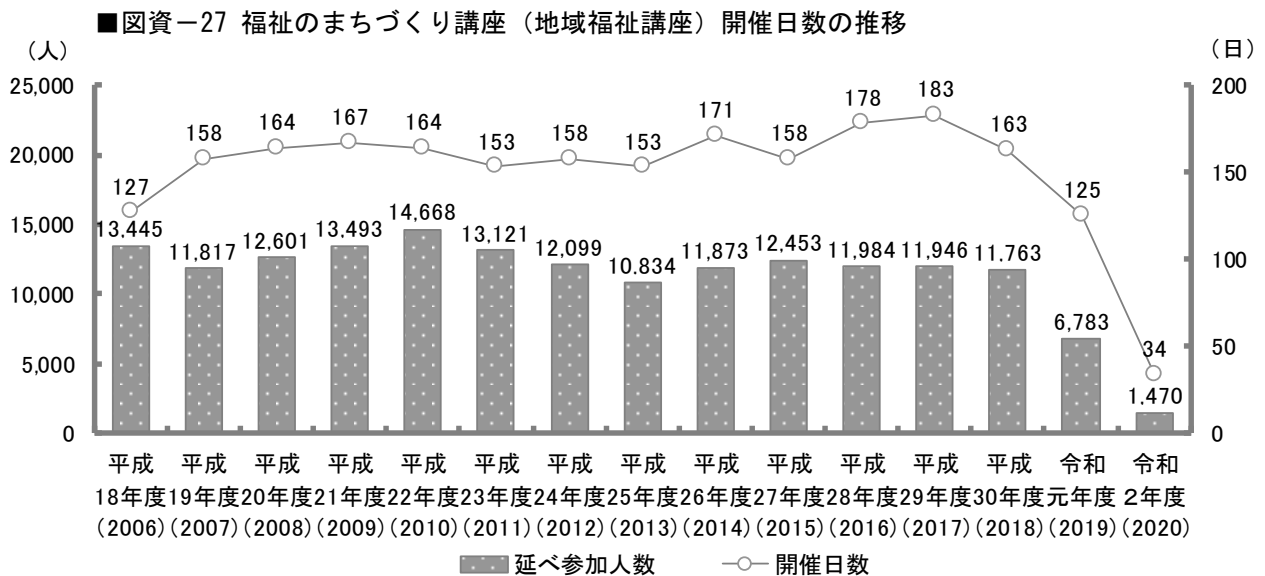


資料：市社会福祉協議会（各年3月31日現在）

■図資-26 ふれあい給食サービス利用者数の推移（数値提供依頼分）



資料：市社会福祉協議会、年間利用者数（実人数）



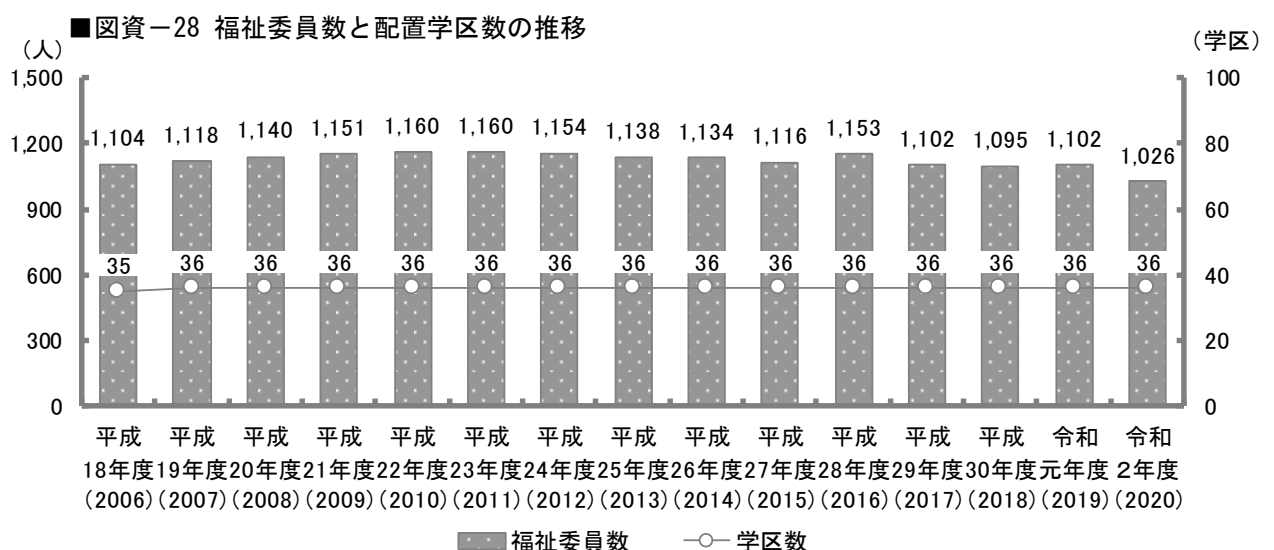
■表資-4 福祉のまちづくり講座（地域福祉講座）実施学区数の推移

| | | | | | | | | |
|------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | 平成18年度(2006) | 平成19年度(2007) | 平成20年度(2008) | 平成21年度(2009) | 平成22年度(2010) | 平成23年度(2011) | 平成24年度(2012) | 平成25年度(2013) |
| 実施学区 | 33学区 | 35学区 | 35学区 | 36学区 | 35学区 | 33学区 | 33学区 | 32学区 |
| | 平成26年度(2014) | 平成27年度(2015) | 平成28年度(2016) | 平成29年度(2017) | 平成30年度(2018) | 令和元年度(2019) | 令和2年度(2020) | |
| 実施学区 | 35学区 | 35学区 | 35学区 | 36学区 | 36学区 | 35学区 | 19学区 | |

資料：市社会福祉協議会

イ 福祉委員の配置

平成19（2007）年度以降、福祉委員数は36学区すべてに配置されていますが、平成22（2010）年度、平成23（2011）年度の1,160人をピークに減少傾向にあり、令和2（2020）年度で1,026人となっています。



② 民生委員児童委員協議会の活動

- ・ 民生委員児童委員の活動件数は年々増加傾向となっています。
- ・ 活動内容は地域福祉活動・自主活動が多いです。

ア 民生委員児童委員の活動内容

地区民生委員児童委員協議会は 36 地区、654 人の民生委員児童委員（主任児童委員含む）の方が活動されています。民生委員児童委員同士の連携を進めるとともに、地域の生活関連情報の共有、福祉課題の分析や支援などを行っています。

■表資－5 地区民生委員児童委員協議会数及び人数

| 地 区 | 地区民生委員児童委員協議会 | 民生委員児童委員 | 主任児童委員 |
|-------|---------------|----------|--------|
| 36 地区 | 36 団体 | 588 人 | 63 人 |

令和3年12月1日現在

イ 民生委員児童委員の活動内容

民生委員児童委員の活動内容は多岐にわたっており、総活動件数は、年度によってばらつきはあるものの、令和2（2020）年度は131,495件となっています。

主な活動内容は地域福祉活動・自主活動が多くなっており、令和2（2020）年度は30,339件となっています。また、相談・支援内容では高齢者に関するものが多く、令和2（2020）年度は11,917件となっています。

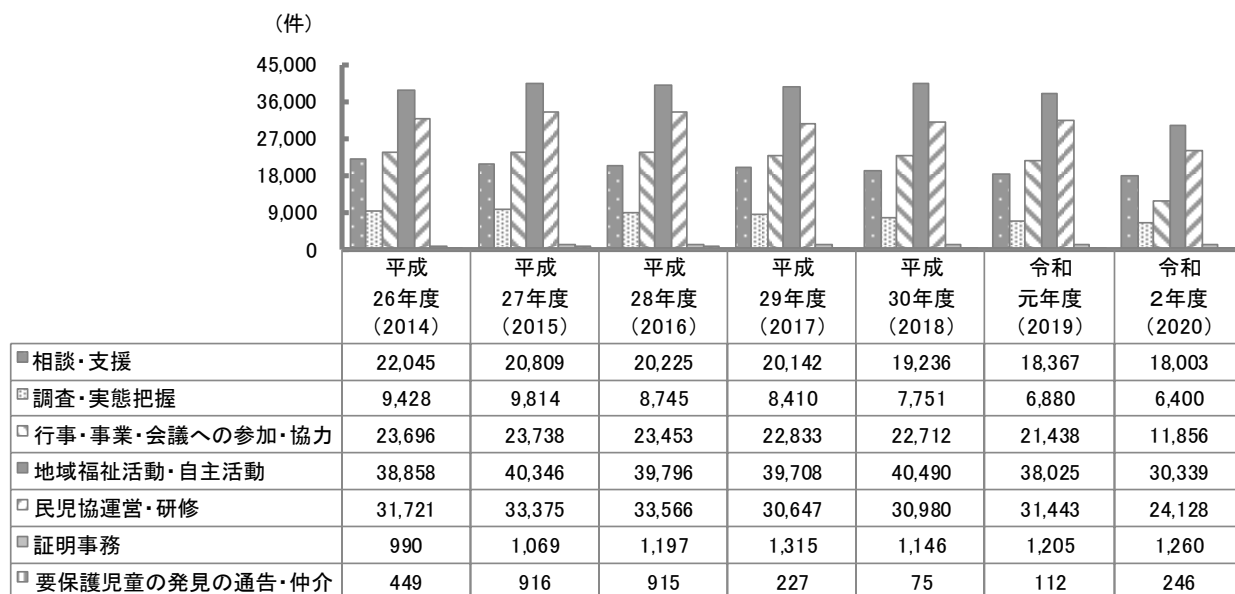
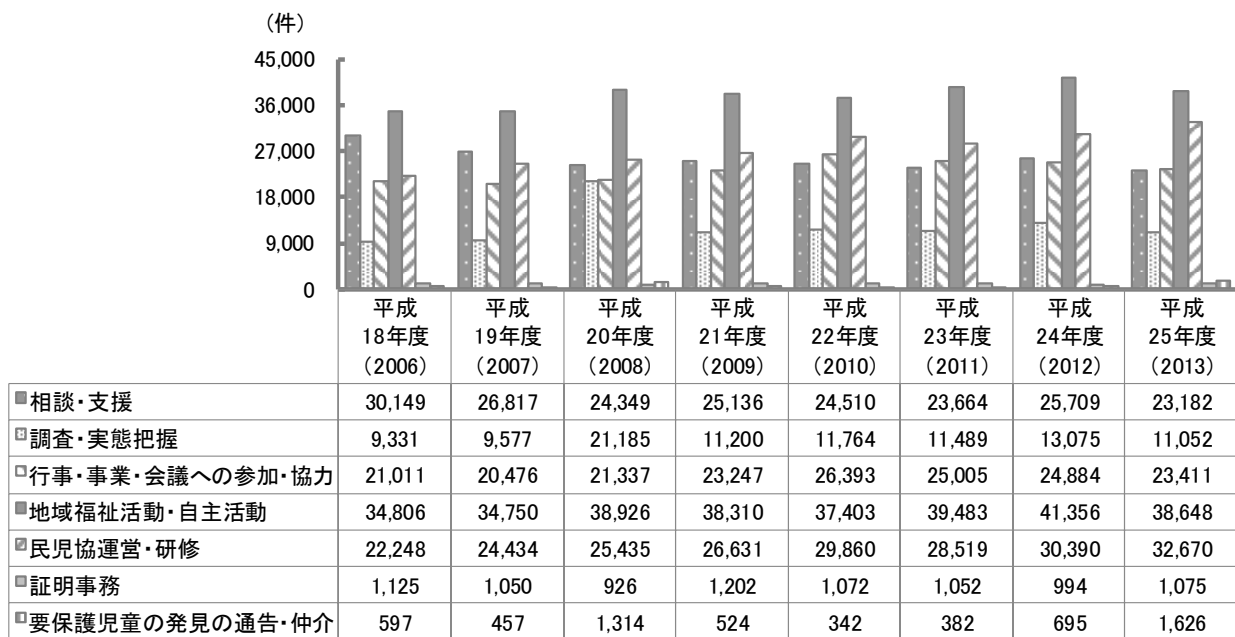
また、訪問の回数も、平成18（2006）年度と比較すると増加しています。

■図資－29 民生委員児童委員の訪問活動件数



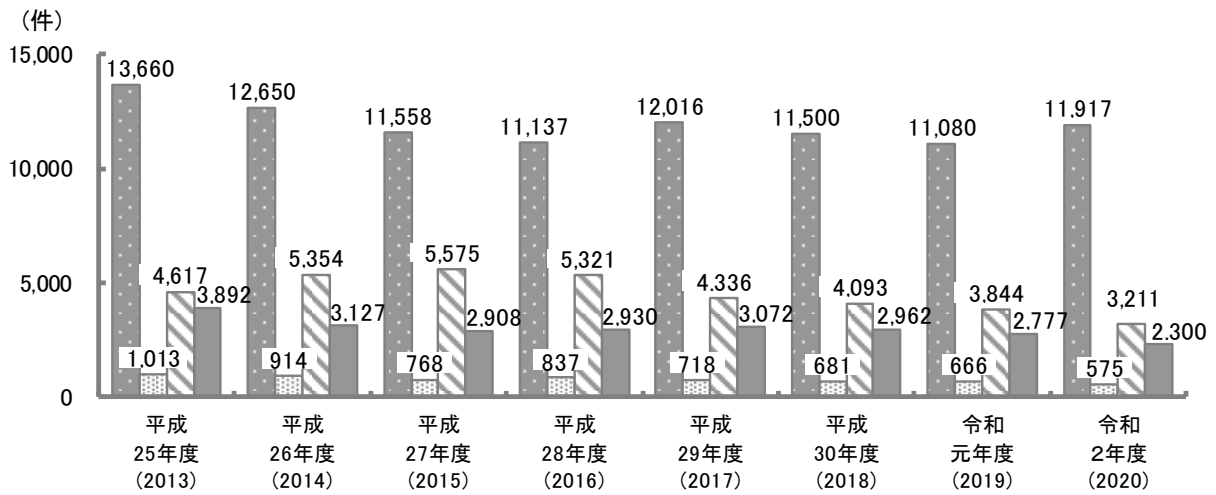
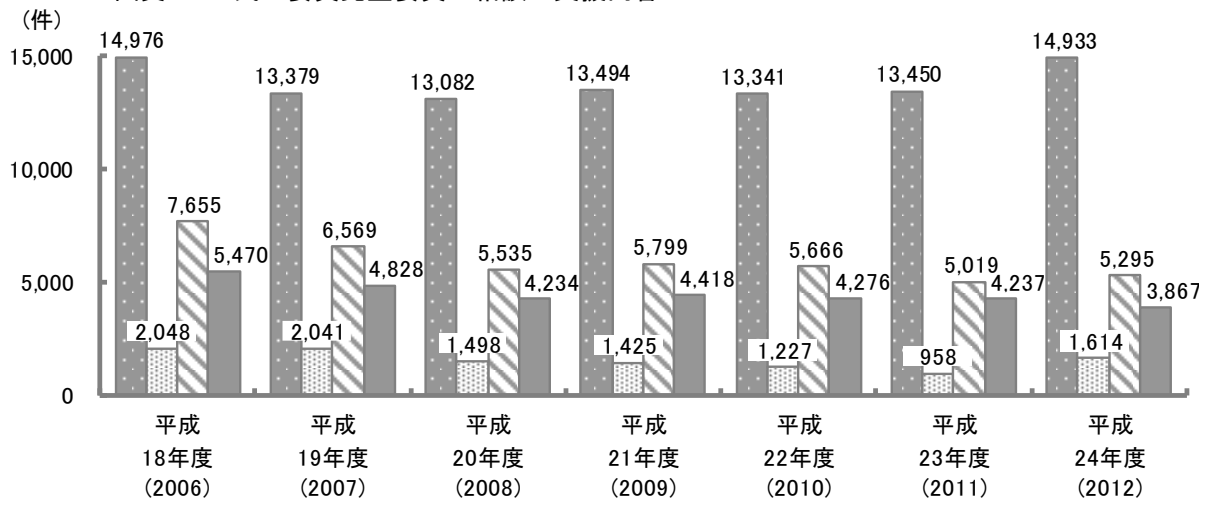
資料：大津市福祉の概要

■図資-30 民生委員児童委員の活動内容



資料：大津市福祉の概要

■ 図資-31 民生委員児童委員の相談・支援内容



■ 高齢者に関すること ■ 障害者に関すること ■ 子どもに関すること ■ その他

資料：大津市福祉の概要

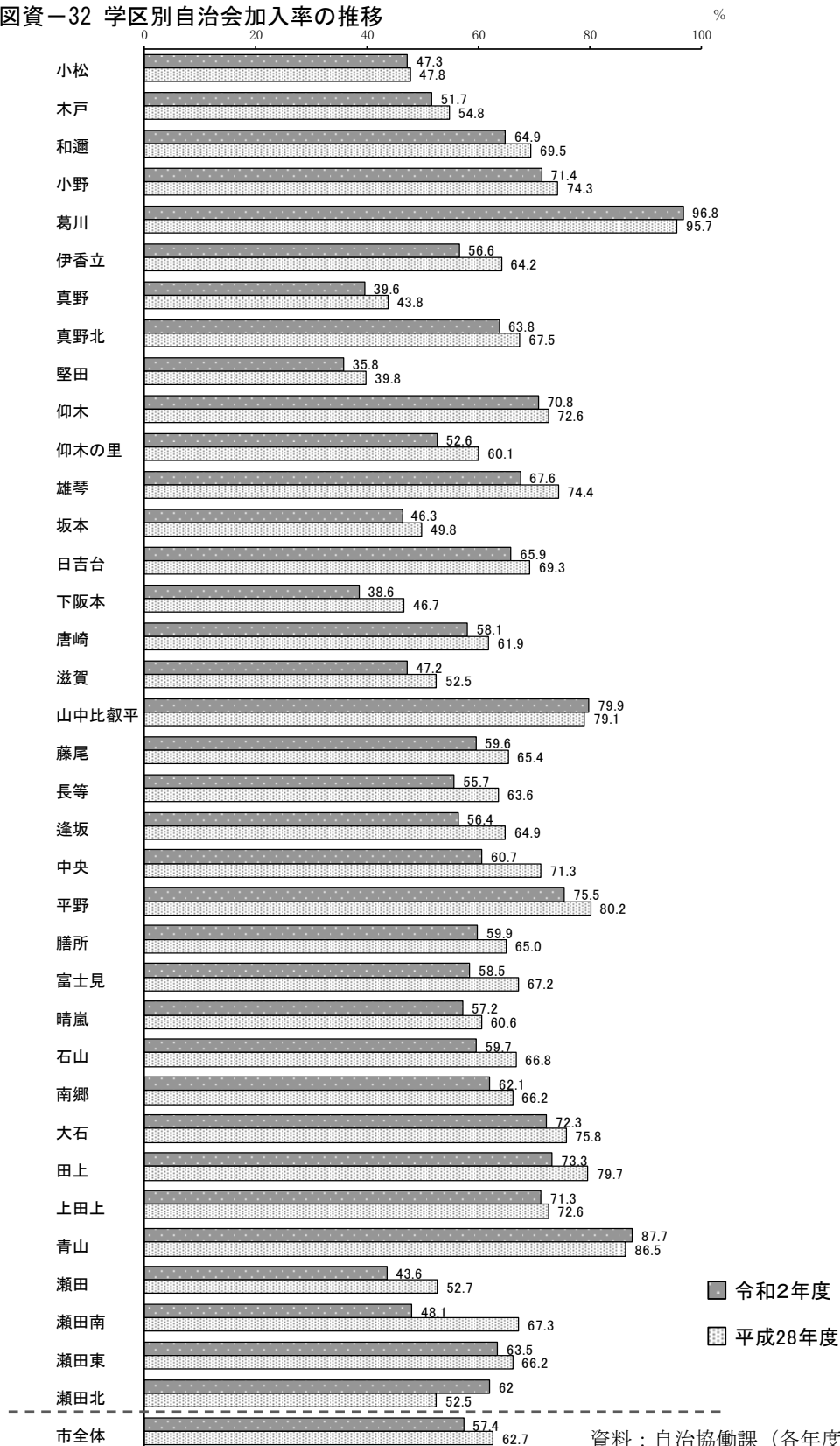
③ 自治会等の状況

- ・自治会加入率は市平均が57.4%となっています。

ア 学区別自治会加入率の推移（平成28年度と令和2年度との比較）

市全体の自治会加入率は、年々減少傾向となっています。

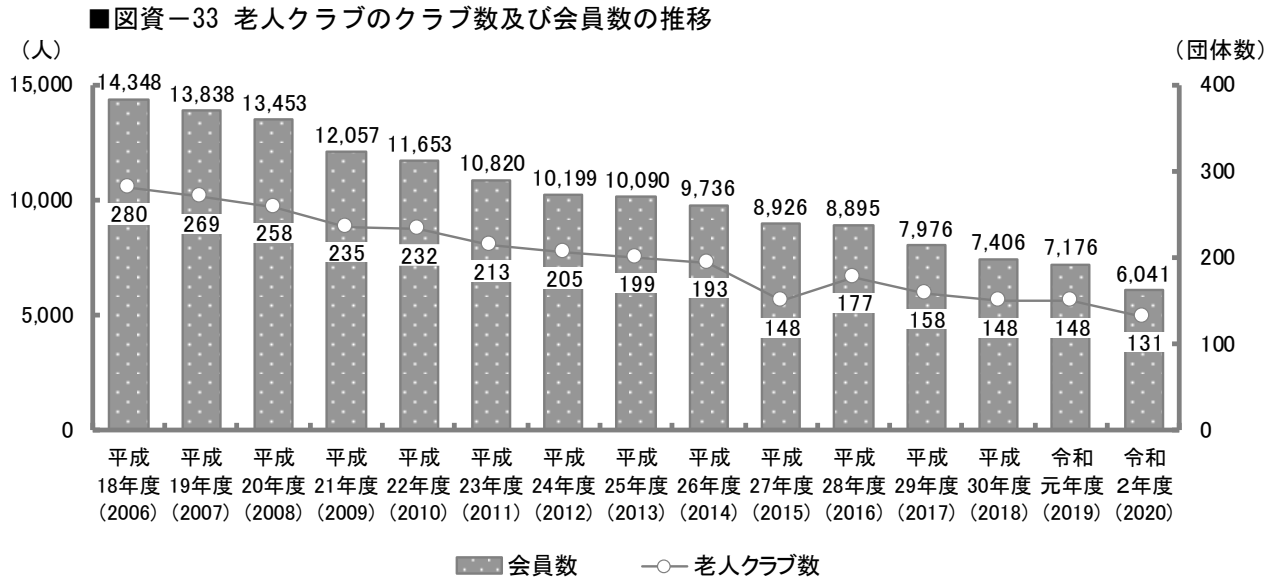
■図資-32 学区別自治会加入率の推移



資料：自治協働課（各年度4月1日）現在

イ 老人クラブ

老人クラブの団体数、会員数ともに、平成 18（2006）年度以降は年々減少しており、令和 2（2020）年度は 131 クラブ、6,041 人となっています。



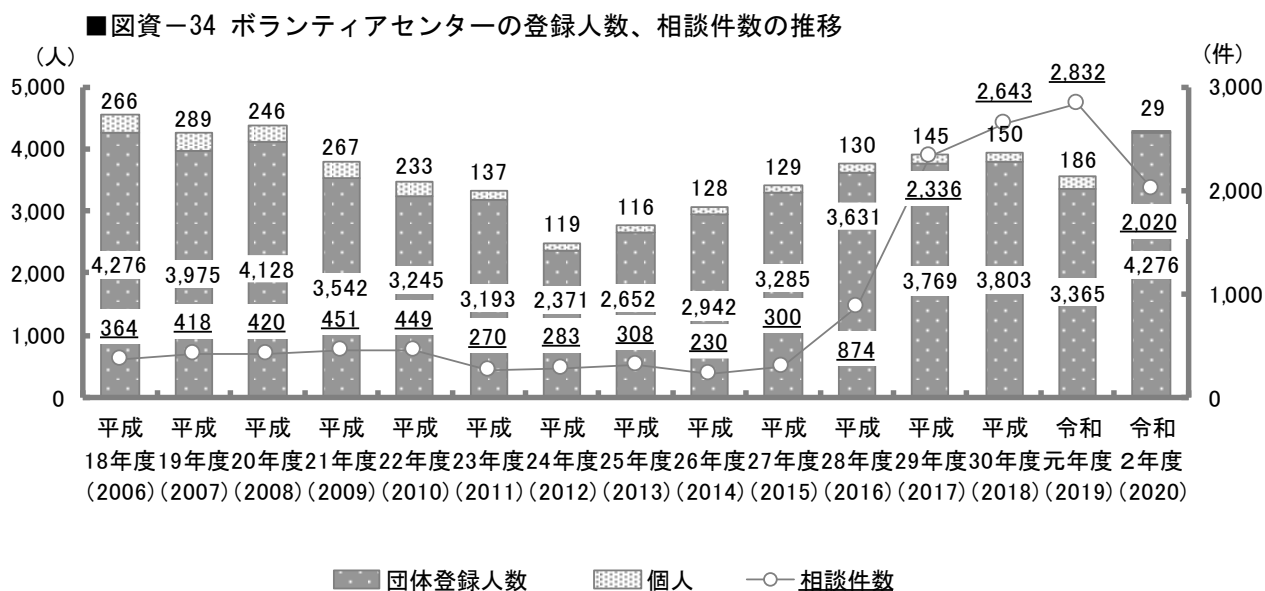
資料：大津市福祉の概要（各年度末現在）

④ ボランティアセンターの登録人数と相談件数の状況

- ・ ボランティア登録人数は増加しています。
- ・ ボランティアに関する相談件数は増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で減少しました。

市社協内のボランティアセンターに登録している人数は、平成 24（2012）年度まで年々減少していたものの、平成 25（2013）年度には増加傾向となり、令和 2（2020）年度には団体登録人数と個人をあわせて 4,305 人となっています。

相談件数は、平成 27（2015）年度以降増加傾向にありましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり、令和 2（2020）年度には減少に転じ、2,020 件となっています。

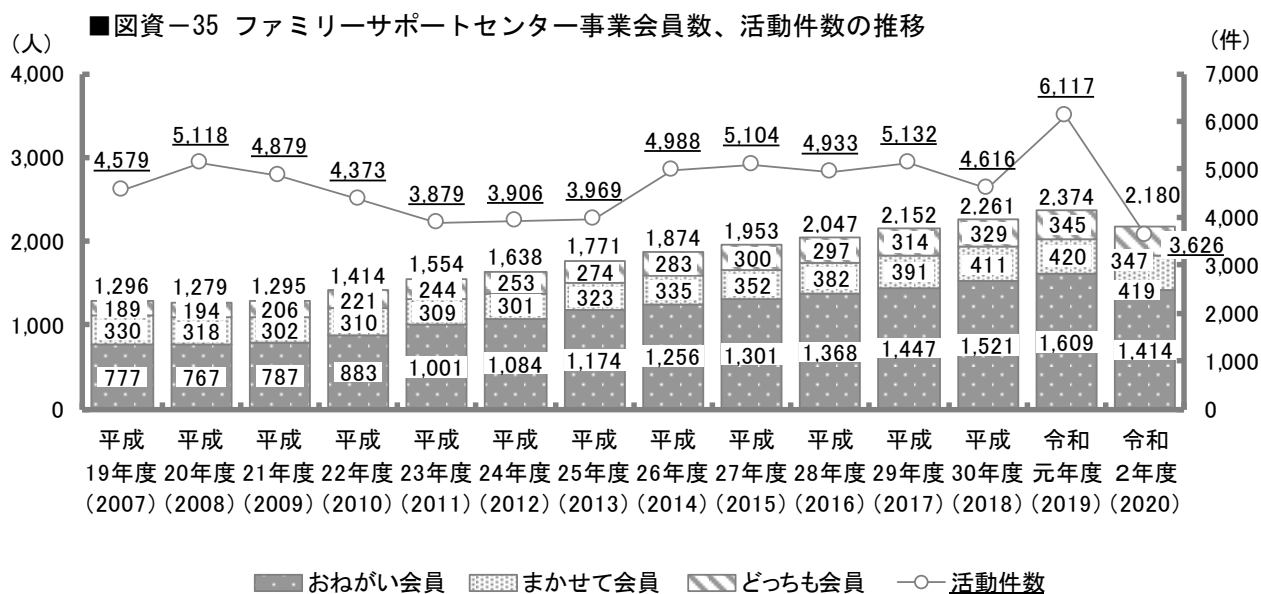


資料：市社会福祉協議会（各年 3 月 31 日現在）

⑤ ファミリーサポート事業の状況

- ・会員数と活動件数は増加傾向となっていました。新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に減少しました。

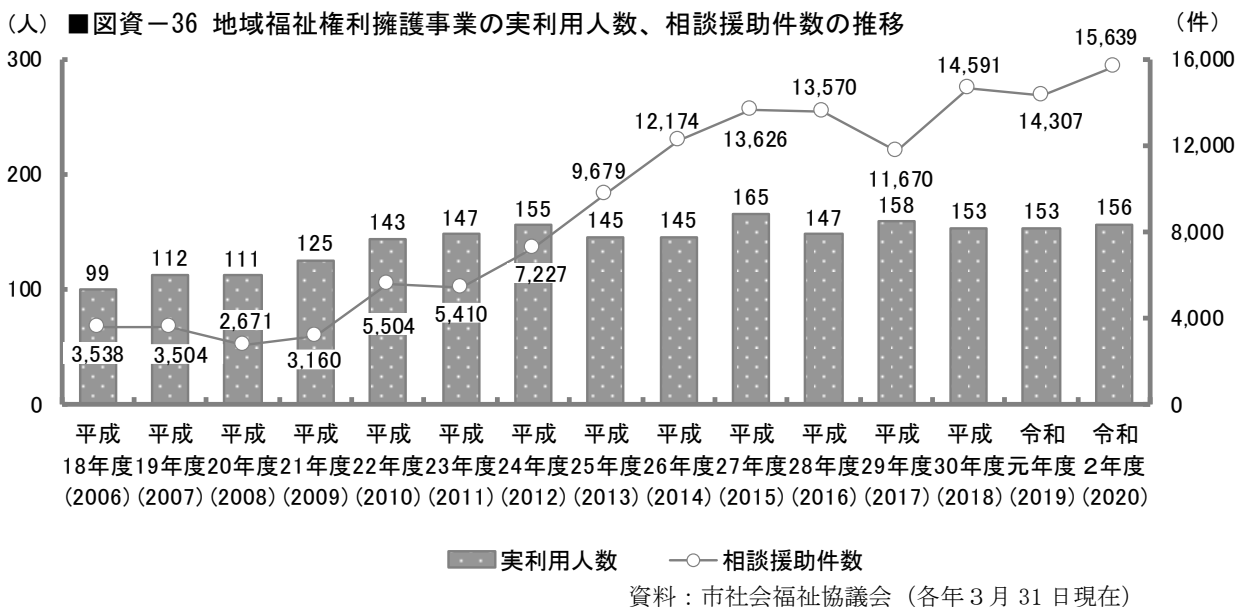
会員数と活動件数は年々増加し、令和元（2019）年度では、会員数・活動件数ともに過去最高となりましたが、令和2（2020）年度には新型コロナウイルスの影響でともに減少に転じ、会員数は2,180人、活動件数は3,626件となっています。



⑥ 地域福祉権利擁護事業の状況

- ・相談援助件数は年々増加しています。

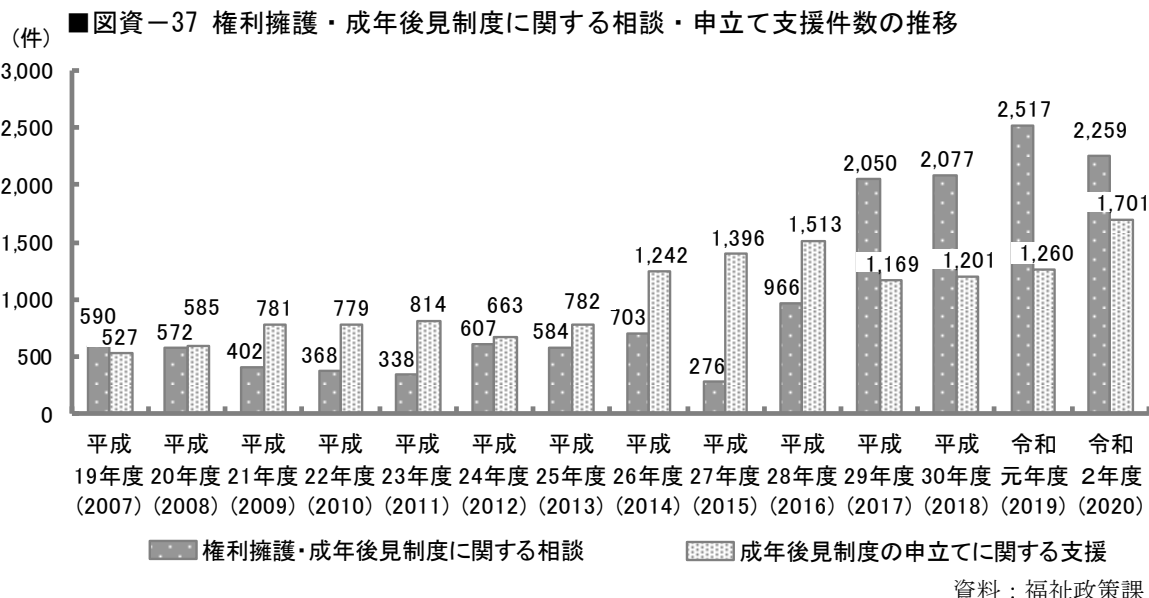
地域福祉権利擁護事業の実利用人数は平成 28（2016）年度以降 150 人前後で推移しています。また、相談援助件数は、平成 18（2006）年度と比較すると、大幅に増加しており、令和2（2020）年度には 15,639 件となっています。



⑦ 権利擁護・成年後見制度利用支援事業（相談支援）の状況

- ・成年後見制度の申立てに関する支援件数は年々増加傾向となっています。

権利擁護や成年後見制度に関する相談件数は、平成 28（2016）年度以降急激に増加し、令和元（2019）年度では 2,517 件となっています。また、成年後見制度の申立てに関する支援について、令和2（2020）年度は 1,701 件行っています。



2 計画の策定経過

(1) 条例・規則等

① 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

第二章 地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（専門分科会）

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

② 大津市社会福祉審議会条例（平成 20 年 12 月 22 日条例第 51 号）

（設置）

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、大津市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 審議会は、法第 7 条第 1 項に定めるもののほか、法第 12 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議する。

2 前項の児童福祉に関する事項には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 25 条に規定する事項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項各号に掲げる事務に関する事項を含むものとする。この場合において、これらの事項を調査審議する児童福祉専門分科会は、これらの規定に規定する合議制の機関とする。

3 教育委員会は、その権限に属する子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事務に関する事項について、前項の児童福祉専門分科会に意見を聴くことができる。

(委員の定数等)

第3条 審議会は、委員50人以内で組織する。

- 委員の任期は、3年とする。ただし、法第9条第1項に規定する臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。
- 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 委員は、再任されることができる。

(副委員長)

第4条 審議会に副委員長を置く。

- 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 委員長は、委員の4分の1以上の者が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。
- 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 法第9条第1項の特別の事項について会議を開き、議決をする場合における前2項の規定の適用については、臨時委員は、委員とみなす。

(審査部会の委員等の報酬)

第6条 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項の規定により身体障害者福祉専門分科会に設ける審査部会に属する委員及び臨時委員が当該審査部会の職務に従事した場合における報酬の額は、大津市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第20号)の規定にかかわらず、日額14,000円とする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉子ども部(専門分科会にあっては、その審議事項を所管する部)において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成21年4月1日から施行する。
(大津市障害者施策推進協議会条例の廃止)
- 大津市障害者施策推進協議会条例(平成8年条例第3号)は、廃止する。
(大津市介護保険条例の一部改正)
- 大津市介護保険条例(平成18年条例第13号)の一部を次のように改正する。
目次中「介護保険の運営」を「運営状況等の公表」に改める。
「第5章 介護保険の運営」を「第5章 運営状況等の公表」に改める。

第13条の見出しを削る。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

附 則（平成25年6月24日条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月17日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年9月24日条例第69号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日から就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日の前日までの間における改正後の第2条第2項の規定の適用については、同項中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」とあるのは、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」とする。

附 則（平成28年12月21日条例第103号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月30日条例第20号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

③ 大津市社会福祉審議会規則（平成21年2月17日規則第48号）

（趣旨）

第1条 この規則は、大津市社会福祉審議会条例（平成20年条例第51号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、大津市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（専門分科会の設置等）

第2条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第11条第2項の規定により設置する専門分科会及び当該専門分科会において調査審議する事項は、次のとおりとする。

（1） 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項

（2） 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項

2 前項の規定にかかわらず、審議会は、必要に応じ、臨時に、同項各号に掲げる以外の専門分科会を設置することができる。

3 法第11条第1項の規定により設置する身体障害者福祉専門分科会は、障害者福祉専門分科会と称するものとし、当該専門分科会においては、同項に規定する身体障害者の福祉に関する事項に加え、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議する。

4 法第12条第2項において準用する法第11条第1項の規定により設置する児童福祉専門分科会においては、法第12条第1項に規定する児童福祉に関する事項（条例第2条第2項の規定により当該事項に含むものとされる就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する事項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務に関する事項を含む。）に加え、母子福祉及び母子保健に関する事項を調査審議する。

（専門分科会の委員等）

第3条 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 専門分科会に専門分科会長及び副専門分科会長を置く。

3 専門分科会長は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員。第5項、次条第2項及び第3項並びに第5条において同じ。）の互選によって定める。

4 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

5 副専門分科会長は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから専門分科会長が指名する。

6 副専門分科会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるとき又は専門分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（専門分科会の会議等）

第4条 専門分科会の会議は、専門分科会長が招集し、その議長となる。

2 専門分科会の会議は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 専門分科会の会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5条 専門分科会は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員全員の一致によりあらかじめ指定する事項については、書面により決議することができる。

2 前項の規定による決議は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

第6条 審議会は、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）において調査審議する事項について諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（審査部会の名称及び調査審議事項）

第7条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「令」という。）第3条第1項の規定により、同項の身体障害者福祉専門分科会に審査部会を置く。

2 前項の審査部会は、障害者福祉専門分科会審査部会と称するものとし、当該審査部会においては、令第3条第1項に規定する身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議に加え、次に掲げる事項について調査審議する。

（1）身体障害者手帳の交付の申請に係る医師の指定及び指定の取消しに関する事項

（2）指定自立支援医療機関（精神通院医療に係るものを除く。）の指定及び指定の取消しに関する事項

3 第1項に規定するもののほか、次に掲げる事項について調査審議するため、児童福祉専門分科会に審査部会を置く。

- (1) 家庭的保育事業等の認可に関する事項
- (2) 保育所の設置の認可に関する事項
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に規定する事項
- (4) 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務に関する事項

4 前項の審査部会は、児童福祉専門分科会就学前教育・保育施設等審査部会と称する。
(審査部会の委員等)

第8条 審査部会（障害者福祉専門分科会審査部会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、専門分科会長が指名する。

2 審査部会に審査部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

3 審査部会長は、審査部会の事務を掌理する。

4 審査部会長に事故があるとき又は審査部会長が欠けたときは、審査部会長があらかじめ指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(審査部会の会議等)

第9条 審査部会の会議は、審査部会長が招集し、その議長となる。

2 審査部会の会議は、審査部会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審査部会の会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第10条 審査部会は、審査部会に属する委員及び臨時委員全員の一致によりあらかじめ指定する事項については、書面により決議することができる。

2 審査部会は、前項の規定により指定する事項ごとに、当該事項に係る書面による決議に参加する委員及び臨時委員を指定することができる。

3 第1項の規定による決議は、その審査部会に属する委員及び臨時委員の過半数（前項の規定により決議に参加する委員及び臨時委員を指定したときは、その指定された委員及び臨時委員の過半数）で決し、可否同数のときは、審査部会長の決するところによる。

第11条 審査部会（障害者福祉専門分科会審査部会に限る。）は、身体障害者の障害程度の審査については、当該審査部会に属する委員及び臨時委員全員の一致により、あらかじめ障害の種別ごとに当該審査を行う委員及び臨時委員を指定することができる。

2 前項の場合においては、指定された委員及び臨時委員が決した内容をもって審査部会の決議とする。

第12条 令第3条第3項に定めるもののほか、審査部会において調査審議する事項について審議会が諮問を受けたときは、当該審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月24日規則第76号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年9月24日規則第119号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年12月21日規則第107号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

(2) 会議開催記録

① 大津市地域福祉審議会 地域福祉専門分科会

| 会議 | 日程 | 内容 |
|-----|------------|--|
| 第1回 | 令和3年4月30日 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉専門分科会長の選出について ・地域福祉専門分科会副会長の指名について ・分科会の公開について ・大津市地域福祉計画の諮問について ・報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ①第3次大津市地域福祉計画・第5次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画取組状況等報告について ・審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ①第4次大津市地域福祉計画・第6次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画に盛り込む事項について ②第4次大津市地域福祉計画・第6次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定体制及びスケジュール（案）について |
| 第2回 | 令和3年7月13日 | <ul style="list-style-type: none"> ・第3次大津市地域福祉計画・第5次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画の評価について ・第4次大津市地域福祉計画・第6次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画の骨子（案）について |
| 第3回 | 令和3年10月26日 | <ul style="list-style-type: none"> ・第4次大津市地域福祉計画・第6次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画の素案について ・その他 |
| 第4回 | 令和4年2月3日 | <ul style="list-style-type: none"> ・第4次大津市地域福祉計画・第6次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画の最終案について |

委員名簿

(五十音順・敬称略)

| 名前 | 所属等 | 備考 |
|--------|-----------------------|----------|
| 河野 純子 | 滋賀弁護士会 女性の法律事務所パール | |
| 津田 洋子 | 大津市民生委員児童委員協議会連合会 | |
| 筒井 のり子 | 龍谷大学 | 専門分科会会長 |
| 恒松 睦美 | 特定非営利活動法人あめんど | |
| 中原 一隆 | 特定非営利活動法人あさがお | |
| 日比 晴久 | 大津市社会福祉協議会施設連絡会 | |
| 細見 美津子 | 大津市介護支援専門員協会 | |
| 牧村 順一 | 同朋大学 | 専門分科会副会長 |
| 松岡 啓太 | 大津市障害者自立支援協議会 | |

② 第4次地域福祉計画・第6次地域福祉活動計画
策定プロジェクトチーム・庁内ワーキング合同会議

| 会議 | 日程 | 内容 |
|-----|------------|--|
| 第1回 | 令和3年6月28日 | 【グループワーク（オンライン開催）】 ・第3次大津市地域福祉計画・第5次大津市社会福祉協議会地域福祉推進計画の取組の評価に対する意見について ・第4次大津市地域福祉計画・第6次大津市社会福祉協議会地域福祉推進計画に向けた課題について |
| 第2回 | 令和3年8月3日 | 【グループワーク】 ・第3次大津市地域福祉計画・第5次大津市社会福祉協議会地域福祉推進計画施策体系について ・第4次大津市地域福祉計画・第6次大津市社会福祉協議会地域福祉推進計画の施策の展開について |
| 第3回 | 令和3年9月22日 | 【書面開催】策定プロジェクトチーム ・第4次大津市地域福祉計画・第6次大津市社会福祉協議会地域福祉計画の素案について |
| 第4回 | 令和3年11月15日 | 【グループワーク】 ・第4次大津市地域福祉計画・第6次大津市社会福祉協議会地域福祉計画の素案について |

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編



委員名簿（推進プロジェクトチーム）

（五十音順・敬称略）

| 名前 | 所属等 | 備考 |
|--------|------------------------------|----|
| 岩田 和彦 | レイカディア大学同窓会大津支部 | |
| 岡角 泰彦 | 大津市自治連合会 | |
| 奥村 明美 | 一般社団法人えこー | |
| 小椋 由紀子 | 大津赤十字病院 医療社会事業課 | |
| 桂川 七重 | 大津保護区保護司会 | |
| 亀井 須美枝 | 藤尾学区社会福祉協議会 | |
| 川中 大輔 | 龍谷大学 | |
| 河野 純子 | 滋賀弁護士会 女性の法律事務所パール | |
| 坂本 彩 | 大津市障害者自立支援協議会 | |
| 杉立 隆一 | 社会福祉法人 湘南学園 | |
| 津田 洋子 | 大津市民生委員児童委員協議会連合会 | |
| 筒井 のり子 | 龍谷大学 | |
| 恒松 勇 | 特定非営利活動法人あめんど | |
| 中原 一隆 | 特定非営利活動法人あさがお | |
| 日比 晴久 | 社会福祉法人幸寿会 特別養護老人ホームカーサ月の輪 | |

構成（庁内ワーキンググループ）

| 部局 | 所属等 | 備考 |
|----------|-------------------|----|
| 福祉子ども部 | 福祉政策課 | |
| | 生活福祉課 | |
| | 子育て政策課 | |
| | 子育て総合支援センター | |
| | 障害福祉課 | |
| 健康保険部 | 長寿政策課 | |
| | あんしん長寿相談所 | |
| | 介護保険課 | |
| 健康保険部保健所 | 保健予防課 | |
| 政策調整部 | 人権・男女共同参画課 | |
| 市民部 | 自治協働課(協働まちづくり推進室) | |
| 教育委員会 | 生涯学習課 | |
| 総務部 | 危機・防災対策課 | |
| 消防局 | 消防局予防課 | |

③ 大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会

| 会議 | 日程 | 内容 |
|-----|------------|--|
| 第1回 | 令和3年6月4日 | <ul style="list-style-type: none"> 第6次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画・第4次大津市地域福祉計画の策定について 第6次地域福祉活動計画・第4次地域福祉計画策定体制およびスケジュールについて |
| 第2回 | 令和3年10月15日 | <ul style="list-style-type: none"> 第6次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画・第4次大津市地域福祉計画の策定について 今後のスケジュールについて |
| 第3回 | 令和4年2月14日 | <ul style="list-style-type: none"> 第4次大津市地域福祉計画・第6次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画のパブリックコメントについて 第4次大津市地域福祉計画・第6次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画の最終案について |

委員名簿

(五十音順・敬称略)

| 名前 | 所属等 | 備考 |
|-------|-------------------|------|
| 大澤 光雄 | 大津市自治連合会 | |
| 大伴 克巳 | 大津市共同募金委員会 | |
| 佐敷 靖夫 | 大津市民生委員児童委員協議会連合会 | |
| 田中 勉 | 学区社会福祉協議会 | 副委員長 |
| 西山 英男 | 大津市社会福祉協議会施設連絡会 | |
| 日比 均 | 大津市社会福祉協議会 | |
| 牧村 順一 | 同朋大学 | 委員長 |

④ 市社協職員ワーキンググループ

| 会議 | 日程 | 内容 |
|-----|------------|--|
| 第1回 | 令和3年7月29日 | ・第6次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画・ 第4次大津市地域福祉計画の策定について |
| 第2回 | 令和3年8月19日 | ・第6次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画・ 第4次大津市地域福祉計画の策定について |
| 第3回 | 令和3年9月2日 | ・第6次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画・ 第4次大津市地域福祉計画の策定について |
| 第4回 | 令和3年10月14日 | ・第6次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画・ 第4次大津市地域福祉計画の策定について |

(3) ワークショップ概要

① 若者の考える地域の現状を知り、地域福祉を考えるワークショップ

| 項目 | 内容 |
|-----------------|---|
| 目的 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が主体的にまちづくり・地域づくりについて意見を出し合う。 ・子育て世代の意見を聞く場を設ける。 ・若い意見を聞く場を設けるとともに現行計画に沿った意見を求める。 |
| 対象 | 比叡山高校ボランティア委員会4名+龍谷大学生2名 |
| 日時 | 令和3年7月14日(水) 11:00~12:30 |
| 場所 | 比叡山高校 |
| 参加者 | 10名(2グループ) |
| 内容 (グループワーク) | 1) 情報を必要な人に届ける取り組みの充実 (基本目標1 方向性1-1) 2) 災害時にも強い支援体制づくり(基本目標3 方向性3-3) 3) 新しい参加者を巻き込んでいく取り組みの推進 (基本目標2 方向性2-3) 「こんなまちになって欲しい」という夢について |



【若者の考える地域の現状を知り、地域福祉を考えるワークショップの様子】

② NPO法人 わにまちづくり協議会 ワークショップ

| 項目 | 内容 |
|-----------------|---|
| 目的 | 第4次大津市地域福祉計画・第6次大津市社協地域福祉活動計画の策定にあたり、地域の現状把握及び地域での包括的な支援体制の構築に向けた取組の検討につなげるため |
| 対象 | NPO法人 わにまちづくり協議会 |
| 日時 | 令和3年7月31日(土) 18:00~19:00 |
| 場所 | 和邇コミュニティセンター |
| 参加者 | 8名(2グループ) |
| 内容 (グループワーク) | 色々な問題を抱えている人を見つけたらどうしたらいいんだろう？ |



【NPO法人 わにまちづくり協議会 ワークショップの様子】

3 用語解説

(用語の後の「※」は、本市独自の内容で解説しています。)

【あ行】

アウトリーチ P 6

要請がない場合でもワーカーの方から積極的に地域に出向いていく援助のこと。生活上の問題や困難を有しているものの、福祉サービスの利用を拒んだり、ワーカーに対して攻撃的、逃避的な行動を示す人に対して積極的に働きかけること。

あんしん長寿相談所 P 25

地域包括支援センターのこと。地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、次の6つの業務のほか、第1号介護予防支援事業を一体的に実施する高齢者の総合窓口。

- ①総合相談支援業務 ②権利擁護業務 ③包括的・継続的ケアマネジメント
- ④住宅医療・介護連携推進事業 ⑤生活支援体制整備事業 ⑥認知症総合支援事業

委託相談支援事業所 P 43

市から委託を受け、障害福祉サービスの利用などの相談、サービス利用計画の作成などを行っている相談支援事業所。

SNS P 21

「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略。人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型の Web サイトおよびネットサービス。「Facebook」(フェイスブック)や、「Twitter」(ツイッター)、「Instagram」(インスタグラム)等が有名。

SDGs P 82

持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals) とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。

NPO P 5

「Non-Profit-Organization」の略で「民間非営利団体」のこと。ボランティア団体や公益的な法人を含む概念である。平成10(1998)年に特定非営利活動促進法(いわゆるNPO法)が成立し、小さな団体も法人格を取得できるようになった。

円卓会議 P 32

地域の困りごとや課題中心に、関係する市民や団体、事業者、行政等が集まり、対等な立場で、その解決に向けて情報を共有し、対話を行う場。

【か行】

介護サービス P 25

介護保険で利用できるサービス。訪問介護、通所介護等の「在宅介護サービス」や、介護保険施設に入所して受ける「施設介護サービス」等のこと。

介護サービス情報公表システム P 25

介護サービス事業所で行われているサービス内容等を、インターネット等で自由に検索・閲覧できる厚生労働省のシステム。

令和2（2020）年3月のシステム改修により、新たに「認知症に関する相談窓口検索」が加わり、地域包括支援センターおよび認知症疾患医療センター等を含む、地域ごとに整備された認知症に関する相談窓口が明確化され、本人や家族等が気軽に悩みを相談できる窓口の情報を閲覧することができるようになった。

介護保険制度 P 25

平成 12（2000）年から介護保険法により設けられた社会保障制度。施行以降、平成 17（2005）年、平成 20（2008）年、平成 23（2011）年、平成 26（2014）年にそれぞれ改正（翌年施行）され、「予防重視型システムへの転換」「認知症対策の推進」等、必要な見直しが行われている。

核家族 P 14

親族世帯の中で、夫婦のみの世帯、夫婦と子どもからなる世帯、男親と子どもからなる世帯、女親と子どもからなる世帯。

学区社会福祉協議会（学区社協）※ P 26

一定の地域内において、地域福祉の推進を図ることを目的とした地域住民による自主的な団体。自治会関係者や福祉関係団体関係者等で構成している。大津市では小学校区ごとに 36 の学区社会福祉協議会が組織され、地域に根ざした福祉のまちづくり活動に取り組んでいる。

企業の社会貢献 P 65

企業活動をする中で、自社の利益だけでなく、社会全体に与える影響や企業が行うべき社会貢献にも配慮した行動を選ぶという企業のあり方を意味する語。企業の社会的責任においては、消費者や投資家、社会の構成員全体といったステークホルダー（利害関係者）との関係が重視される。企業の社会的責任に基づく活動は、慈善事業とは異なり、あくまで企業活動の中で行われる。

虐待 P 16

人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為。殴る、蹴る等の暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫等の心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金等を勝手に使ってしまう経済的虐待等があり、障害のある人や児童・高齢者に対する虐待が問題となっている。

協議体 P25

行政機関や地域の関係者（NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者等）間の定期的な情報共有及び連携・協働の場。

協働※ P1

複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力をあわせて活動すること。

本市では、平成 23（2011）年4月に『大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例』を制定し、愛着と誇りをもって、住み続けたい大津を築いていくために、市民・市民団体、事業者、市等が、お互いの特性を尊重し認めあいながら、話しあいに基づいて役割を分担して、自主的に行動し、地域課題の解決に力をあわせて取り組むことを目指している。

権利擁護サポートセンター※ P24

高齢者・障害のある人等とその家族・介護者に対して、保健・福祉・医療に関する総合相談を実施し、財産権や適切なサービスを利用する権利を護る活動を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与する目的で、平成 28（2016）年4月1日に明日都浜大津に開設。

高齢化率 P13

65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。高齢化率が7%～14%の社会を高齢化社会、14%～21%の社会を高齡社会、21%以上の社会を超高齡社会という。

コーディネーター P22

仕事の流れを円滑にする調整者のこと。社会福祉の援助において、他の職種とのチームワークが不可欠であるが、その際にその人たちとの調整をする。

子どもの学習支援事業 P27

子どもへの学習・生活支援を通して「貧困の連鎖」を防ごうとすることを目的とした事業であり、学習する空間（場）や支援者（大人）との関係性が、子どもにとって安心できる居場所となっている。

このことを大切に、「子どもの学習・生活支援事業」は「子どもの学習支援・居場所づくり活動」として取り組むことが必要。

個別避難計画 P76

高齢者、障害者等のうち、自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者に対して、個別支援の内容等を作成する計画（避難行動要支援者避難支援計画）。

コミュニティソーシャルワーカー P22

地域で暮らしていく上で何か困りごとを抱えている人に、個別に相談に乗って解決を支援するとともに、その人が暮らす地域の生活環境の整備や住民同士の関係づくり等の地域支援を住民や他の専門職と一緒に行う人。そんな地域を大きな視点で捉えてコーディネートする人が「コミュニティソーシャルワーカー」。

【さ行】

災害ボランティア P28

台風等による風水害や地震、津波等の災害が発生した場合、被災地で、ボランティアとして行う支援活動。

災害ボランティアセンター※ P28

大津市では、平成 28（2016）年4月より、市社協の協力により常設災害ボランティアセンターを設置。災害発生時には、被災地の支援ニーズの把握・整理を行うとともに、支援活動を希望する個人や団体の受け入れ調整、マッチング活動を行っている。

在宅医療 P51

在宅で行う医療のこと。在宅医療としては、医師による訪問診療、看護師等による訪問看護、理学療法士等による訪問リハビリテーション、歯科医師による訪問歯科診療等がある。

事業者 P2

社会福祉を目的とする事業やサービスを行う社会福祉法人や NPO 法人、企業等。

自主防災組織 P28

地域住民による任意の防災組織を言う。主に自治会等が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体のこと。

市民活動センター※ P29

大津市市民活動センターは、市民公益活動に関する人や情報が活発に行き交い、利用団体同士の連携や交流が促進される協働の拠点施設となることを目的として、平成 18 年に開設した施設。

市民公益活動に関する講座や講演会の開催、NPO、大学、事業者等の相互連携、また市民公益活動に関する調査研究、市民活動の活性化や視野を広げるための交流会などを行っている。

市民センター※ P33

大津市では、行政窓口である支所と、生涯学習やまちづくりの拠点である公民館・コミュニティセンターの複合施設として、市内 36 箇所に市民センターを設置している。

社会福祉協議会 P1

社会福祉法に基づく、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法人。一般的に「社協」と呼ばれる。

社会福祉法 P2

社会福祉サービスの基礎をなす法律で、社会福祉の目的や理念、原理等を盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉の基礎構造に関する規定が定められている。

重層的支援体制整備事業 P 6

令和3（2021）年4月の社会福祉法の改正により、新たに創設された市町村の任意事業。市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築することとされており、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの。

受援力 P 26

支援を受ける力。ボランティアを地域で受け入れる環境・知恵等のこと。

障害福祉計画 P 5

障害者自立支援法に基づく市の計画で、障害のある人それぞれの日常生活の自立・社会的自立を支える自立支援給付及び地域生活支援事業に関する事項を示す計画。

自立相談支援事業 P 101

生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談事業。生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析（アセスメント）し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成する等の支援を行う。また、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認や社会資源の開発等も行う。

身体障害者手帳 P 95

身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある人が、各種の障害福祉サービスを受けやすくするための手帳。都道府県知事、政令指定都市の長または中核市の長が交付。

すこやか相談所※ P 22

市民が、いきいきと楽しく暮らせるまちづくりを目指して保健師、訪問指導員が常駐し赤ちゃんからお年寄りまでの健康や福祉に関する相談を行う場所。市内には、保健福祉ブロックごとに7箇所あり、「あんしん長寿相談所」と併設されている。

生活困窮者自立支援会議 P 24

会議の構成員に対する守秘義務を設けることで、構成員同士が安心して生活困窮者に関する情報の共有等を行うことを可能とするものであり、地域において関係機関等がそれぞれ把握している困窮が疑われるような個々のケースの情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を行うもの。

生活困窮者自立支援制度 P 52

全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関する事業を包括的に実施。

生活支援コーディネーター P 22

生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、地域においてボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化等を行う（地域支え合い推進員）。

精神障害者保健福祉手帳 P95

一定程度の精神障害の状態にあることを認定するもの。精神障害のある人の自立と社会参加の促進を図るため、手帳を持っている人々には、様々な支援策が講じられている。都道府県知事が交付。

成年後見制度 P9

精神上的の障害等によって判断能力が十分でない人が財産管理や身上監護で不利益を被らないように家庭裁判所に申立てを行い、代理権や同意権・取消権の付与を受けてその人を援助してくれる人（成年後見人等）を付けるしくみ。

相談機関連絡会※ P22

市社協では、困りごとを抱えた人の相談をネットワークの力で解決するために、平成5（1993）年度から関係専門機関と相談機関連絡会を隔月で実施。

【た行】

第2層 P25

介護保険事業計画において、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定めた日常生活圏域（中学校区等）で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開。本市においては、現在、保健福祉7ブロックで活動。第1層とは市全域。

団塊の世代 P91

昭和22（1947）年～昭和24（1949）年頃のベビーブームに生まれた世代のこと。

単身世帯 P1

ひとりで生活している者。家計単位・消費単位と個人が同一。

地域共生社会 P1

高齢者・障害のある人・子ども等、すべての人々が、制度・分野や、支え手側・受け手側という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域ケア会議※ P25

民生委員児童委員、福祉委員、自治会役員、社協、行政等が参加し、地域における課題と解決策を話し合う会議。

地域コミュニティ P26

地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、医療、遊び、スポーツ、芸能、祭り等に関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。

地域生活課題 P 2

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。

地域福祉活動計画※ P 2

地域福祉を推進するために地域住民や各種団体が主体的に策定する民間の活動・行動計画。市社会福祉協議会が策定しているが、学区社会福祉協議会でも策定を進めている。

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業） P 19

認知症高齢者や知的障害のある人・精神障害のある人等判断能力の不十分な人が地域で安心して自立生活が営めるように福祉サービスの利用援助を行い、権利擁護を行っていくことを目的とする事業。

地域包括ケアシステム P 25

令和7（2025）年を目途に高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。

地域包括支援センター P 34

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設のこと。主な業務は、介護予防支援及び包括的支援業務（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）で、制度横断的な連携ネットワークを構築して実施する。

地区防災計画 P 28

一定の地域における地区居住者や事業者等が策定する自発的な防災活動についての計画のこと。阪神・淡路大震災、東日本大震災により、地域における自発的な自助・共助による防災活動の重要性を認識されたことで、平成25（2013）年6月の災害対策基本法改正で「地区防災計画制度」が創設されている。

地区民生委員児童委員協議会※ P 73

民生委員法に基づき設置されている組織。大津市では市域を36の区域に分けている。

中3学習会※ P 27

様々な要因において学習する環境が整っていない生活保護受給世帯やひとり親世帯等の子どもたちに対して、学習支援や家庭、学校以外の居場所を提供することにより社会性を育て、高等学校等への進学を実現することを目的として行う学習支援事業。

寺子屋プロジェクト※ P25

子どもたちに学びの楽しさや、地域のあたたかさを伝え、心の豊かさと安心を育むことを目的として、地域で長期休暇中等の宿題支援や居場所づくりとして行う事業。

ドメスティックバイオレンス（DV） P58

DVと呼ばれることが多い。家庭内暴力と直訳されるが、一般的には家庭内に止まらず親密な関係における男女間での暴力の意味。身体的暴力に限らず、心理的な暴力も含まれる。

トワイライトステイ※ P27

子どもたちに対し、生活意欲や学習意欲、自己肯定感の向上を図ることを目的として、夕方から夜の居場所づくりとして行う事業。

【な行】

7ブロック※ P23

大津市での7ブロックとは、保健福祉ブロックのことで、「志賀」「北部」「中北部」「中部」「中南部」「南部」「東部」に分かれる。

認知症 P9

加齢によるもの忘れではなく、様々な原因で記憶や判断力等の障害が起こる脳の病気。

【は行】

バリアフリー P72

障害のある人や高齢者等が日常生活を送る上での妨げとなる、様々な障壁（バリア）を取り除くこと。もとは段差や仕切りの解消等を指したが、現在では、意識や各種制度等あらゆる面において、社会参加を困難にするものを取り除くこととして用いられる。

伴走型支援※ P29

支援者が、課題を抱えた個人や団体の想いに寄り添いながら進める支援。

ひきこもり P1

「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（厚生労働省、平成22年5月19日公表）で定義される、様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊等）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出は除く）を指す現象概念。

ファミリーサポートセンター P27

市町村で実施する、地域の子育てを応援する相互援助のための会員組織。育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、ファミリーサポートセンターが仲介して、会員同士で支えあう組織。

福祉委員※ P23

学区社会福祉協議会、自治会、民生委員児童委員、地域ボランティアとともに、住みよい福祉のまちづくりと進めるため、身近な地域の見守り、声かけ、支えあい、助けあい活動を行っている。

福祉課題※ P24

この計画では、市民が日々の生活の中で抱えている様々な問題や課題のうち、特に社会福祉に関連する課題についての総称。

福祉避難所 P35

主として要配慮者を滞在させることを想定し、災害対策基本法施行令に規定された避難所。

フリースペース P70

様々な理由から学校に行きにくくなっていたり、家庭の中に安らぎがなかったり、また子どもらしく大人に甘えることができなかつたりといった状況にある子どもたちに対し、フリースペースは24時間人がいて、あたたかいご飯があって、お風呂がある地域の社会福祉施設を拠点に、子どもたちが安心して、信頼できる大人とのびのび過ごせる夜の居場所として、大津市域でスタートした取組。

子どもを“孤立”させないこと。“ありのまま”を受け入れる大人がそばで寄りそうこと。子どもと一緒に大人も悩んで、考えて、子どもと一緒につくる居場所であることを大切にしている。

ふれあい給食サービス※ P27

ひとり暮らし高齢者等へ、学区社会福祉協議会や地域の各種団体、ボランティアが協力してお弁当を配食したり、会食会を行い、地域の交流を図る事業。

ふれあいサロン※ P25

公民館や自治会館等の地域の身近な場所で、定期的に集まり、レクリエーション等を通して交流を図り、楽しく暮らせる地域づくりを進める活動。民生委員児童委員や福祉委員、地域のボランティア等を中心に企画し、高齢者を対象として開催されている場合が多いが、世代間の交流等対象を広げつつある。

法人後見事業 P24

社会福祉法人や社団法人、NPO等の法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う事業。

保健福祉ブロック※ P22

高齢者が利用しやすいよう保健福祉サービスが効率的に提供できる範囲（平成12（2000）年において、おおむね人口5万～7万人、圏域半径4km以内）を基本として生活圏に考慮しながら区分するもの。7ブロックを設定する。

ボランティアコーディネーター P23

市民のボランティア活動を支援し、その実際の活動においてボランティアならではの力が発揮できるよう、市民と市民または組織をつないだり、組織内での調整を行うスタッフのこと。

ボランティアセンター※ P28

大津市ボランティアセンターは、社会福祉に関する理解と関心を深めるとともに、ボランティア活動・市民活動を応援するために、市社協に設置されており、「ボランティア活動がしたい」「ボランティアに来てほしい」等の相談に応じているほか、講座や啓発イベントの開催等、様々な面からサポートしている。

ボランティア交流コーナーでは、ボランティア情報の閲覧や情報交換、ミーティング等、自由に利用できる。ボランティアセンターの事業としては、「ボランティアに関する相談・調整」「ボランティア講座の開催」「ボランティアグループの活動支援」「ボランティア保険の加入」「啓発事業」等を行っている。

【ま行】

民生委員児童委員 P18

「民生委員」は、社会福祉の増進を任務とし、地域住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握するとともに、要援助者への助言援助、社会福祉施設への連絡協力を行う。民生委員法に基づき、市長が推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。行政協力という公共性をもつ一方、地域のボランティアとしての自主性をもつ活動を行う。

「児童委員」は、児童の生活環境の改善、保健、福祉等、児童福祉に関する援助を行う。児童福祉法により、厚生労働大臣により委嘱され民生委員がこれを兼ねる。

【や行】

ヤングケアラー P1

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。

令和3年3月に報告された国のヤングケアラーの実態に関する調査結果をみると、世話をしている家族が「いる」と回答したのは、中学2年生が5.7%、全日制高校2年生は4.1%となっている。また、世話の頻度について、「ほぼ毎日」が3～6割程度となっており、平日1日あたり世話に費やす時間について、「3時間未満」が多くなっていますが、「7時間以上」も1割程度となっている。本市においても、ヤングケアラーについて、教育機関や各関係機関等と連携し、実態把握に努め、必要な支援を検討している。

要介護認定者 P15

日常生活において、介護が必要な状態の軽減や悪化の防止のために支援が必要な状態にある人（要支援者）や、常時介護を必要とする状態にある（要介護者）と認定された人。

要配慮者 P28

平成 25（2013）年の災害対策基本法の改正により、「災害時要援護者」という言葉に代わり、新たに定義された言葉で、高齢者、障害のある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者のことをいう。

要保護児童 P22

地域協議会の対象児童は、児童福祉法第6条の3に規定する「要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）」であり、虐待を受けた子どもに限られず、非行児童等も含まれる。

【ら行】**療育手帳 P95**

知的障害のある人が各種の障害福祉サービスを受けやすくするための手帳。都道府県知事又は政令指定都市の長が交付。

第4次大津市地域福祉計画
第6次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画

令和4年3月

発行：大津市・大津市社会福祉協議会

編集：大津市 福祉子ども部 福祉政策課
〒520-8575

滋賀県大津市御陵町3番1号

電話：077-528-2740

FAX：077-523-0412

編集：社会福祉法人 大津市社会福祉協議会
〒520-0047

滋賀県大津市浜大津四丁目1番1号

電話：077-525-9316

FAX：077-521-0207

